

日本書紀通釋

飯田武鄉著

上篇之三

日本書紀通釋卷之七

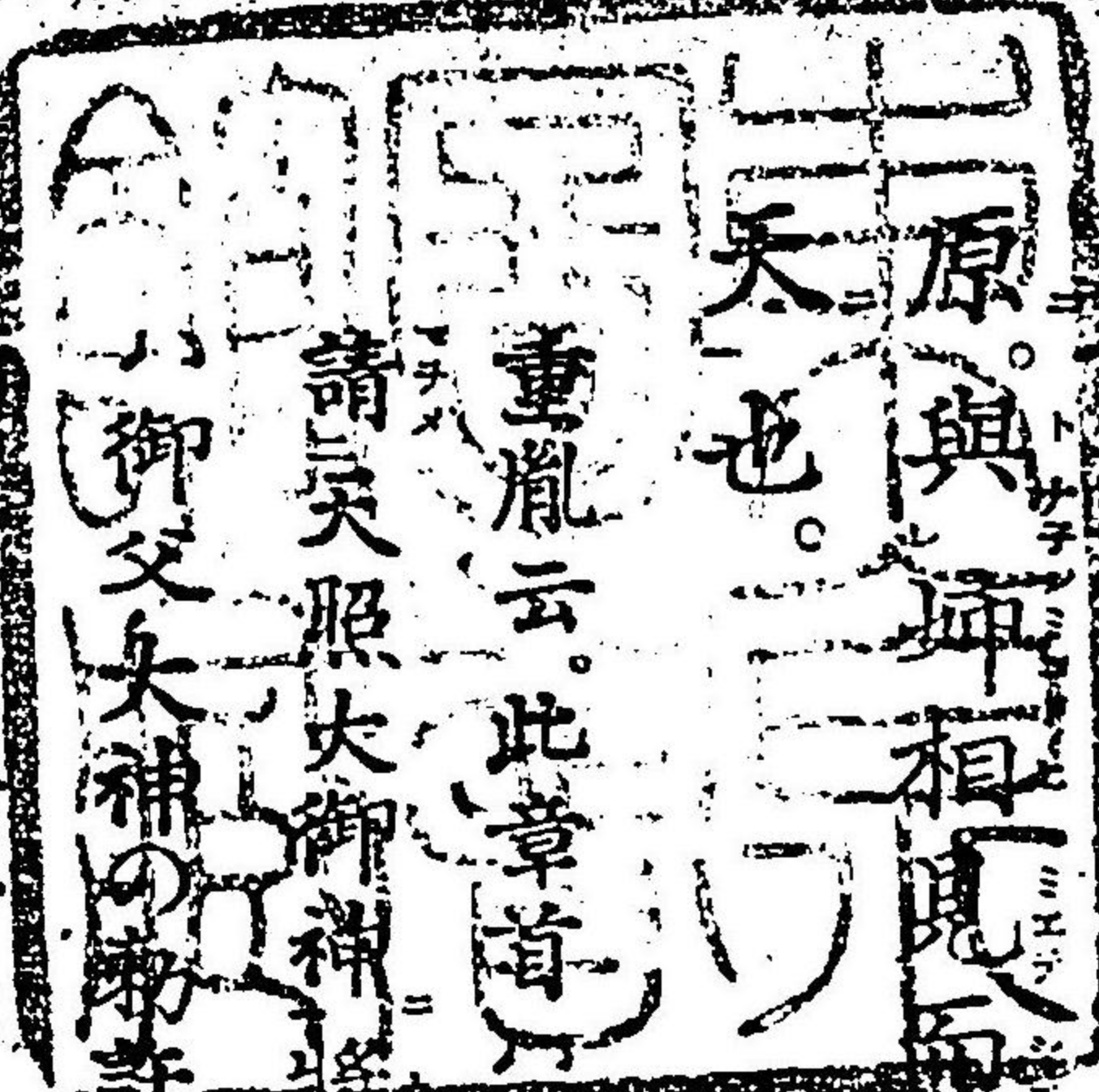
飯田武郷



於是素戔嗚尊請曰。吾今奉教。將就根國。故欲下轄向高天

原。與神相見。而後永退矣。伊弉諾尊勅許之。乃昇詣之於

天也。



童胤云。此章首

請天照大御神。乃參上天。記云。私の御出立なる。此

御父大神の勅許を奉らせ玉へ。公行なる者也。此は必如此となして。叶

當遠適之根國矣。遂逐之。とあるを奉て云るなり。○請曰。寶鏡開始章

人難多請。とある。同。此は昇天の勅許を請奉らせ玉ふなり。○向は參



出たり。記傳云。參は貴所へ向行を云。此の出る方を申めて趣、麻加流の貴所より退去るを云。故に去る所を申み趣方を申むる時云言なり。と反對なり。○姉は。記白檮原宮段。神沼河耳命其兄神八井耳命をとして。那泥汝命と詔へることありて。記傳は。那泥は人を親み尊みて云稱也。萬葉四よ巳の女を名姉とよみ。九よ妹名根とよみ。常も男よは兄アヒ。女よ姉アヒと云へ。那泥は女よ局るへきよ似たれども。此は兄命を詔へれ。男ももわたる稱まで。伊呂泥も女よ限る如くなれども。安寧天皇の御子よ常なり。○武鄉云。兄の訓ハアヒと云るは限る如くなれども。是も男女よわたる稱訓るを見れ。阿彌とも云るよこそ。さて思ふ。記下卷なる欽明段。小兄比賣も。此紀は小姉君と書るは依れ。泥は。天津日子根など。常多かる泥なりと云り。今世よハ姉ヲアチヒメと訓へきか。泥は。天津日子根など。常多かる泥なりと云り。今世よハ姉み訓り名義は吾扱か。○相見而後永退。相見をマミエと訓る。俗は貴人の目通は出て見知る事を目見と云狀は同一。マミエのマミは目見にて。目見え所知るを云なり。永退は。終は往留り御在し坐へき根國は就て云なり。ヒタフルは一向なり。先は高天原の方よは。暫、向と宣へる其反なり。記は請天照大御神一將罷云々。平田翁云。ひと

請し玉ふは。永之夜見國は罷給ふ故。大御神は御暇請し玉むこの事なり。御兄ミコノカミを敬ひ慕ひ給ふ理。信は然も有へ。有ひたき御心よこそあり。○伊弉諾尊。本は脱たるを。今應永本よ因て補ふ。さるは此紀の趣。始根國は逐ひ坐るハ。父母二神と上章はあれども。此ハ必伊弉諾尊一柱の御計らひよてそ有ける。其は此文よ次て。是後伊弉諾尊神功既畢云々と見えて。伊弉册尊の御事を被記ざるは。上章次生火神軻遇突智時。伊弉册尊為軻遇突智所焦而終ごある。其神の結ハ其よ委れて。本書ハ伊弉諾尊一柱をのみ被擧たるなり。○勅許。海宮遊行章。弟許諾。安閑紀詔曰可矣ユルヌ。など訓れたる是なり。許とハ其請奉らせ玉ふ所を許諾ハせ玉へるなり。此は御父大神の然神逐ハせ玉ひ一ひごも。素戔鳴尊の天上よ參向ひて。日神は請して罷なんと申玉へる事。信は其所謂有る事ふるへ。其の中々ハ伊弉諾尊こそハまり給ハね。産靈大神の幽深なる神量の御在坐て。許させ玉へりごなん伺奉られける。記ハ此勅許の

事いふきを。此紀の傳を甚尊と有ける。諸此許字ハ。上ヨ請曰ハ照應へて。書れたる者まで。神功紀に請馬。皇太后則聽之。ニシテとあると同格也。凡て他より請ふ所を許容て。其檀を爲るをユルスと云事古言なり。

是後伊弉諾尊神功既畢靈運當遷。是以構幽宮於淡路之洲。ニシテ寂然長隱者矣。

是後ハ。口訣に素戔嗚尊昇ニ詣於天之後也とあるか如し。諸此より以下五十八字ハ。八洲起原章ヨ亘りて。其結文なること既ヨ云るか如し。○神功既畢。功は事にて。天神より授り奉らせ玉ひ御業ふり。天神の御言のまよく。國作り固め。宇宙の主たるへき珍御子を生玉ひ。其神々の御任をも竟一玉ひ人草の蕃殖るへき道をも。立玉ひしなごを約めて云るなり。○靈運當遷ハ。何とも訓かたきを。暫く本の訓のうち。カミアガリマシナムトスとあるは據て。神

功畢まして。今ハ天上ヨ報命し玉ふへき時運の來れる意ヨ云るものと解へし。重胤云。カミアカリマシナムトスト訓るハ。其は次ヨ登天と有同しく。報命し玉はんとて。天ヨ參上らせ御在し坐むと爲るを云なり。此ハ伊弉諾大神。幽宮を淡路洲に構給ひて。其御靈を留させ玉ひ。正身ハ天上ヨ還上り御在坐す御事なり。紀中ヨ崩字を神上ますと訓るハ。此大神の御靈を留め。顯身なからしめて神上り坐しと別て。顯身ハ國土ヨ留坐て。御靈の天上ヨ神上らせ玉ふ事として。謂ゆる死を云なれども。此事からの同しきか故に。言も亦一なる者也。然るハ此大神の天降り坐し始ハ。世人の生るハか如く。又此ヨ神上ヨ坐すに至てハ。世人の死る終の如くして。死生の理を究盡すこと。此一段にて至れりと云へし。と云れたるハ。然る説なり。纂疏ヨ靈運當遷者。年運遷替也とあり。此ハ字ニ泥みたる説ヨて委しからず。通證ヨ辨道衛老子碑。至道靈運。神功自然。後漢書黃香傳。功滿當遷とあり。此等ハ文字の出所を徵せるまでなり。○幽宮ハ。本ヨカクレノミヤと訓れど。カミミヤと訓へどや。御靈を留る宮を。萬葉ニヨ神宮爾裝奉而ごあり。此ハ高市皇子薨坐て。顯身ハ葬奉れど。其神靈を留奉る宮を。裝奉と云事ヨて言錢ハ。此と同し。此宮ハ。伊弉諾尊神功畢て。天ヨ昇坐むごて。其御靈を長へ留め置給はむか料ヨ。御自携り坐て。其島ヨ永ヨ留宅給へる宮ヨて。現世人の目ヨこそは見え奉らね。今も幽ハ其宮の存する事申もごらなり。此は後ヨ現世人の御靈を鎮め奉らむごて。造れる神社の事なりと云説ハ。幽宮とある名をもおもはず。幽顯の差別ヨも暗さ

説ふり。記傳の説も違へり。甚と後の世なから。國史は出たる淳和天皇天長九年五月。伊豆國賀茂郡伊古奈比咩神。又仁明天皇承和七年九月。同國上津島に坐。阿波神の御態。また清和天皇貞觀七年十二月。甲斐國淺間大神の神宮を造る。顯はして。暫時現世人は神異を示せ給ひ。即て幽冥は隱し坐るふと。こな幽宮なり。彼宮殿なとも。現世は後まで殘し玉へるさまよ云る説なり。總て云ふ足らず。さて今大神の幽宮を構りて。長へは鎮坐る宮都なるか故。後社を造りて。其神靈を齋祭れる。其即式なる淡路國津名郡伊佐奈伎神社名神大是なり。三代實錄貞觀元年正月。授盤草。和名抄に。津名郡育波郷和名以久波とある。今も育波川育波浦育波村など云地名ともあり。津名郡の西海邊。添たる郷なり。是郷は並ひて郡家郷あり。和名抄は津名郡郡家。和名久宇希と見ゆ。是郷の多賀村。神名式なる伊邪奈伎神社の社あり。神宅ともいふ。國君より造立たまひ。封田

も若干ありと云つ。此神社は國の一宮にて。今郡家郷多賀村と云ふ御在坐り。履中紀五年の處。此神の銅部等が縣の血鬼を逐まして。祝ひ御託し坐ることあり。記云。故。其伊邪那岐大神者。坐淡海之多賀也とあり。式大上郡多賀和名抄田可郷有り。今多賀大社と申す。○舊事紀は伊弉諾尊亦坐淡路之多賀也とあり。淡海之多賀は。淡路の多賀より後遷しまつれる社なりと國人の云り。されど多賀と云地名。淡海の方あるし。淡路のは大凡二百年ほど以前より云始めたる地名なること。寛文四年。幕府へ書出たる阿波郡村帳。淡路國津名郡多賀村と始めて見えたりと小杉温郷云りなほよくたつぬへし。○淡路之洲。永享本は之字なし。○寂然長隱也。今まで顯身は御在坐て。神功を顯國は立させ玉ひける。大神の大御身は。日之少宮は神登らせ御在坐て。幽宮は唯其御靈を耳留めさせ玉へるか故に云なり。重胤云。長隱は其幽宮は長しなへは鎮坐て。再復世は顯身を現はし出玉ふ事なきを云なり。天孫降臨章。大己貴命の。今我當云々將隱去。言訖遂隱。其第二一書は吾將自。此避去云々。而長隱者矣と有と。事狀も語勢も共は相類たる事なれは。照し合せて。事の趣を曉り明らかになん有ける。又其を神賀詞に。八百丹折築宮爾靜坐支とあり。此を以て長隱とい。其宮に鎮り坐す御事なるをもさとりわかし。長隱は。記に至し今鎮坐也と云事の有る等

しと。此長へハ世とともハの義也と云り。

亦曰。伊弉諾尊功既至矣。德亦大矣。於是登天報命仍留  
宅於日之少宮。少宮此云倭柯美野。

亦曰。此段を直指本等ハ分注に書せるは誤なり。かゝる亦曰の例。總て大字の  
例なり。本は從ふへし。重胤云。先ハ幽宮を構らせ玉ひて。長隱り坐御事を云  
終めたるを此ハは。其神登つ坐す御行方の事を。記奉る其界ハ置るハこそあれ。  
更ハ異説の謂ハ非ず。口決ハこと。亦曰者始言遷化之地。次明功與昇  
天之事也と云りとあり。○功既至ハ。上に神功既畢の事を。重複て懇到ハ申  
顯し奉るなり。故此をもカムコトと訓へし。至ハ重胤云。万葉十九ハ。由伎多  
良波之氏と云語有り。其と同言よて往足ふり。天孫降臨章一書ハ。誠歎之至  
とある至是なり。世ハ至り深き。又は至りなき。或は至らぬ人など。其徳を論云ふ

時の至、是なるを。用語は云るなり。口訣ハ功既至矣者。生善神成洲國備  
衆物也と云るハ。今茲ハ云ふ至ハ義を盡せる者と云へし。と云れたり。○徳亦  
大又云。此大神の御徳の。次々大ニ成らせ御在坐る。一事を以て申さば。古  
事記を見るハ。其成坐ハ初ハ。唯伊邪那波神とあり。御身滌段ハ。伊邪那  
波大神とあり。其次ハ。伊邪那波大神と有て。其末ハ至りては。打任せてハ  
唯大神と耳申させ玉へるなり。此即徳の大ニ成らせ御在し坐るか故なりと  
云り。○於是とハ。右の時を外さず。思ほし立玉へるふり。これ上の靈運當邊  
天ハ。八洲起元章ハ。降居其島云云とあるハ對へたるなり。○報命ハ。皇祖天  
神の詔命ハ。還答へ奉らせ給へるか故ハ報命と云なり。○日之少宮ハ。日下の  
永本永亨本ハなし。天上なる大宮なる事。仍。字よて明らかなき。續後紀の歌ハ。天照國  
之曰。宮とある。日宮ハ天照大神の天上ハ坐ます大宮を申し。其ハ對へて。伊  
弉諾尊の坐宮を。日之少宮とハ白すなるへし。又日ハ少も唯何となき稱言ハ。少ハ  
瑞垣瑞之御舍などいふ瑞ハ同じカ

るべ。さて此大神の鎮坐御社の物見えたるは、式大和國添下郡伊射奈岐神社。大月次 葛下郡伊射奈岐神社。城上郡伊射奈岐神社。合せて同一國の中より三所おはし坐は、所由あつぬへき御事也。若くは大神の住坐りし。宮所などの跡なるよあらしかと。重胤云り。なほ國々も數多坐ます中より。伊勢國度會郡伊佐奈岐宮二坐。伊佐奈彌命 一坐。並大月次新見ゆ。大神宮式倭姫命 二柱御祖神を齋祭れる宮の。天下より甚尊き。此宮は勝れるはあらざるそか。○留宅は。皇祖天神の御許に參到坐て報命し。訖て然後より。日之少宮を常宮として。留まり住せ玉ふを云ふ。

始素戔嗚尊昇天之時。溟渤以之鼓盪。山岳爲之鳴响。此則神性雄健使<sup>カム</sup>之然也。<sup>シムネナリ</sup> <sup>シカラ</sup>

始重胤云。上より素戔嗚尊の御事を記されたるは。乃昇<sup>リ</sup>諸之於天也。と書捨て。此以後は在つる伊弉諾尊の御事を外に記すべき所なきか故。此間より云

終めて。又端を改起して。上より承續之所なるか故。其以前より立復りて始は云るまで。前段は是後と有るは對へたる所なり。口訣も始者伊弉諾尊上天以前也。と云るか如し。此文法多と有る事まで。寶劍出現章一書。素戔嗚尊帥其子五十猛神。降到於新羅國と有て。其より緯<sup>ヨロ</sup>は他事を云終めて。初五十猛神云々と。經<sup>タテ</sup>は承たると同格なる所なりと云り。○溟渤。和名抄は。和名於保波守三。見日本紀也とあり。古訓なり。名義抄も然訓り。萬葉二十。於保吉守美能。美奈曾已布可久。と詠るなど考る。唯は大海と云り。ハ。決めて甚しと大<sup>オホ</sup>き意なると所見たりと云り。○鼓盪。又云。登與牟ハ物の動き響く事なるか。登行呂久は。其動き響く音の有を云て。此の登行呂是るて。此までハ。大海は高浪の立駭と云なり。盪を多陀與布と云は。名義抄は。ウルウとも。ソ、クとも。オゴクとも。トラカスとも。ウカスとも訓たる。其オコクは動を云なるへし。然れハ溟渤以之鼓盪と云は。暴風を起し。奔潮<sup>ハヤナミ</sup>を立

て、溟渤を涌返る計は、蕩かし給へるを云なす。○山岳を、溟渤を云て、其は並へたるは、國土の皆を云事なれども、其國土の中よても、主と鳴响るは、山岳なるか故よ、國土と云いすして、山岳といふれども、意を記は國土皆震と有と、同じ所なる者也。此即後よ謂ゆる地震などの狀して、山鳴り地動けるを云なす。同記よも、青山如枯山泣枯、河海者悉泣乾、と有か如く、稜威の一速と、健き大神は御在坐は、天に參上給へるよも、斯る甚しき御事の御在坐るよも有ぬべきと云り。○鳴响、國土の震動と音の怒るか如く響き聞ゆるなり、和名抄毛群、虎狼聲也、吼、牛鳴也、吠、大聲也、訓皆保由とあり。○使之然也、此は素戔鳴尊のたゞ天照大神を見え奉らむとて、赤心に昇給時なれば故よ、怒り健ひ玉ふべきあらぬは、海山の鳴動一は、此神の雄健と坐しけるより、自然よて然ありしなりと、此時異心ありてよあらぬ事を、注せる文なり。此ハ誠よとることなり、さるを忍ち次文よ、其神暴惡云々、とある如何なる事なり、此事次よ云へし。

天照大神素知其神暴惡。至間來詣之狀。乃勃然而驚曰。吾弟之來。豈以善意乎。謂當有奪國之志歟。

天照大神、山陰よも云れたる如く、上、本文よ、天照大神と申を、一書云ことふから、此より以下みな、此御名を以記せるは、前後相違ふり。○其神暴惡、次一書よ、日神本知素戔鳴尊有武健陵物、之意云々、如此て、此神實は暴惡御心坐すか如く通ゆ、上の本書よ安忍、また一書よ好殘害なると同、されど、上よも已は辨へざる如く皆非なり、なほ考るよ、上、本書よ勇悍、此は勇健と見えたるか如く、勝れて雄健と、勇める御性よ坐す事ハ、本より論なし、彼大蛇を殺し玉ひしことなど思奉るへし、儲しは雄健き神性よ坐からるは、自然時よ觸れて、御心の進ひは、荒かり御態も必あり一ハ、此また然あるべき事共なり、彼勝佐備の御荒ひ、即此意なり、されど、故よ好みて、物を害し、心などの、まよふあらす、さるを此よ暴惡、また陵物、また好殘害なるといへるは、いとも疑べき



は就て按ふ。此は必彼後高天原にて。勝佐備の御荒ひ。種々の惡態し玉へるを。一時の御荒ひと思奉らす。始よりさる御性は坐すと思へる方より。始へも廻らして。其の種々に記し傳たるものと見えたり。さるは彼勝佐備の御荒ひは。いごも可畏く。無頼き御態に坐せし。此は彼勇悍なる神性の進スナヒ。不慮さる御事もありし。よそあれ。本來惡心なら。誓約は勝驗を待給ふまでも非るをや。さるは此後高天原より。此國土に降坐して。種々の御功績ごもの。勝れて大なるなごを。料り奉ても思ふへし。暴惡殘害なご坐御性なら。かまて比類なき御功績を立給ひましや。又始よりは暴惡き御心なりし。かごも。解除の徳より。善神は成給ふなと思ふも非事也。破除は一時の御心御態を直。善きにかへす。さるは。元來の性質を。改矯すなごいふべきもの。あらす。さるを。吾心清の注。心法を以て沙汰せるな。々々ごある處。この總て漢さまの論ひなり。此等を考わたりて。此神の始より惡からぬ神性ふる事を。諭るべきなり。○狀ご。口訣に。來詣之狀者。山海鳴濤也。ご有如何なり。

り。○至聞。記よ。山川悉動。國土皆震。爾天照大御神聞驚而ご有て。御直に聞食し驚かせ玉へる赴なるを。此は然らす。素戔嗚尊の神性雄健に御在し坐か爲よ。殊更に荒ひなご爲給はむの。御心は坐されごも。其物騒かしきご恐れて其來詣る狀を。奏聞せる神の言を。此よて先聞食して。驚かせ玉へるなり。寶鏡開始章一書よ。扇天扇國。上詣于天。時天鈿女見之。而告言於日神。ごあるを合せ曉るへしご云り。○勃然。又云。本にサカリニご訓り。靈異記よ勃然二合忽也。ご有よ依て。多知麻知爾ご訓へごおほゆ。但。勃然は。文選注よ怒也。ご有るよ泥みて。纂疏なごも怒多也。ご注させ玉へれごも。然らす此時は御疑の御心ごそはおほし坐けれ。未御怒を發し玉ふ所は非れ。強に驚かせ玉ふ云なり。按て物の甚しきを盛ご云。然れは此も。上章第六一書よ。大驚之曰。ごあるよ。意然耳異らごりける者なるをよご云り。○善意。一書よ天照大神疑弟有惡心。また汝不有姦賊之心者云々。ごあるよ據るよ。此の善意は。善惡の

善の意なり。此をウルフハシキ心と訓。友善の義と見る。なごハ前後の文意をもおもひぬ説なり。○歟は、疑の御辭なり。明應本は此をアルラムカと訓らるる。

夫父母既任コトヨセヒテ諸子。各有其境。如何棄置サテ當就ユク之國。而敢窺ヘテ窺カフ。窺カフ此處コト乎。乃結髮キリミ爲髻ヒ。縛裳ヒキ爲袴ハカマ。

其境キマハ、大神月讀尊は高天原、素戔鳴尊は天下を治らせご。事依され玉ひて其所知看す界限を。佐加比サカヒハ云なり。但し佐加比ハ坂合と云事にて國土にて地界を定むる古法成へさ。然る事を以て。大神の宣ふへさよ非すなと云へけれど。此は後の詞を以て記す難なし。然れハ各有其國と云意は軽く見て有ぬへし。○當就之國ハ即顯國ウツクニ。よて、天下を治らせご詔ひし其なり。根國なりと説ハ叶ハす。根國は就りますことハ、是昇り玉ひしなれハ、大神ハさること未知。此時素戔鳴尊の始て大神は申さむとて。高天原しめさぬ程なるを。いかてかさハ詔ふへさ。○敢ハ口訣は敢ハ強也と註せり。續紀の詔、また歌詞共アチカサもあり。強ふる意、堪る意なり。名義抄ナギシヒハ。アヘテ。エ。マカス。ス。ム。チカス。カシユマル。と訓り。此よて其義を明らむへし。○窺窺ハ、

窺カフハ其間隙ヒマを窺ひねらふを云。萬葉マンヤクハ、宇加渥良比ウカアツラヒとあり。此處ココハ、高天原を詔ふなり。○結髮記キリミハ解御髮トキミとあり。第一一書ハ、設マシ丈夫武備ムスナノチカラとあるか如く、大御身の万事を丈夫の装キ成させ玉へる躰ミなり。とて上代婦人乃髮のさまは、縣居翁平田翁ノリノまた重胤ヒゲノか説ともあるを。今採總て大意を云む。先其幼少コトふる時、髮の毛垂シて額ヒタに至る頃トキをめさしと云。古今集コノ見ゆ。和名抄ワナヒハ、髮カミ和名ナヒ奈爲ナヒ。俗用ヨコニ垂髮シ二字。謂イハ之童子垂髮シ也と有。又其を便ニ隨ヒてハ、舉束トねて總角ソウカクも爲シしたり。萬葉十六マンヤク見ゆ。和名抄ワナヒハ、總角ソウカク和名ナヒ阿介アノ葛岐クサノ結髮ヒ也とあり。然れハ女も幼稚コトき程トキハ結ヒもしたりしなり。かくて其うなぬの頃トキ。髮を二に振別ヒて垂シたけら。萬葉伊勢マンヤク漸長シと延行ヒくと隨ヒて。此をヒたつとも小放コハナリともいふ。萬葉マンヤク見ゆ。同書ドウショハ若冠ニガク女ハ頸ノドを小放コハナリて延ヒるを云。とて其より大人オトナよふるよ及ヒひて。始ハジて其髮カミを結ヒるを髮カミ多久トクとも云。また髮カミあごとも云。但其結ヒるよ二有ニ有ル。髻ヒの程トキは髮カミを結ヒるハ、頭上カミよ結ヒて、總角ソウカクの如トく爲ル事コトなるカ。放髮ハナリの時トキハ、已ハ舉トて大人オトナの如トく、束トねて後ノチは垂シるなり。

其差別の弁なく。諸今思ふよ。めと一ハ四五歳より。七八歳の間なるへ。うなぬは  
 には有へからず。諸今思ふよ。めと一ハ四五歳より。七八歳の間なるへ。うなぬは  
 八九歳より。十二三歳の間成へ。放髪を十三四歳より。二十歳位迄の其間  
 なるへし。万葉の歌。また右の若冠女云々。の注など。據て考へ云るなり。されハ上代の女の髪ハ。本を束ねて末を後へ  
垂たるなり。袂衣ハ御髪ハ行方も知す。つや／＼と委り。見え。今もすへらかしと云有状。そ有るらし。と云り。此事をまつ心得お  
 へし。さて記傳云解御髪とあるを。書紀ハ結髪とあり。解と結ると大違るよ似  
 たり。故猶考るよ。まつ凡て女は。年長て髪あくるハ。上代よりの様ふるよ。天武  
 天皇十一年詔よ。自今以後男女悉結髪とあるを思ふよ。上代ハ結と云ハ  
 本を一。よ集め舉て結て。其末ハ後へ垂たりけむを。彼詔に結とあるハ。頭上ハ結  
 縮て。髻と成を云なるへし。髻とハ一ハ縮ねたるを云なり。かの男の二つハ分けたる美豆良とハ異なり。さて同十三年ハ。  
 女年四十以上。髪之結不結任意とありて。又十五年詔よ。婦女垂髪于背  
 猶如故とあるハ。又彼上代よりの風の如とせよとなり。故ハ此十五年の詔以  
 後の万葉の歌にも。髪あくる事を多よめるハ。彼本を結と云て。末ハ垂るなれハ。

彼詔よ違ふことなし。武郷云。此後慶雲二年十二月ハ又詔ありて。天武天皇十一年の御ハ。中古の物語文。定ハ復し玉ひし事。續紀ハ見えたれと。此も遂ハ行ハれさりし事。なとよて灼然し。さて解とあるハ。ハの本を結たる處を解なり。神功皇后の解髪とあるハ。末の垂たるを舉てなり。ハハ言と異れとも。實ハ同事よて違へるハ。あらす。と云れたるよて明けし。○爲髻。又云。髻ハ上代ハ男の御装よて。髪を左右へ  
 けて。結縮ねたる者也。中畧崇峻紀ハ。古俗年少兒年十五六間末髪於額。十  
 七八間分爲三角子。今亦然之とある。此角子。即美豆良なり。十七八間とあるハ。し。いと上代ハすへて男ハ然せしこと。右ハ云るか如し。○重胤云。景行紀。二十七年遣日  
本武尊云々。時年十六。とあるを記。當此之時。其御髪結額とあるハ。此ハ御年を云さ  
るか故也。御髪之結縮を以。御年を知らせたる者よして。右ハ十五六間末髪於額と云るよ  
合るなり。然れとも十五六間とあるハ。幼稚さ時より其間ハ至る迄と云事。又十七八間と  
あるも。壯年より老長ハ至る間と云事よて。古俗年少兒ハ末髪於額と云まて。係れる  
耳なるを曉るへし。允恭紀ハ。天皇自岐嶽。至於總角。云々。及壯と見えたる。岐嶽ハ髻  
髪よて。童形の御時を申し。總角ハ右の束髪於額の御時を申し。壯ハ男盛と訓て。廿歳以  
後の御事を申せるなり。髪よて年齢を定むる古法を知。よ足れりと云へし。と云れたる  
ハ委。  
 萬葉ハ角髪とあり。左右よあるハ。角の如くなる故ハ。ハ有たり。後世  
 ハ鬢ヒシツラと云ハ。ハの美豆良を訛れる言也と云り。さて名義。或説ハ組蔓クヰヰなりと

云り。釋述義。美豆羅用組束髪也。見ゆ。とれと。古組など用のし物とも通えず。たほあるへし。重胤の説もあり。崇峻紀に引て云へし。とて今髻は爲給ふ。假は男貌と爲玉ふなり。○縛裳爲袴。本よミモと訓る。御裳也。万葉廿よ美母とあり。重胤云。裳。和名抄よ上曰。裙下曰。裳。和名毛と有。太神宮式御装束の中。帛裳四腰。長五尺。著。縹色裏。云々と見え。度會宮の御。緋裳一腰云々。各長五尺。齊長五尺。腰長一丈三尺。吳錦裳一腰云々。各高三尺五寸。齊長二丈五尺。腰長七尺。などあり。猶諸別宮の御。錦裳云々などあり。右等ハ古ヨ天皇朝廷ヨテ。貴人の用させ玉へる御装束の如く調へて。進らせ玉へるなり。右の如くヨ長ハ五尺許ふれども。腰長ハ一丈三尺も有れハ二重にも腰を廻るへと製れりけら。猶麻ヨテ製れる麻裳と云ハ。稱てハ玉裳とも云リ。縛ハ引纏ハし給ふ義ふリ。御裳の裾ハ一口なりけれハ。引絞りて二口に成し玉ハ。御袴ヨ取成して御させ玉ふふリ。此縛字景行記ヨユハヘテ。神功紀ヨユハヒツナと訓て。浴ヨモ物を結ハへると云ヨ同一。爲袴ハ御裳を引絞りて。直ヨ

御袴ヨ取成させ玉へるなりと云リ。とてハ。髪を結て髻と爲給ふより。發稜威之噴讓といふまで。種々の御態とも。みな假ハ丈夫の御装束を爲して。雄々一き相をあらはし給へる事。神功紀ふる皇后の新羅國を伐玉へる時の御事とも。御心ハハ同一引合すへし。但し玉を纏ハ。此ハ尊く嚴なる御貌を示し給はむ料なるへし。先達の説の如し。

便以ハ坂瓊之五百箇御統。御統。此云。美須磨。纏。其髻髪及腕。又背負。千箭之鞞。與五百箭之鞞。臂著稜威之高鞞。稜威。此云。伊都。

ハ坂瓊之五百箇御統。ハ坂ハ借字ヨテハ尺の意ナリ。記ヨハ即ハ。尺ヨアリ。ヤテ。其尺ハ一丈を十ヨ割て。幾尺と云尺也。此を佐加と云ハ割之義ナリ。上古ハ度量とも。とおほし量ヨ佐加を用ひしハ。斛字を古くサカと訓めり。後ヨハ坂字をも當たり。邂逅ヨ。字音ヨ訓を同一と爲るなり。既ハ訓同ヨあり。諸此ハハ大數を云ルハヨテ。高橋氏又ハ八尺。白蛤常陸風土記ヨ。鰻魚大如ハ八尺。とある。ハ尺ヨ同一。通証ヨ謂貴玉之糸長八尺。とあり。

るが如く、五百箇と多き數々の玉を貫き、並ぶる緒は凡ての長なり。五百箇の箇都て重胤云、玉を瓊と云るは、釋紀私記は、古者謂玉或爲<sup>ノ</sup>警、或爲<sup>ノ</sup>貳とあり。されども玉名と定め居て云時、ハ尺瓊、又記の美須麻流邇などの如く、貳と云へど、他事に係れるは、轉て警と云て、体用を分ち、輕重を定むる格と通えたり。斯れハ瓊は貳と云なん其本語は有けると云々、さて古事記には、ハ尺勾<sup>マカクマ</sup>、瓊之五百津<sup>イホツツ</sup>之美須麻流<sup>ミヌマユ</sup>之珠とあり、勾瓊ハ曲れるを名に負る也、其は仲哀天皇八年の處に、筑紫伊都縣主祖五十迹手云々因以奏言。臣敢所<sup>ニ</sup>以献是物者、天皇如<sup>ニ</sup>ハ尺瓊之勾、以<sup>ニ</sup>曲妙御宇云々とあり、御統ハ釋紀問、御統何物哉。答、是<sup>ニ</sup>綴美玉而爲也、其玉穿穴、綴集所成也、以之嬰<sup>マヒカケ</sup>繫其頸、以爲美飭、故古事記曰、美須万流之珠也、古歌曰、阿奈太万波也美、是則穴玉耳、言其玉有<sup>ニ</sup>穿穴、連集也、云々統者總也、言<sup>ニ</sup>綴、五百箇之玉、以總<sup>ニ</sup>纏其頸之義也、神代之風、以玉爲<sup>ニ</sup>身飭、延喜太神宮式、御裝束

内、頸玉手玉足玉等有之、蓋神世之因縁也、とあり。○なほ記傳は須麻流ハ須夫流と語通へり、萬葉十、水良玉五百都集乎解毛不見、<sup>十八</sup>集と云るも即統の意なりとあり、なほ曲玉の事は、第二一書瑞八坂瓊之曲玉の下云、○髻、記は、左右、御美豆羅云々とあり、第三一書は、左、髻右、髻と並へ云り、此は然る委しき事ハ見えされども、此下は乞取天照大神髻髮及腕所纏ハ坂瓊之五百箇御統と有れ、此も同一狀なる事申すも更なれ、此ハ美々豆良と訓へきあり、<sup>抄</sup>然れは秘訓の讀の如く、ミイナタキとは讀へからず、又述義に、和名も聞えされは、然は訓み難し、字彙ハ髻縮<sup>シ</sup>髮也と有て、髮の本を縮ね束ぬる、其をモトハリと云て、本より此字の訓は有なり、と云り、○髻髮二字本はミイナタキと訓れ、なほ、ハ前文は據て二項は訓へし、髮の事、既は出、<sup>上章第六一書</sup>黒髮の下云、○腕ハ、手節なり、俗はうでとびといふあたりを云、されど此は唯手なり、折つれハ手ふさぎよけかるなと云ふ同し、記は、左右、御手とあり、○纏本はマツヒと訓れ、私記は万加須と訓めるよろし、記は纏持とあり、持はた佩玉ふ

を云なり。記傳云古は男女共玉を緒に連貫て頭も手足も衣も凡て飾りしこと云も更なりとあり○背負云々。記云。曾毘良邇者。負千入之鞞。訓入云ニヒラ能理。比良邇者。附五百入之鞞。とあり○曾毘良ハ脊腹なり。比良は傍腹なり。今もヒハラと云。たの腹ハあらず。此ハ御脊も。傍腹も。鞞を佩坐る由なり。千箭ハ。和名抄。篋箭竹。名也。和名乃。大神宮式。神寶料篋二千二百五十株とみゆ。かれハ千篋入の意なりと記傳云云リ。重胤云能は元來竹名ニは有れども。箭ニ作たるをも然云ハ。夜と云は。其鐵ヲ主としたる名ニて。其束ねなど。又盛りなど爲るヨハ。猶竹名を以能とも云る也。けり。鞞ハ本ニ物ニ作る。古書ニは抄釋名云。歩人所帶曰鞞。和名由岐と見え。字書ニ盛箭室とあり。推古紀。鞞記。天石鞞。孝徳紀ニ金鞞見えたり。大神宮式神寶中。姫鞞二十四枚。箭四百八十隻。蒲鞞二十枚。箭一千隻。革鞞二十四枚。箭七百六十八隻とありて。其製詳ニ見えたり。字鏡ニハ。物也。奈久比とあり。和名抄ニハ。別ニ箭を夜奈久比と注リ。とて鞞を作るを編と云し。よや。貞觀儀式。式同。鞞者鞞編氏造之と見え。姓氏錄ニ鞞編。首と云

姓もあり。名義矢箭ハ。千箭五百箭ハ凡の數を云る迄。必しも千五百ハハ。八ハ。つ。負と云。王と負ふ。記ニ附と云るハ。則ニ添附る意也。とて。鞞を負と云事。萬葉歌ニ數多見え。和名抄ニ近衛府兵衛府衛門府を由介比乃豆加佐とあるハ。鞞負と書シ。由伎於比を約めた。稱なり。以上記傳採要。但し鞞ハ弓箭なり。弓ニ屬ス類なり。とて平田八翁云。保元物語。新院左府御汲落條。抑爲朝此軍。二十四差たる矢二腰。十八差たる矢三腰。十六差たる矢三腰。負けるハ。義朝ハ兜の星を射削りたる也。大庭ハ膝節射切たる也。二筋の矢ならて。あだ矢ハ無りける。參考保元物語引く。杉原本。とある爲朝ハ。矢庭の行ひなど。畏くも思合せて。男建し給ふ御勢氣の親を。思奉るべきなりと云れたるハ。さる言ふ。○臂着云々。臂は手々向なるへし。松下見林説。臂骨盡處爲腕。今俗云ニ字手入負とある。如く。實際の所ハ掌を合すれハ。共ニ此も向ふなりと云リ。其ハ股を向股とも云ハ。如シ。稜威ハ。漢書注ニ神璽。續紀の宣命。一速比とある伊知と同じと。勢のするごと。烈。き意ふ。高鞞ハ。記傳ニ。鳴音の高。を云と云れつれと。守部云。健鞞なり。其所

以ハ、稜威と云語ハ事のみ云て。物はいへる例なりと云り。とも有へり。稜威之雄詰。稜威之  
噴讓。稜威 鞞は。大神宮式神寶中。鞞二十四枚。以鹿皮縫之。胡粉塗。以墨畫之。納槍麻笥二合。徑一尺六寸五分。深一尺四寸五分。着緒一處。用紫草。長各一尺七寸廣二分。また兵庫寮式にも載たり。とありて。大方のさま。知られたり。大神宮儀式帳。五十鈴の宮地のことを。弓矢鞞音不聞國と見え。万葉一。丈夫之鞞乃音為奈利ナリとあり。さて記傳。師云。鞞ハ射る左臂ノキコエに着る物として。形ハ吉部秘訓抄にも見え。着たる様ハ古画のみゆと云り。猶此物の事。谷川氏書紀注にも委云。さて此ハ何の料に着る物ぞと云。古歌にも。鞞はみな音を云るを思へり。此物ハ弓絃の觸て鳴る音を高からしめむ為なり。音を以威すこと。ハの鳴鏑なども同じと云れたれど。然のみならず。昔ハ弦の勢力イキホヒを助け。矢の飛ぶ事速く。遠きも及らる料なる具なるの上。また和名抄。駈在臂避絃具也。和名止毛揚氏漢語抄。日本紀等用鞞字。俗亦用之。本文未詳。記傳云。駈字を止毛と爲るハあたす。とあるハ依ハ。絃を避る料も爲しものなり。記傳ハ此説を非也と云れつれど。却りて非なり。古の弓射る状かけるものを見る。今世ハかはりて。弓絃を避る具。信友ハ射實私論。古の木弓にてハ。必ありしと思はる。也。事永けれハハはす。

のを見る。今世ハかはりて。弓絃を避る具。信友ハ射實私論。古の木弓にてハ。必ありしと思はる。也。事永けれハハはす。  
 弓の力。底よぶく強く。表絃緩くしく。射放つ矢の勢鋭からず。遠よ及わたきを。鞞を着これハ。こよなく。勢の強くなれるよ。ふと委と云れたり。字書駈押也。射用鞞。とあるに依れハ。此字全く當らざるハ非ざるカ如し。ハハ本書云るを見。さて又記傳十八。其工人を鞞張と云り。備後國世羅郡。然。郷名も見えたり。と云るは就て。重胤云。式近江國高島郡鞞結神社。和名抄郷名。鞞結土毛由比とある是也。然らハ鞞張ハ。革を製る工人を云ひ。鞞結ハ組を以て縫ふ伎者テヒトを云る。と云。著を記す取佩とあり。共ハ波久と訓へきなり。其ハ第一一書。著稜威高鞞。又天孫降臨章第四一書なるも。皆波久と訓へ。應神紀。皇太后爲雄裝負鞞とある。負字をも志かよめり。記傳ハ。トリオバシテと訓れたれど。宜からず。佩字記。所御佩十拳劔。大波詞。劔佩伴男なども。皆ハクの例也。重胤云。鞞は丸く縫て。臂を指入る物なれば。沓を履く。草鞋を著くの波久是なり。太刀と云も。同じかるへし。太刀ハ帶を指す物にて有れハ。然ハ云れぬカ如し。と雖。帶ハ在れ。何處ハ在れ。其指すへき所。履く意にて。其も亦同じからむとこそ思ゆる。然れハ波久と

云ハ、此の如き所ニ、  
物を指入る名也、と云リ。

振起弓繡。和名抄繡。和名由美波敷。古節用集。繡字良波受。と訓るハ、  
末拜なるへく、拜母登波受。と有ハ、本拜の義なるへし。各義弓端なるへし。記ハ、弓腹とある。萬葉十三も、梓  
弓張の義。よて、弦を張初る處を云、万葉三。大夫之弓上振起云々。弓上と  
書ル其意なり。繡拜も弓梢末也とありて、其梢末は、うらの處なれば、弓上と書  
る。意ハ一なり。ハラと訓ても違ハス。振起ハ、記ハ振立とあり。萬葉十九も  
梓弓須惠布理於許之。○急握云々。劔柄上の一書ハ劔頭とある同事なり。

蹴散。此云、俱織。奮。稜威之雄詰。雄詰。此云、多齋眉。發。稜威之噴讓。噴讓。此云、  
簸運々箇須。

而徑詰問焉。

此ハ釋紀ハ、劔柄訓多加比其義如何。案風土記、日向國宮崎郡高日村、  
昔者自天降神、以御劔柄置於此地。因曰、劔柄村。後人改曰、高日村也。  
云々。神世之昔、以劔之柄稱多加比。以之可知也。とあるよるへし。萬葉  
燒太刀乃手類押禰。とて急字を添たるハ、緊と同一。急迫也。堅と握むよしふり。○踏  
堅庭云々。堅庭ハ、纂疏ハ厚地とあり。記傳云、た、堅き地を云ふ。其場と云ふ  
訓むも、爾波の轉れる言なり。大庭を意富婆と云り。されハ今この庭も、俗言に其場所と云、同しきなり。とあり。股ハ記ハ向股とあり。記  
傳云、和名抄股毛々。私記ハ向股猶兩股也。兩股是正。相向。故云、向股。  
耳とあり。式祝詞ハ、手肱爾水沫画垂向股爾泥画寄氏と云。字鏡ハ、蹲  
脛腹也。古牟良。又牟加波支。拾遺集物名も、行膝を隠して、向脛とよめり。避繁抄  
とあり。さて、堅庭ハ、庭地の堅き處也。踏めと云。凹まぬものなるを、此ハ猛き御勢  
を示させ玉ふとて、此云々の事也。及ハせ玉ふなり。御足を堅地ニ踏入て、二  
股まで踏陷坐るハ、甚も御力剛と健と坐とまなり。例ハ引はいと畏けれど、扶桑  
畧記ハ、元興寺道場法師のこと

云ハ、此の如き所ニ、  
物を指入る名也、と云リ。



を童子年十有餘、甚有膂力。能擧方八尺石、投之數丈、及投其石、作力足、迹入地三四寸許。童子師事元興寺僧、云事あり。踏を。記は踏那豆美、ごあるも踏没坐るを云、こ此は同一。○若沫雪云々、重胤云、此は萬葉は、水沫なす微命もごある如く。堅庭を踏貫き玉ひて、御向股を陥入て、蹴散かし給へ、堅き岩石などの、摧散る事の脆かりし事を沫雪は譬へたるものなり。若て沫云義は、和名抄は沫雪、日本紀云、沫雪、由岐其弱如水沫、ごあり、此は私記は、沫雪是雪之脆弱者也。其弱如水沫。故云沫雪。ご有を云る者なるか。此は明らけし。然れは雪を白雪云は、色を以云ひ。真雪云は、沫雪の反を云よ近として、容易と難解さ状なるを、沫雪ごも云む。若やるの發語ごも、爲せる程の事なれば、實は脆と速無き由は、上は堅庭ご云よ對へて、沫雪と云て、片方極めて剛く、片方極めて微き事を、相戦はせたる文よなむ有ける。斯る例古語も多在り云り。さて記傳云、祢を久惠ご云る例は、垂仁紀人名に、當麻蹶速ご云あり。重胤云、蹶散は名義抄は、クエルと訓るを以、合考るよ。クエ。クウ。と和行に、活らかずして、クエリ。クエル。クエレ。ケリ。ケル。ケレ。と。良行の四段活ご云よ轉して、用く言なりけり。然るも、皇極三年紀は、打毬をクエマリと訓み、又傍はクエリとも訓たる、何れも片假名なれは、エとユと似たるより混ひたらむとおぼしきを、和名抄は、蹴鞠以、足逆踏也。世間云、末利古由と見え、其より以前は、出來れる名義抄も蹴ユフム、又ケルごあるは、本よりよて、クエともユともあるは、其項已久惠を使行は活らかする事も有しなり。然れども其は雅言ならざる故は、和名抄も世間云と云るよて、當時の俗語なれは、右の打毬も、正しくハマリクエごなん讀へかりける。記傳七卷も、此事ご心着れて、其辨有れども言足らされは、今右の如く説を成せる也と云り。散は字の意なり。新撰字鏡は、

毬波良介志、又知留、漢籍尚書、負は、版土壤、万葉二十、あまをふね波良々々、うきて、これら物は別なれご。言意は皆同し。凡て波良々々、本呂々々、なご云言も、六は、天雲を富呂よふみあたし鳴神も、ごある富呂も波良は通ひて同じと云り。○雄詰は身を奮發して、雄々しく健ひ給ふ状ふり、詰を本は詰ご作るは誤なり、今一板本は依て改む、記云、伊都之男建踏建而、○噴讓、纂疏は噴大呼聲、又爭言貌、謂責讓其罪状ごあり、是よて上來り給ふ御心を責問給ふなり、發ご有を以見えるよ。大音を擧て呵る噴させ給ふ由ご聞ゆ、萬葉十四に彌奈波古由惠爾、波伴爾許呂波要、また奈我波伴爾己良例安波由久、許呂波要は所噴讓ごなり、己良例も同じ東言、○徑

は重胤云御直に御言を係とせ玉へるを申せるなり。記は伊都之男建。踏建  
而待問何故上來と有の如く踏建を爲玉ひ乍ナカラ其神の參來坐すを待着て  
直に御亂しを物爲とせ給ふの故よ往とい云る者ふり。○詰問。詰を詰と作る  
本ハ誤なり。纂疏本永和本明應本共據し改む。詰は字鏡は信鞠止比奈世  
留トヒナシルとよめり何と答むる詞なるへし。靈異記は諸見を諸は詰の誤  
よめり。なほ名義抄は詰をナジル。又イサム。又セム。又トガ。又カコツ。  
又トフ。又ツグ。なども訓るよて責る意答むる意ある言なり。

素戔嗚尊對曰吾元無黑心。但父母已有嚴勅。將永就乎  
根國。如不與姉相見。吾何能取去。是以跋涉雲霧。遠自來  
參。不意阿姉翻起嚴顏。于時天照大神復問曰。若然者。將  
何以明爾之赤心。對曰請與姉共誓。夫誓約之中。誓約之中。此  
云三字氣聲能

美難美難必當生子。如吾所生。是女者。則可トヒナシル以爲有濁心。若是  
男者。則可トヒナシル以爲有清心。

父母已有嚴勅。嚴イツクシキと訓り。嚴重なる義なり。濁りて清淨なる事よ  
云伊豆とハ異ふり。此伊都は稜威と同一義也。物を愛傳つと狀ふるを伊都  
久志年と云るも異なり。然れハ嚴勅ハ畏命と云ふ同じかるへし。古語拾遺  
も皇天之嚴命とありて。其訓も同じ。萬葉五。皇神のいつくしき國とあるも  
神の御守の嚴重なる由也。靈異記は儼然をよ。中古の物語書などよ。いつ  
とよ又いつかよと有など。何れも嚴重の義は注せり。説文は嚴勅命急也と  
云り。其義を所用たり。と云  
り。さて記にハ唯大神之命以云々。神夜良比夜良比賜故云々。參上耳  
とあり。御父大神一柱の勅とせり。此よも應永本纂疏本ハ母字無しとされど  
此紀ハ始より父母二神と爲たる傳なれば。无さハ中々よ。さかしらに削たるなる

へし。○跋涉雲霧。平田翁云。此に就て。神等の天上と此國と。往来し給へる赴を熟考ふるは。天上より國土に降給ふより。天浮橋に乗りて降坐し。國土より天上に昇給ふに。雲に乗り給へる事と所思たり。其の伊邪那波伊邪那美命御天降の時。邇々藝命御天降の時も。天浮橋に發せざるも更にも云はず。櫛玉鏡速日命の天降の時も。天磐船に乗して。所々を巡見る事あり。是は准へし。天穗日命の天翔り國翔り見巡りて降るとあるも。磐船に乗てなるへく。經津主建御雷二神の天降らしし時。建角見命の降らしし時なども。磐船に乗てなること。云もさらなり。斯て天上に昇給ふ時は。雲に乗せる事。此なるは更にも言す。經津主命の天上に昇給へるも。乘白雲而帶陸風。天忍雲根命の天津水を取昇り給ふ時も。天之浮雲仁乘氏中臣壽詞。大同本記。と有て。凡て神等の昇る處は。浮橋に乗てと云事一處も有事なしと云れたる。これより深き旨あることなるへけれど。未だ思得ず。なほよく考へし。○請重胤云許比彌賀波久婆と訓へし。希望庶幾。尚冀慕。覬覦。などの字をよみて。語の初に置て物を詔ふる義なり。○誓を。宇氣

譬と云言の意は。未詳ならむ。其義は事ある時は其禱る所の神に誓ひて。其信驗を得む事を乞禱申して。言を立。其信驗は因て。吉凶を定め。是非を正し。真偽を判ら。成否を試し。勝負を占ひ。當否を徴しなどする。其事を宇氣譬といふなり。故古書にも見えたるを一ツ二ツ引ていは。神代は木華開耶姫の無戸室までの誓は。其御子の火中へ害はるるを以。皇孫の疑御る當否を定め。大山祇神の二女を相並へて。皇孫に奉出し。御心の誓は。皇孫の使ひ給ふを以。將來の御壽の長さと長からざるを以。吉凶を定め。神武紀なる椎根津彦の祈は。天皇の仰玉へる事を誓ひて。基業の成否を試し。天皇の御祈は。以八十平瓮無水造。銘云々。此は同じ。此等の状は。御占ふと似たりと雖。猶大に異ふる處あり。又記垂仁段なる。曙立王の誓は。樹に棲る鷲を。或は死し又活し。熊白椅を。或は枯し。又令生て。出雲神宮の神驗の有無を試し。景行紀ある。天皇柏峽大野までの御祈は。石を踏

上給ひて、賊を討給ふ事の成否を知り、神功紀なる、皇后の鈎を投て祈玉へ  
 るも、財、國を求むと爲玉ふ成否を知り、麿坂忍熊王の祈禱は、良獸を得と不  
 得と依て、軍は勝敗を占ひしむ。誓は負て滅ひりき。應神紀なる武内宿  
 彌兄弟の探湯も、誓は云ひしむ。此亦神は誓て、真偽を判つ處ハ猶宇氣誓な  
 り。此等中は其尤けきものを撫出たる也。さて右の誓の類、もより信驗あら  
 む事を神は祈りて、其吉凶を定め、成否を試すの本義なるより、轉りていたる。  
 神の信驗を得む事の祈る意ともなれるハ、神武天皇天神の御訓を請給ひ  
 て、自祈而寢坐る云々の御事、又龍田風神祭詞は、作々物乎不成傷神等  
 波、我御心曾止、悟奉禮止宇氣比賜支、とあるなどハ、其御悟あらん事を願ふ  
 のみよて、聊異なり。此差別を又わが心の信なるよりを神祇は質して、言を立  
 る方よてハ、知迦比の意ある故、誓字を書り。誓は約信也また相。要以一言也なとありとれと。知迦比  
 其信驗を得る義なり。是其異なる處也。儲立かへりて、此の御誓の義をこ

とへし。此は今生玉は御子の男女は因て、大神の御方よてハ、素戔嗚尊を  
 疑ひ思ほしめず。御心の當否を試し給ひ、素戔嗚尊の御方よてハ、赤心か黒  
 心かの真偽を判ちて、大神は令見奉らむと爲玉ふ。御宇氣誓の御態なりかし。  
 かて按ふ。宇氣誓と云ハ、神の命を祈請るより、出たる言ならんか。其請る  
 事を即て其事の名と爲て、ウケヒと云ハ、ウケフと活用したるハ、トを活用  
 して、ウラフ、ウラヘと云ハ、如くなるへし。平田翁はウケヒの本ハ、人の疑念を然  
 る事ハなしと堅固く請て、我が心の信  
を證する事とし、重胤ハ請負の義よて、我身は請負ハ、又他に請負ハせる意なりと云り、信  
 友ハ事ある時、まかまかと真心は決めて、其を違へしと、堅むるを云言なりと云る。共ハ  
 叶ひかたき説  
 等なるへし。

於是天照大神乃索取素戔嗚尊十握劍打折爲三段濯  
 於天真名井齧然咀嚼齧然咀嚼此云ニ而吹棄氣噴之袂霧吹棄氣噴  
 之袂霧此  
云ニ浮根子都屢伊  
 浮岐能佐擬理。所生神号曰田心姬。

索取。記よ、乞度とあり同一事なり。記傳よ、度とい今は人よやるをのみ云へ云。此は授ると受ると。一よ合せると言よて。乞、天照大神のなり。度は素戔嗚尊のなり。斯れ此の如く受取給ふ一向は就て、索取と云とい同一からるへい云るは然るへし。索字名義抄よ、モトム。又コフ。又トルなと訓り。○爲三段。三段は折玉へる故よ。三柱神生坐るなり。○天真名井。記傳云。一書よ天淨名井ともあるを合せて思ふよ。真淨名井を約めたる名よて。真は美稱。淨は凡て水の湛へたる所を云。名は之なる。されは此はた、井を美て云る稱よて。一、此井の名よは非す。故掘、天真名井三處ともあるをかし。又此井は、即安河瀬の中よて。井と云へき處を指て云るよて。別よ尋常云井あり一は非す。紀に此井を云る傳よ、河を云す。河を云る傳よ、此井を云はるも。此故よや。始よ中置天安河と云置て。武鄉云。此の記文也。第三一書よも隔天安河とあり。今此よ如此言は、別よ非る事明けし。凡て古は泉よまれ。川よまれ。用る水よ汲處を井と云つとあり。○濯の記よ振滌とあるよ依て訓來れり。天安河の内よて。天真名井と云つへき水の

の流みよて。振滌させ玉へるふり。かくて浮寄。第二一書又濯淨。第三一書とあるは。水上よ浮へて振動かし。取寄給へるよて。衣などを洗濯の如く。物爲とせ御在し坐しなり。劔よまれ玉よまれ。水上よ浮ふまよき物を浮へ玉ひ。又其二共よ齧も碎けら爲ましき物なるを。咀嚼せ御在坐しなど奇異なる御所爲共多在る。尋常にて成らざることを。かよ爲給ふか則。上よ云る御宇氣譬の本義なり。○齧然咀嚼。真齧。齧しなり。佐の真よ通ふ例ハ、狹霧の真霧なるか如し。重胤云。釋述義よ。齧然齧堅之聲也。咀嚼々也と見え。名義抄よ。齧齧骨聲とら注せらる如く。俗よ加理々々ど齧むを云也。第二一書よ。瓊をも劔をも齧斷とある如く。齧碎かせとせ給へりし音の。高と響き聞えたりけん事。想像り奉るへとなん有けると云り。さてかく劔を齧み。玉を齧も同じまた互よ物を易て物する事。古の誓約の一のよまなるへし。とれいこそ。素戔嗚尊の誓約之中當生子とのみ詔ひて。云々して生むと詔ひたりけれ。○吹棄。棄るをウツルと訓ハ古言なり。記八千矛神御歌よ。脱棄を奴

伎宇豆とよみ給ひ。万葉五よ。宇既具都遠。奴伎都流其等久とあるも、穿者なり。宇都流の宇を畧ける也。○氣噴之狹霧。伊浮岐ハ息吹なり。上の一書よ。我所生之國。唯有朝霧。而薰滿哉。乃吹撥之氣云々。とある如く、劔を踏碎きて、吹撥ひ坐る息吹の霧は因て、三柱の神所生なり。さて記傳よ、息を霧と云る例ハ、萬葉五。大野山紀利多知和多流。我嗟く於伎蘇の風ハ霧立わたる。於伎ハ息也。十五君ハ行海へのやと、奇里多々婆、あか立嗟と伊伎と知ませ。雄畧紀よ、呼吸氣息似於朝霧ナともありと云り。○田心姫。一書よ田霧姫命とあり、紀と許と通。記よ多紀理毗賣命。亦御名奥津島比賣命とあり。記傳の説もあれど、重胤説よ、此は皇大神の奮發威之雄詰。發發威之噴讓。とある如く、丈夫の武備を設させ御在坐し。大御心の進み極れる時よ。誓給ひて成坐る神等よ御在坐せ。女神よこそハ御在坐けれ。御心の進りかよ。雄健と御在坐る謂ふるへし。大同本記よ、此三女神を合せて。須勢理姫命と有を思ふよ。田心

ハ健心なるへしと云り。記傳説ハ

次湍津姫。次市杵島姫。凡三女矣。

湍津姫。記よ多岐都比賣命と作り。記傳云。名義田心姫と合せて思ふよ。多紀理も。多岐都も。河の早瀬の状を云言なれハ。安河よよれる御名よやとあり。されど重胤の説は因ていは。舊事紀よ高津姫神とも有れハ。多岐都とも。多迦都とも云事なるが。共ハ健都の義よ。其都も發威の都。知波夜夫流。又知和伎などの知等一と。勢の烈しき意なり。多岐の岐ハ濁音なれど。記の清濁も強て拘り難ければ、なほ清音よよむへ。高津姫の御名もあれハ。○市杵島姫。記云。次市杵島上比賣命。亦名謂狹依毘賣命。名義市杵ハ嚴重よ。是も大神の武備の嚴重なるよ因れるなり。上ハ嚴重とある。嚴同ハ島ハ。宗像の島ハ御在坐す姫神と申す義なり。さて記の狹依比賣命と申す御名ハ。亦名とあれハ。此時の御名ハあら。後ハ稱へしよもあるへし。記傳ハ狹依ハ真宜なりと説れたるも。前後の二柱の例ハ似ざるを思へし。されど記傳の説に依て、二神の御名を。河の早瀬のさま見ハ。此御名も瀬寄にて。第二一書よ。浮寄於天真名井と云事あれハ。此時の御名ともすへし。萬葉よ。妹か

當の瀨よこそ寄

らめ。と云歌あり。重胤云。記。市寸島とある下に。上字を書る。島字を上聲よ訓へき事を注されたるなり。其の所以あるへし。其は島字平聲よ呼時の神名式

よ。安藝國佐伯郡伊都伎島神社名神とある。其と同一神なれども其社と混

ふひ故よ。唱へ分てるふりけり。安藝の伊都伎島神社は。後よ三女神を宗像より

勸請れる社なり。但市杵島姫命を主として。祀祭る事。其社号を以知へし。記と云れたる。然る言なり。さて右の

三女神の傳。田心姫。湍津姫。市杵島姫とある。田心姫は。記の多紀利毘賣

命。市杵島姫は。狹依毘賣なれば。此と同一傳なれども。湍津姫と市杵島姫

と序次違へり。記の序次は。多紀理毗賣命。市寸島比賣命。多岐都比賣命とあれはなり。又第一一書よ。瀛津島姫。湍

津姫。田心姫と有れど。瀛津島姫と申は。田心姫の胸形。瀛津島よ。祭られ給

ふ故よ申す御名なるを。瀛津島田心姫二神として。狹依毘賣を脱せり。又第

二一書よ。市杵島姫命。是居于遠瀛者也。田心姫命。是居中瀛者也。湍

津姫命。是居于海濱者也とある。此は市杵島姫命田心姫命と。居所違へり。

又第三一書よ。瀛津島姫と云は。田霧姫命なるを。二神として。田霧姫命を

最後よ生坐るとせらる誤なり。又市杵島姫命と云は。狹依毘賣の亦名なるを。

瀛津島姫命の亦名と爲るなり。皆違へりさて。記の序次とい。何れ正しからむ。

今定めむたきか如くなれど。此本書の序次と。神祇本紀の傳と。地神本紀の

首の傳と。瀛津島姫命亦名田心姫。亦曰田霧姫。宗像郡所

座。瀛津島姫命。又名田心姫。鎮坐于瀛島。此島距陸五十余里。而突出乎海中。田心姫命

鎮坐于此所。者爲防異賊一故也。見社記。第二瀛津島姫命。鎮坐于大島。第三市杵島

姫命鎮坐于田島。と相合へれ。多きよ就て奥津宮と田心姫命。中津宮ハ湍津姫命。

邊津宮ハ市杵島姫命と姑定むへし。されど。舊事紀も同卷の中。また異傳をも

も見えず。左右よ。此三女神の御傳ハ昔よりきたかならざりしなり。重胤云。此三女神はしも。右の如く。別々よ成

出させむはし坐つれども。如何にして。御體を合せ給ひて。一神よ御在坐り

と。思ふよしなん有ける。其と三代實錄。貞觀元年二月。筑前國從二位勳八

等田心姫神。湍津姫神。市杵島姫神。並授正二位。太政大臣東京一條第

從二位勳八等田心姫神。湍津姫神。市杵島姫神。並授正二位。此六社居雖異。實是同神也。と見えたる。此ハ兩社ハ所祭を同神と云ハ非ず。三神宛祭り別て。六神ハ爲る物の。實ハ是同一神也。云事なるへしと。云れたるか如く。後ハ此三女神。大國主神の御妻となす玉ひし處ハ。御体を合せて。須勢理姫命と申し。また御子等を生玉へるよ付てハ。御身を分けてまじなど。此事記  
よみゆ。様々よ申傳たるも。其本ハ此ヨ見えたるか如く。三處ハ別々よ成出とせ玉へれども。後ハいさるへき由ありて。御体を合せても坐々しなるへし。

既而素戔嗚尊素取天照大神髻髮及腕所纏。八坂瓊之五百箇御統。濯於天真名井。酷然咀嚼而吹棄氣噴之袂霧所生神号曰正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊。

素取。素本よ乞よ作り。今永享本よ依て改む。○正哉吾勝々速日天忍穗

耳尊。正哉。記ハ正勝と作り。上ヨ正勝此云麻沙柯。と云る訓注もあるよ証して。麻沙柯と訓へし。記傳云。言意ハ正しき哉と云むか如し。吾勝ハ。記ヨ自我勝云而。とある意あり。一書ハ稱之曰正哉吾勝。故因名之曰云云と見えゆ。勝速日ハ。記ヨ於勝佐備云々。とあると同意よて。速ハ疾と烈と猛き意。日ハ夫流とも活て。其状を云辭よて。速日ハ。即知波夜夫流リ。波夜夫流と同言也と云リ。忍穗耳ハ。重胤云。又大耳尊とも申せれば。忍ハ大也。忍穗ハ大穗也。大耳の大ハ。大穗を約めたるよて。其義相等トき也。若て大穗ハ。瑞穂と云むか如し。其ハ天孫降臨章ヨ。天照大神手持寶鏡。授天忍穗耳尊而祝之曰云々。又勅曰。以吾高天原所御齋庭之穂。亦當御於吾兒とある。此時の稻穂を以。稱奉れる大御名なり。さるハ此詔命ハ。顯國ハ天降し奉らせ玉ふよ付て。如此詔託とせ玉へるよあれ共。素より此國土を統御すへき。皇御孫尊と定奉らせ玉へる。貴御子よ渡らせ玉ふか故よ。始ヨ瑞穂を以



稱奉らせ玉へるなり。と云れたる然説なり。耳、尊稱まで神の御名は多し。其意は、記傳云。美は比、通ひて。産靈などの靈なるを。靈々と重ねたるものなり。開化天皇の大御名大日々尊オホヒコノミコとあり。明宮段なる人名前津見を。紀は前津耳とあるを以。耳と云は。美を二重にたるまで。見と云は。其を一畧けるものなる事を知へし。諸此尊を齋祭れる社也。式は山城國宇治郡許波多神社三坐。並大月 次新嘗 ところ 帳考よ。今本幡 山と云にあり。祭神を。風土記は天忍總根命とあり。未詳。三代實錄。貞觀元年正月從五位上とあり。又式は。土左國香美郡天忍總別神社。又豊前國田河郡忍骨命神社あり。みな此尊よます。

次、天穗日命。是出雲臣土師連等祖也。

天穗日命。此も右の總耳と同御名なり。記傳云。志の總日も。總耳も同くハ。御兄弟御名の同きハ如何と云よ。三女神の中の。多紀理と多岐都も同意言なる如く。又紀は次の熊野久須毘命を。熊野忍踏命ともあるハ。忍總耳と正し

と同言なる例あり。かされハ。御兄弟等の御名も。唯聊の差めを以分奉りしものごとあり。とれと。此命は稻穗の事ハ由なくあらむ。重胤云。總日ハ總飯なるへし。其子大背飯三熊之大人。亦御名武御熊大人とみえとる。大背飯ハ大真飯三熊は御揖ミツクまで。飯は由れる神名なるハ附て思ふよ。御父總日命も。其事は携はり玉へるなどの事にて。然御名にハ負坐るふるへしと云り。なほ考ふへし。さて此神の御社と式を見えたり。近江國蒲生郡。馬見岡神社二坐とあるも。此神と二柱ハ健御熊大人命。相副て三柱と見ゆ。さて出雲より移し奉れる由も見えたり。紀貫之朝臣梁簡銘ハ。大嵩社と見ゆ。此社は今日野大宮と云ひ。綿向大宮とも稱して。日野村井町仁正寺境。○是出雲臣云々。十字本は小字は作るは非なり。今明應本に。

江帥卿本此二注在。鹿爲正本。在注爲真本云々とあるよよる二注ハ此と次の是凡川内直云々と云るなり。ふほ其餘も大宇は作るハあり。○出雲臣。出雲ハ國名。倭名抄 以豆毛。その後ハ氏となれるなり。臣は尸まで。其も記傳よ云れたる如く。連と同一。京のありハ住居て。殊ハ親ハ朝廷ハ仕奉る氏々の

尸ふり。雄略天皇遺詔より、臣連伴造、毎日朝參、國司郡司、隨時朝集、とあるも、臣連伴造ハ、京近く住居故なり。言義大身ふり。さて此氏

ハ、記云、天菩比命之子、建比良鳥命。此出雲國造等之祖也。とあり。重胤云、

國造は、職として、臣は姓なり。國造本紀より、出雲國造、瑞籙朝以天穗日命

十一世孫、宇迦都久怒、定賜國造。と見ゆ。崇神天皇六十年より、此人の事

見えたり。其頃國造より被任なりけり。武鄉云、右の國造本紀より據るは、此の

韓日狹、其叔飯入根、十世孫なるも、姓氏録右京河内より、出雲臣神門臣の下より、十二世孫、鷓鴣

瀟瀟と見えて、一世違へるを、飯入根を攝津土師連條より、十二世孫飯入根と見え、甘美日

狹ハ右京土師宿禰條より、十二世孫とあり、父子叔姪として、世數の同しかるへき理なけれ

ハ、何れも其差ひありぬへき事なりと、つらく考ふるも、甘美乾飯根ハ、十二世にして其

子鷓鴣瀟瀟ハ十三世、其子野見宿禰十四世孫なり。此事ハ崇神紀垂仁紀に、委しく云れは、今畧けり。然れども、猶古より國造と云ける

状より、古より彼國より住著て有る者也。さて天孫降臨章、當主汝祭祀者、天

穗日命是也。とあるを以て見れハ、穗日命此國より留坐の如くなれども、神賀詞

より、乃、大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟大倭國、申天云々汝

天穗比命波、天皇命能、手長大御世乎。堅磐爾常磐爾、伊波比奉り、伊賀

志乃御世爾。佐伎波閉奉登、仰賜志次乃隨爾、供齋仕奉氏朝日乃豊

榮登爾、神乃禮自利、臣能禮自登、御禱乃神寶、獻良久止奏ハ大己貴神の

國避の時より奉給へる禮實より取副て、天穗日命の復奏の禮實を、天神より奉り

玉るを吉例として、天、夷鳥命より以來、其擬ひを爲て仕奉られしを云へるな

り。されハ天穗日命ハ報命し玉ひて、後ハ天より留住玉ひて、此國より天降玉へる

ハ、天夷鳥命より御在す事。記より出雲國造などの出自を、建比良鳥命より係けま

と崇神紀より武日照命從テ天將來神寶云々。と有るを以て、此國より降着て、出雲

大神より仕奉られしハ、右より謂ゆる天、夷鳥命なる証なり。然るを記傳より、此ハ天菩

比命のみを擧すして、此

神をも擧て其子孫を出せるハ、此神功有て御名高けれハなり。と云つれども、父子二神

の上にて、其功の多きも、御名の高きも、天穗日命より在る事なれハ、然る事の由ならんハ、

天穗日命をのみこそ擧へかりけれ。其然らぬハ、別より子細有か故なり。出雲臣と云事ハ、同紀より見えなれども、正し

と姓より玉へるは、若くハ孝德天皇御世より、國造を停められて、國司を置き、其國

を郡領より被成一時などや、始て賜へりけむ。又大寶二年九月、出雲相賜臣

姓。とある其始は非る。武云。天武天皇の御世なれる。此記は既に。其頃まで。猶國造を姓と爲るを。其を職号として。新に臣姓を玉へるや。神賀詞は。出雲臣等我遠祖云々と有。其奏せる時の姓なるなり。諸姓氏録左京。出雲臣。天總日命五世孫。久志和郡命之後也。右京。出雲臣。天總日命十二世孫。鸕瀨淳命之後也。山城河内。何れも臣姓のみなりしなり。又左京。出雲宿禰。天總日命子天夷鳥命之後也。と唯一宿禰姓有。其より後の事まで。桓武天皇延暦十年九月。近衛將監出雲臣祖人言。臣等本系出自天總日命。其天總日命十四世孫。曰野見宿禰。野見宿禰之後土師氏人。或爲宿禰。或爲朝臣。臣等云々同預改姓之例。於是賜姓宿禰とある。此一族なるへ。其後朝臣の姓を玉へり。續後紀承和五年正月六年正月。出雲朝臣と云人名所見たり。右等ハ彼國より上りて。仕奉れる庶流の姓なるハ。猶本の出雲國造ハ臣姓なりし。右より引る如く。神賀詞は出雲臣と有けり。然るハ今出

雲國造の姓宿禰ふるハ。何れの御世は玉へり。姓なりけん。と云り。なほ記傳云。抑此姓のハ臣の尸なりしも。彼國より上りて。朝廷は仕奉りより始れるなる。此姓人の始て京に移て仕奉りしハ。垂仁の御世野見宿禰ハ。凡て臣の尸なる姓ハ。朝廷は親く仕奉る輩なり。とて後ハ。宿禰も朝臣もなれるなり。とて然京のあたりは住るも。又國は住るも。皆其本の國造より出たる子孫なる故。記は。其本よつきて國造とあけ。書紀ハ廣く渾て臣と擧たり。諸氏ハ此例多し。致て知へし。とて今世まで國造の殘れるハ。此國と紀國とのみまで。中にも此國造名高し。此二國造ハ昔より他は異なりしにや。貞觀儀式ハ此を任す儀を載られたりとあり。○土師連。土師本ハ波士と訓めるも。さるハ。波邇斯と訓へし。和名抄國々の郷名の土師多と然訓り。記傳云。斯ハ土物を造る者と云事。師ハ爲の意なり。凡て工人の属。其師と云みな然なり。今世も某師と云事多し皆同じ。然るハ漢國までも。某師と云こと多き。因て。即其師字を用さるのみなりとあり。此氏の事ハ。重胤云。垂仁天皇三十二年

秋七月、皇后曰葉酢媛命、薨。天皇賞稱野見宿禰之功、亦賜鐵地。任土部職。改本姓謂土師部臣。是土師連等。主天皇喪葬之緣也。其野見宿禰者、土師連等之始祖也。有る。此時始て起れりし氏なり。姓なり。其鐵地は其本貫と成ぬる管原伏見にて。其天皇の御陵の地是あり。其主天皇喪葬は、推古十一年より。來自皇子の薨らし所より。遣土師連猪手令掌喪事と見え。皇極天皇二年九月詔土師娑婆連猪手視皇祖母命喪ふと有類是なり。職員令諸陵司より土師十人掌贊相凶禮と有て。義解る。謂凶禮者送終之禮。即土師宿禰年位高進者爲大連。其次爲少連並紫衣刀劍。世執凶儀ふとありと云り。循天武天皇十三年十二月土師連賜姓曰宿禰と有れり。紀を撰ばれし當時は、已に宿禰姓とありけるなり。姓氏錄右京より土師宿禰。天德日命十二世孫可美乾飯根命之後也。同大和山城より土師宿禰。天德日命十四世孫野見宿禰之後也。同和泉攝津より土師連。天德日命

十二世孫飯入根命之後也。とあり。循天德日命の御末は、此餘も數多見えたる中より土師より別れる氏々ハ大枝管原秋篠など著姓也。又山城國葛野郡平野祭神ハ大江氏等ハ氏神なるが。其第五縣神と申すは、式外なるが。此天德日命と書は見えたり。〇等ハ物一に限らず。類多きを都て云辭なり。平田翁云。等ハ都ていまつハ賤しむ方より用る言なる。神典にても尊む上ハ同一等字ながら。八百万神等。また海神等など。みなタナと訓たり。又此等字をトモと訓る處も多かり。此は殊に賤むる言なる。と云れり。

次天津彦根命。是凡川内直。山代直等祖也。

天津彦根命。記傳云。名義異なることなし。根ハ尊稱とあり。平田翁云。式伊勢國桑名郡桑名神社二坐。此ハ天津彦根命と。御子天久之比乃命を祀れ

りとも。同郡も多度神社も有て。此ハ天津彦根命も坐ま。此御社の傍も。俗  
 一と目連と稱す社あり。此を社傳は御子天麻比止都禰神也と云。信に然るべ  
 一と云り。 姓氏録右京も。桑名首。天津彦根命男。天久之比乃命之後也とあり。また此神、  
 近江國も由ある事ハ。蒲生稻寸祖と見え。姓氏録も。犬上縣主。天津彦根命之  
 後也とある。これら彼國の  
 地名なり。猶下も云り。 ○凡川内直記ハ凡河内國造とあり。記傳云。即河  
 内國なり。和名抄河内加不とあり。凡は紀中大河内とも書て。大の意なり。名  
 義ハ倭京まで。山代大河淀の此方もある國なれはなり。 武郷云安閑紀ハ大倭國と云  
 て。下ハ大河内と並出せる  
 如く倭も河内も。共ハ大字を冠たりつる者なりと。重胤  
 の云れたる事まで。此ハ大河とつけけたるハあらし。本ハ大河内と云一を。諸  
 國名必二字は定められしより。大ハ除つらむ。直ハ紀ハ阿多比延と訓る所  
 ある。 皇極卷長  
 直とあり 和名抄和泉國和泉郡の郷名ハ山直 也未  
 多倍とあるを合せて。  
 阿多閉と訓べし。 ハ山の末ハ阿韻ある故ハ阿を畧きて多閉なり 名義未考えず。延  
 ハ兄ふるへし。 直字ハ借字なり。續紀廿八ハ庚午年籍ハ直と云へり。此説ハ神武紀  
 姓ハ費字を書れたりし事も有しよし見ゆ  
 倭直部。神功紀穴戸直 アタヒエ 皇極紀ハ長直とあると云へられたるものなれと。な

ハ直の姓。此他も見えたる中。景行紀紀直 アタヒ 欽明紀ハ葛城山田直 アタヒ 敏達  
 紀に坂上直 アタヒ ともあれハ。強ハアタヒエとあるも頼みかたし。思ふハアタヒエの  
 エは行なるも頼みかたし。 又按ハ古ハアタヒもアタヒエ  
 ともニ方ハ云るもあるへし。おれを行と見る時は。た  
 ともアタヒとある方こそ。却りて正ハかるへけれ。とるハ姓ハ直ハあられと。顯  
 宗紀に不<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>直買。欽明紀ハ衣糧之費 アタヒ 齊明紀ハ稱其價を。アタヒハカ  
 ンカ 然ハなり。其他伊呂波字類抄ハ。價アタヒ。直同ハと見え。今の玉篇も。價  
 をアタヒと訓り。されハヒエを約めて。アタヘとも云へきとまなから。姓の直を  
 正しとアタヘと書る例もの見當らす。とらハ和名抄郷名山直を也未多  
 倍とある。一ハ以明証ともなむかたからんか。かを見る時ハ。直の假字ハなほ多  
 きよつきて阿多比と治定すへきか如し。されと此ハ猶よく考へ一とて。姓氏録  
 ハ直者謂君也とあるハ。宜<sub>ニ</sub>汝為<sub>レ</sub>君治<sub>レ</sub>之。とある詔ハ就て注せるなり。此ハも  
 凡て國々の處々もある姓よつきたれハ。其處の君たる意までハあるなり。かて

姓氏錄攝津神別。凡河内忌寸。額田部湯坐連同祖。また河内。同。天津彦根命之後也。舊事紀。天御蔭命凡河内直等祖。姓氏錄。天津彦根命子。明立天御蔭命。

も直の尸なりしを。天武紀十二年九月。凡川内直賜姓曰連と見え。十四年六月。凡川内連賜姓曰忌寸とあり。又此氏人の中。清内と河内の縁なる。へし。また姓氏錄攝津に。凡河内忌寸。天

總日命十三世孫。可美乾飯根命之後也。ともある。遠祖御兄弟の間。傳の混つるなるへし。と記傳云り。さて記は國造とある。出雲の例の如し。國造本紀首。以彦已蘇根命爲凡河内國造。即凡河内忌寸祖。

また凡河内國造。檀原朝御世。以彦已曾保理命爲凡河内國造と見え。また重胤云。彦已蘇根命。彦已曾保理命同人として。彦根命の孫もや當るへらむ。其に額田部河田連條。天津彦根命三世孫意富伊我都命高市連三世孫彦伊賀都命とあり。三世孫と。子と孫とを除きて。其次なるを云れ。彦已曾保

理命。天津彦根命の孫も當るへきと云れたり。然る時。天津彦根命の子。天御影命。其子彦已曾保理命。其子意富伊我都命と序つへし。○山代

直記。山代國造とあり。記傳云。名義紀。山背と書る字の意うしろのを省くふる

へし。此國。大和國の北方の山の後なれり。此は大倭を。神武紀は中洲とも。玉牆内國ともある。其内は對へて。外を背と云るふり。叔後延

曆十三年十一月詔。此國山河襟帶。自然作城。因斯形勝。可制新号。宜改山背國。爲山城國云々。と紀略に見ゆ。此氏も直の尸なりしを。天

武紀十二年九月。山背直賜姓曰連。十四年六月。山背連賜姓曰忌寸。姓氏錄左京神別。山背忌寸。天津比古彌命子。天麻比止都彌命之後也。

とあり。重胤云。國造本紀首。以天目一命爲山城國造。即山代直祖とある。天目一命。天津彦根命の御子。御在し坐れとも。此は神武天皇御世の事なれり。叶はす。其天目一箇命の子。又孫と在けんを。其名を漏し脱せる者と所見たり。其次は山城國造。檀原朝御世。阿多根命爲山城國造と有。必其人なるへし。然れは右の凡河内國造の祖。彦已曾保理命と。兄弟なともや有む。然るは天神本紀。天伊岐志通保命。山代國造祖とある。天孫本紀。玉勝山代根古命。山代水主。雀部連等祖と云る一統にして。國造本紀。山背國造。志賀高元總御世。以曾能根命定賜國造とある是也。姓氏錄未定。山城に。山代直火明命之後也ともあり。其と混はする事勿れ。武鄉云。栗田寛説。天伊岐志通保命。書紀に見えず。証とすへき事無れ。全信かたし。鏡連日命の一名を。膳杵磯丹杵總命といふに似たる名なれ。自別也。山代國造。古事記また書紀とも。天津日子根

命にかけていひ。國造本紀と。姓氏錄山背忌寸の條より。天目一命にかけて。祖と宗とを分ち記せる書法も合されり。天神本紀の妄誕なる証よりあるなりと云りされど。此天神本紀もひたすら妄誕と云難き事あり。其事神功紀山背根子の下に云へし。續後紀。天長十年四月。山城國人。山代忌寸淨足。同姓五百川等八人。改忌寸賜宿禰。淨足等天津彦根命之苗裔也。又姓氏錄に攝津山代直。天御影命十一世孫。山代根子之後也とあり。此は彼玉勝山代根子命と甚混らひし。此事は神功紀より云へし。

次活津彦根命。次熊野櫛樟日命。凡五男矣。

活津彦根命。記傳云。凡上代神又人とも。又さらても。活と云言多と見ゆ。活ハ生活の字に意して。もと賀言ふるを以。美稱なるへしと云り。○熊野櫛樟日命。一書より熊野大隅命とも。忍隅命ともあり。また熊野忍踏命ともあり。記傳云。熊野ハ地名出雲國意宇郡の熊野なるへし。久須毘ハ久志須毘の約たるふり。久志ハ奇豊なり。須毘ハ大隅命。忍隅命の隅と同じ。須美の例ハ。水垣宮殿ハ飯肩葉見命。伊邪河宮段ハ比古由牟須美命なども有て。

美ハ忍總耳命の所よ云るか如しとあり。一書より。平田翁云。此神の御名よ。出雲なる熊野てふ地名を負坐し。活津日子根命の。近江國なる日子根てふ地名を負坐るよ就て思ふよ。此二柱神共よ。天降坐けむとおほしき事實もなと。また御裔もなと。天上よ生坐て。永へよ天上よ神留坐る神等と聞えたるよ。御名よ。此土なる地名を負坐る事ハ姑疑なき事能ハす。活津日子根の。天津日總耳と同じきも。故考るよ。此時五柱男御子を生坐りと云傳ハ誤にて。實ハ三柱生坐し。活津日子根命ハ即天津日子根命よ坐まし。武野云。此は近江國よ由ある神なる事。上よ引り。なほ武野近江國蒲生郡菅田神社ありて。姓氏錄に菅田首。天久斯麻此止都命之後也とあり。麻比止都命ハ天津彦根命の子なり。又通証より引る樹下山門系圖よ。活津彦根命者。近江國彦根明神也。熊野久須毘命ハ。即天之總日命よハあらざるか。其は忍踏の富美即てなるなとを。おもふへし。此神の出雲國造の祖よて。彼國よ由ある事ハ。下よ次々見えたる如く。はた其御子天夷鳥命を。武三熊命。武三熊大人。なども申す。三熊は即て熊野よよれる名なるをも。深と考へし。武野云。三熊は熊野よよれる御名と。各よは定めかたした。似たるまてなり。

生坐る御子の。三柱つゝ坐まざるむことい。深き所由あるへき事こそ思はる。互に誓ひて生給へる御子の。一方は五柱。一方は三柱と異なるへき謂はなき事也。よく考へし。と云れたるい。まことよき論なれども。此時生坐る男御子の。五柱ふるよ。何れ書もしかありて。たやすくは定めかたし。なほよく考へし。○凡五男。五柱の男神の生坐る序次。第三一書。また記は此と同じ。第一一書い。天總命第四あり。第二一書い。天總日命第一あり。忍穗耳命ハ第二あり。何れを正しとも決めかたけれども。こゝと第三一書。又記と同じき傳の多きによるへし。

是時天照大神勅。曰。原其物根。則八坂瓊之五百箇。御統者。是吾物也。故彼五男神。悉是吾兒。乃取而子養焉。

物根 記よハ物實と作り。

此記なるも私記また鎌倉本の訓はサ子とあり。

記傳云。佐泥と多泥とハ其

物ト名ト通へり。

重胤云。和名抄ハ核桃李之類。皆有核。和名佐禰核者子中之骨也。此核より芽生る物なれば。真根と云義なり。又李衡。和名加無之乃佐禰。

柑子ノ人名也。又桃奴。桃人一名桃奴。和名毛々乃佐禰とあり。此を以て記傳云。たねとは其物も名も通へりと云れたる事。儼あるを曉るへし。後世も。人の母を云よハ某腹。父をいふよハ某種と云。本草の種子も同じ。此も其意なり。

谷川氏ハ五男神は物實日神の物なれば。日神は父の如く須佐之男命は母の如しと云るは。さる事なり。とあり。さて此物根の事。此と記

こは同一きを。第一第三一書。又天石窟段一書い。異なる傳なり。此事次よ

云へし。○原こは。三女神ハ天照大神の生坐る御子。五男神ハ素戔嗚尊の生坐る御子とハ。元より分れたるを。今ハ其生給し主よは拘はらす。物根を原

て。真の御子と定め給へるこの傳なり。されど此ハ論あり。次よ委と云。○吾兒。次よハ爾。兒とあり。此ハ日足奉玉ふよ就て。詔ふ御言ふり。此事も次よ云。

○取而子養。通証よ。所生在素戔嗚尊。故曰。取而子養。非後世養子之謂也。と云るか如し。比多須ハ記中卷よ日足とあり。記傳云。此字の意にて。多

志ハ令足なり。今世言にも。今足。を多須と云り。釋私記よ云。比多須。其義如何。答。師說凡



人子初生之時。日數最少。而漸々長養。日數最稍足。故謂養長其子爲日足耳。と云る如く。兒は日數の積るに隨ひて。成長のなる故に。日數を足らしむる意を以て。養育の事を然云なり。紀中養。また子養。長養。持養。膝養。など。皆然訓り。上宮記釋紀。無親族部之國。唯我獨難養育比陀斯。續紀四。人祖乃意能賀弱兒乎。養治事乃如久。治賜比。万葉十三。何時可聞日足坐而此万葉なるは。成長玉ふ目のうへより申せるにて。此多良志は。多理を延たるなり。今。足は非ず。。たと見ゆ。紀一書。亦云。彦火々出見尊。取婦人爲乳母。湯母及飯嚼湯坐。凡諸部備行。以奉養焉。于時權用他姬婦。以乳養皇子焉。此世取乳母。養兒之縁也。とある。此御子を日足奉りしとまを。委く云るなり。とあり。或説は。ヒタスは今。秀々。今。秀を云と云り。此も捨かたし。苗。なごに生長行を秀ると云も同意なり。

又勅曰。其十握劍者。是素戔嗚尊物也。故此三女神。

悉是爾兒。便授之素戔嗚尊。此則筑紫胸肩君等所祭神是也。

素戔嗚尊物也。山陰云。次の文は爾兒とあれは。素戔嗚尊は對ひて詔ふ御言ふる。素戔嗚尊といひか。是爾物也。と云へけれ。と云れたれ。かゝる處に。差向へる人名を指云る例多し。神代下は是時衢神問曰。天鈿女。汝爲之何故耶。記上卷は爾詔。佐久夜毗賣一宿哉。妊是非我子云々。中卷に降此刀狀者穿高倉下之倉項。自其墮入。故阿佐米余取。汝取持獻天神御子云々。また神賀詞は親神魯波神魯美命。宣久。汝天穗日命波云々。此他も猶多し。山陰は説は從ひかたし。○授之は。右の三神を給ひて。日足奉らしめ給へるふり。下一書。素戔嗚尊の日神は白給ふ御言は。所生兒等亦奉於姉。と有。對へて。心得へき所なるなり。諸此三女神は。右の如

と授玉ふと雖。其天降坐る。此より遙に後の事なり。○此五男三女神ハ本より大神と素戔嗚尊との御中よ生坐して。此ハ大神の御子。此ハ素戔嗚尊の御子と云ふ分ハあらず。記傳にも既云り。然るを。本書ハ素戔嗚尊の御言。如吾所生是女者云云。若是男者云々とも。又一書ハ。日神所生三女神云々とも。又一書ハ。素戔嗚尊所生之兒皆已男矣。とあるハ。其時生給ひし主ミコも就。分ち云へるまでなり。とて又本書又記に。物根を原ミコし。五男神を大神の御子。三女神を素戔嗚尊の御子と。定玉ふもかしこけれ。是又物實も就て。詔別玉へる迄なり。記ハ如此詔別也。とある是なり。此ハ世俗ハ物根を原ねり。父を知る事の起本なり。されハ。此時の五男三女神。まことハ生給ひし主も拘トモはらず。又御物根も拘トモはらず。たゞ大神と。素戔嗚尊の御子と。見てあるハさなり。故一書とて。大御神のとも。素戔嗚尊のとも。云傳へて。一様ならず。此拘はる可らざる証也。然らハ。今ハ五男神を。大神の御子。三女神を素戔嗚尊の御子と。詔別定給へるハ。いかに云々。一書ハ。大神の御

言ハ。若生男者。予以爲子。而令治天原。云々便取其六男。以爲日神之子。使治天原。云々とも。吾以清心。所生兒等亦奉於姊。ともあるハ如く。始より大神の詔ひしまよ。素戔嗚尊の方よ生玉ひ御子を。大神の御許まで。子養玉はむと大詔あり。本より素戔嗚尊の御子ふるを。後世の如く。大神の取ら給ひしよあらず。故かく定玉ひても。なほ後ハ。素戔嗚尊の皇御孫尊を吾兒と詔玉ひし事。一書に見えたり思合し。

○胸肩君。和名抄筑前國宗像牟奈加多郡とある。其地ハ因れる氏なり。又郷遠賀郡宗像とあるハ。隣郡なれば。宗像の地を割て。屬たる故。郷名と成て。遺れるものなるへし。名義下の一書ハ風土記を引て云へり。君は其處々を治る職名よ。國造直縣主稻置など云同し。續紀に。字三年十月。天下諸姓著君字者。換以公字。とある。此よりして。君姓みな公字をかけり。姓氏錄河内神別。宗形君。大國主命六世孫。吾田片隅命之後也。と見ゆ。この六世孫と云ハは説あり。此事は崇重胤云。大田々禰古命は。瑞籬朝御世の人よ。阿田賀田須命は大田々禰古命の伯父なれハ。孝靈天皇。孝元天皇の御世頃の人なるへし。宗像縁起。孝靈天皇四年。出雲國鏡河上より。筑前國宗像。御遷行と記せるは。若くは京より降りて。齋初たる年曆の事を大神の御鎮坐の事と。訛傳たる者よはあらし。然るは。其御鎮坐の始はしも。神世の古よ

在ければ。人世の事も。係ても云へき。非ざるを思ふへし。と云り。も。君の尸なりしを。天武紀十三年十一月。胸方。君賜。姓曰。朝臣。と見えたり。故。姓。氏。録。右。京。宗。形。朝。臣。大神朝臣。とて。此。氏。人の。胸。肩。大神。を。以。祭。之。故。は。大。物。主。命。活。玉。依。姫。を。合。て。生。る。子。櫛。日。方。命。此。神。の。五。世。孫。吾。田。片。隅。命。な。れ。ば。此。氏。人。の。胸。肩。大神。を。以。祭。之。事。は。記。傳。に。大。物。主。神。の。御。ゆ。かり。も。そ。有。け。め。と。云。れ。た。る。か。如。く。な。る。へ。此。の。記。傳。二。十三。て。注。せ。り。傳。七。胸。形。君。の。下。云。れ。た。る。事。は。た。か。へ。り。其。の。記。は。大。國。主。神。大。物。主。神。と。云。る。も。同。し。娶。坐。胸。方。奥。津。宮。神。多。紀。理。毘。賣。命。生。子。阿。遲。鉏。高。日。子。根。神。亦。娶。神。屋。楯。比。賣。命。生。子。事。代。主。神。と。あり。て。此。氏。の。遠。祖。神。の。嫡。后。は。坐。せ。し。な。る。へ。其。う。へ。奥。津。宮。は。坐。神。は。娶。て。生。給。へ。る。阿。遲。鉏。高。日。子。根。神。迦。毛。大。御。神。と。ま。な。す。此。大。御。神。を。も。同。祖。の。賀。茂。朝。臣。の。奉。祭。る。事。姓。氏。録。に。見。ゆ。又。大神朝臣も。同祖。と。て。大。三。輪。大神。を。奉。祭。る。是。等。も。た。な。し。由。ある。こと。なり。と。て。宗。形。君。は。後。は。郡。領。と。な。り。て。仕。奉。り。し。か。延。暦。十。九。年。十。二。月。勅。は。彼。郡。の。大。領。と。し。て。此。神。主。を。兼。帶。る。事。は。停。め。ら。れ。し。事。又。此。神。主。の。任。六。年。は。限。り。て。相。替。る。事。な。し。類。史。に。出。た。り。實。は。由。ある。古。の。豪。族。た。り。し。事。此。を。以。知。へ。き。もの。なり。宗。形。氏。は。然。る。著。姓。なり。し。か。ごと。も。何。時。し。か。衰。へ。た。り。ける。や。通。證。に。宗。因。曰。延。喜。十。四。年。甲。戌。賜。宇。多。帝。皇。子。清。氏。宗。像。朝。臣。姓。任。筑。前。守。兼。大。官。司。以。來。子。孫。相。繼。爲。其。職。也。と。云。へ。り。近。世。は。名。高。かり。し。宗。像。大。官。司。是。り。貝。原。氏。の。筑。前。續。風。土。記。も。其。説。を。擧。て。社。人。傳。曰。醍。醐。帝。延。喜。十。四。年。甲。戌。清。氏。勅。を。請。て。大。官。司。と。成。り。宗。像。は。下。玉。ひ。し。より。天。正。十。三。年。氏。貞。は。卒。す。る。よ。至。る。迄。大。官。司。七。十。九。世。年。數。凡。六。百。七。十。三。年。よ。り。て。宗。像。大。官。司。の。家。亡。ひ。ぬ。と。み。え。た。り。と。あり。○。所。祭。神。記。云。三。柱。神。者。胸。方。君。等。之。以。伊。都。又。三。前。大神。也。式。筑。前。國。宗。像。郡。宗。像。神社。三。坐。名。神。此。大神。の。天。降。坐。る。御。事。は。第。三。一。書。に。使。降。居。于。葦。原。中。國。之。宇。佐。島。矣。今。在。海。北。道。中。号。曰。道。主。貴。此。筑。紫。水。沼。君。等。祭。神。是。也。と。ある。か。如。し。口。訣。に。三。女神。先。降。宇。佐。島。後。

在筑前國。乎故云今在海北道中。と説るの如く。其初は天降坐し地ハ豊前國なり。其より御父大神と共に。黄泉國に坐ける時。大國主命は相婚玉其夫神と相携へて。逃出玉へる後ハ。即為宇伎由比而。宇那賀氣理而。至今鎮坐也。記見えたりとある如く。大國主神と共に。出雲國に御在坐るを云なり。又上にも云る如く。記は。大國主神娶坐胸形。奥津宮神。多紀理毘賣命と見え。又地神本紀は。次娶坐邊津宮。高津姫神とあるなり。此三島は出雲より渡り住玉へるまで。其よりは後の事也。右も引る。今在海北道中。の今在ハ。通証は。轉換之辭と云る。實は其如くして有なり。諸重胤云。筑前風土記は。宗形大神自天降居崎門山之時。以青蕤玉置奥津宮之表。以八尺紫蕤玉置中宮之表。以八咫鏡置邊宮之表。以此三表成神体之形。納置三宮。即隱之。因曰身形郡とある。此時を何れの時とハ思ふ人皆其説を得ざるハ甚怪しき事也。右の居崎門山とハ。彼三島は住世御在

坐て。大己貴神の嫡后道主貴と申奉り。夫婦二柱共に相並ハいて。天下を主領き。所知食間の御事也。然るは其三宮は。表物を置て。祝鎮玉ふ御事の有りなんや。此ハ天孫降臨章。大己貴神ハ天神の御使は。令白奉玉へる御言は。今我當於百不足之八十限將隱去矣。言訖遂隱とある其時の事也。此事を第二一書はる。天神詔命は。又汝應住天日隅宮云々。即躬披瑞之八坂瓊。而長隱者矣。と有と同意の文なるあり。右の天日隅宮ハ。其國土を避奉り。隠れ潜玉ふ宮と云事也。天日隅宮は身を潜む由身形ハ。隱身の形代を遺せる謂て。其赴一は合るを思ふべし。然れハ此三女神の。現御身坐し當時ハ。右ハ風土記は據は。御住處ハ。唯奥宮中。宮邊宮と申し。御名ハ。奥津島姫命。中津島姫命。邊津島姫命と申し。他より其三島を号けてハ。海北道中との云けるまで。宗像と申すハ。幽顯初て分れたる程よりこそ。申習ひけらし。と云れたるいと委し。さて三代實錄貞觀十二年。宗像大

神告文云。我皇大神波。掛毛畏岐。大帶日姬乃。彼新羅人乎。降伏賜時爾。相共加力倍賜天。我朝乎救賜比。崇賜奈利。と見えたる。此事紀記共よ。所見さる事ふれども。宗像縁起を始として。諸書よ所見さる事なれば。古より云傳へたる事着明し。さて承和七年四月。勳八等宗像神よ從五位下を授奉るより。貞觀元年二月。正二位と國史よ所見たる。此餘よ大和國城上郡宗像神社三坐。並大月次。類聚三代格よ宗像。神社城上郡登美山とある此也。また太政大臣東京一條第よ。此三神社ありて。筑前國なる共よ。正二位を授玉ふ事し上よ引り。なほ此神を祭れる社。式よ見えたり。

一書曰日神本知素戔嗚尊有武健陵物之意及其上至。便謂第所以來者非是善意。必當奪我天原乃設大夫武備躬帶十握劍九握劍八握劍又背上負鞞又臂著稜

威高鞞手握弓箭親迎防禁。

陵物。物とい廣く何よも云語なり。陵物ハ。物を陵す事を云なり。纂疏よ陵ハ犯也。侮也。物猶言人物也。とあり。○及ば。本書よ至聞來詣之狀。と有る當れ。此を及と訓ハ。漢籍めきて。如何なる事ふから。然訓むより外なければ。然有る。下章第二一書よ。及至日神當新嘗之時。と有る。共よオヨフと訓へき所なる也。神武紀及年四十五歳とあるを。綏靖紀至四十八歳。云々と見えたる。此を合せて。至と及と其義異ならざるを。曉るべきあり。○設大夫武備。大夫重胤云。江家本よ丈夫よ作り。纂疏よも丈夫と有て。丈夫猶言大丈夫。孟子所謂威武不能屈者也。と云説あり。但此よ大夫とあるを。強よ誤とい云難かり。万葉よ大夫と多く見えたる中よ。丈夫と有けんが。大夫と成れるも。有へけれども。皆から然とも云難かりければ。此を以て大夫と作りしことを曉りてよ。此の大夫ハ。大丈夫の文を畧きて。書るものなるへし。と云

るいよき説なり。さて大夫は武健き行の人。勝る男と云事也。轉りてハ。女に對て。男の通稱  
 の如くも。後世の成り設け。重胤云。麻和と訓事也。然るは萬葉十八麻宇氣。名義抄もマウケ。マウク。と有ハ。音便の如くなれ。熟思ふる。右の万葉なるハ。歌詞なるは依て。字數の限一有けれハ。自然は約れる者にして。麻宇久ハ本語にて。麻久ハ略語なるへ。と云リ。○十握劍九握劍八握劍。握ハ既ハ云。八九十ハ身の長短よつき。稱るものなり。記傳云。九握劍八握劍ハ。ノを添てよむへし。十握ハ大方の劍の常度と見えて。何と云く只劍とてありぬへき所。こハ十握劍と云へれハ。ノと云へからず。されとかく。九握八握十握と並へ云。るところは。なほトツカノと訓へし。と云リ。○教上ハ。  
 應永本永享本千箭二字あり然るへし。○又纂疏本秘閣本等も又字ふし。

是時素戔嗚尊告曰。吾元無惡心。唯欲與姉相見。故為暫來耳。於是日神共素戔嗚尊相對而立誓曰。若汝心明淨

不有<sup>ス</sup>陵奪<sup>ラ</sup>之意<sup>シ</sup>者。汝所生兒必當男矣。言訖先食<sup>ス</sup>所帶十握劍<sup>ヲ</sup>生兒<sup>ヲ</sup>号<sup>シ</sup>瀧津島姬。又食<sup>ス</sup>九握劍<sup>ヲ</sup>生兒<sup>ヲ</sup>号<sup>シ</sup>湍津姬。又食<sup>ス</sup>八握劍<sup>ヲ</sup>生兒<sup>ヲ</sup>号<sup>シ</sup>田心姬。凡三女神矣。

故為暫來耳。本ハ故字只と作り。今永享本應永本ハ依て改む。本書ハ將退根國。故欲暫向高天原云々。永退矣。とあり。○誓曰。此よてハ。日神のみ誓を立させ玉へる如く見ゆれども。本書ハ請與姉共誓とあり。第二一書ハ此傳ハ素  
 戔嗚尊より係させ玉へりし御言脱て。大神の答させ玉へりし御言のみ遺れるなり。なほ本書ハ。素戔嗚尊の御言のみ有て。大神の御答なきと。同じ事なるものなり。○意者永享本ハ者字无也。○食所帶十握劍。大神御自の。十握劍九握劍八握劍を食て。女御子生坐し。素戔嗚尊ハ。又御自の瓊を食て。男御子を生坐ると見る時ハ。各々其々の御身の物實なれハ。皇統ハ素戔嗚尊は方。

ありて。天照大神の御未<sup>ミ</sup>い。あらぬか如<sup>ニ</sup>となれど。物事<sup>ニ</sup>明るさ古昔<sup>ニ</sup>。然る解此時<sup>ニ</sup>五男三女神<sup>ハ</sup>。生給<sup>ヒ</sup>ひし主<sup>ト</sup>も拘<sup>ラ</sup>らず。又御物根<sup>ニ</sup>も拘<sup>ラ</sup>らず。唯大神と。素戔嗚尊の御中<sup>ニ</sup>。生給<sup>フ</sup>御見<sup>ル</sup>よしあれば。かゝる傳もある也けり。此事<sup>ハ</sup>上<sup>ニ</sup>に既に食<sup>ハ</sup>を衰須<sup>ト</sup>と云<sup>ハ</sup>。物<sup>ヲ</sup>を食<sup>フ</sup>こと云<sup>ハ</sup>へれと。此は本書<sup>ニ</sup>咀<sup>カ</sup>嚼<sup>ク</sup>とある。即其意なり。喉内に吞入玉ふよあらず。一書<sup>ニ</sup>醫<sup>ニ</sup>斷<sup>ニ</sup>劍<sup>ニ</sup>末<sup>ニ</sup>。記<sup>ニ</sup>序<sup>ニ</sup>。○瀛津島姫。此は田心姫の。胸形の瀛津島<sup>ニ</sup>坐<sup>ス</sup>す御名<sup>ナル</sup>事。上<sup>ニ</sup>云<sup>ハ</sup>るか如し○田心姫。此神<sup>ハ</sup>瀛津島姫<sup>ト</sup>一神<sup>ナル</sup>を。二神<sup>ト</sup>爲<sup>ル</sup>は誤<sup>リ</sup>なり

已<sup>ニ</sup>而<sup>シテ</sup>素戔嗚尊<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>其頸<sup>ヲ</sup>所<sup>レ</sup>嬰<sup>ス</sup>五百箇御統<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>瓊<sup>ニ</sup>濯<sup>ニ</sup>于<sup>テ</sup>天<sup>ノ</sup>渟<sup>ニ</sup>名井<sup>ト</sup>。亦名<sup>シ</sup>去<sup>リ</sup>來<sup>リ</sup>真<sup>ニ</sup>名<sup>ト</sup>井<sup>ニ</sup>而<sup>シ</sup>食<sup>フ</sup>之<sup>ヲ</sup>乃<sup>チ</sup>生<sup>ル</sup>兒<sup>ト</sup>号<sup>ス</sup>正<sup>ニ</sup>哉<sup>ト</sup>吾<sup>レ</sup>勝<sup>テ</sup>勝<sup>テ</sup>速<sup>ニ</sup>日<sup>ト</sup>天<sup>ノ</sup>忍<sup>ル</sup>骨<sup>ヲ</sup>尊<sup>ト</sup>。次<sup>ニ</sup>天津彦根命<sup>ト</sup>。次<sup>ニ</sup>活津彦根命<sup>ト</sup>。次<sup>ニ</sup>天穗日命<sup>ト</sup>。次<sup>ニ</sup>熊野忍踏命<sup>ト</sup>。凡<sup>ソ</sup>五男神<sup>ト</sup>矣<sup>ト</sup>。

其頸<sup>ヲ</sup>所<sup>レ</sup>嬰<sup>ス</sup>所謂<sup>ル</sup>御頸珠<sup>ナリ</sup>。此事も既<sup>ニ</sup>上<sup>ニ</sup>云<sup>ハ</sup>るか如し。頸<sup>ハ</sup>記傳<sup>ニ</sup>云<sup>ハ</sup>和名抄頸<sup>ハ</sup>久比頭<sup>ト</sup>莖<sup>也</sup>とあり。後世<sup>ニ</sup>頭<sup>ヨリ</sup>新<sup>ニ</sup>たる首<sup>ヲ</sup>を。又<sup>ハ</sup>昆<sup>ハ</sup>久煩美<sup>ナリ</sup>。續世繼<sup>ニ</sup>し<sup>ノ</sup>くぼ<sup>ト</sup>と云<sup>ハ</sup>ことあり。昆<sup>ハ</sup>久比頭<sup>ト</sup>と云<sup>ハ</sup>ことあり。俗<sup>ニ</sup>にぼん<sup>ノ</sup>くぼ<sup>ト</sup>と云<sup>ハ</sup>ことあり。所<sup>レ</sup>嬰<sup>ス</sup>頸<sup>ハ</sup>懸<sup>玉</sup>ふを云<sup>ハ</sup>。即頸懸<sup>ノ</sup>義<sup>ナリ</sup>なり○去來真名<sup>ヲ</sup>。本<sup>ニ</sup>去來下<sup>ニ</sup>之<sup>ノ</sup>字<sup>アリ</sup>あり永享本舊事<sup>ニ</sup>紀<sup>ス</sup>。なき<sup>ニ</sup>從<sup>テ</sup>削<sup>ル</sup>。履中紀<sup>ニ</sup>去來<sup>ト</sup>此<sup>ニ</sup>云<sup>ハ</sup>伊弉<sup>ト</sup>とあり。伊弉<sup>ト</sup>と云<sup>ハ</sup>詞<sup>ニ</sup>。去來<sup>ノ</sup>字<sup>ヲ</sup>を用<sup>ハ</sup>たるハ。萬葉<sup>ニ</sup>も多<sup>ク</sup>ありて。起<sup>ル</sup>俗語<sup>ナル</sup>。此訓注<sup>ニ</sup>此<sup>ニ</sup>あるへきなり。名義未<sup>ニ</sup>詳<sup>ナリ</sup>。試<sup>ニ</sup>云<sup>ハ</sup>は<sup>ハ</sup>。潔<sup>ニ</sup>真<sup>ニ</sup>名<sup>ト</sup>井<sup>ト</sup>。○忍骨尊<sup>ハ</sup>忍穗耳<sup>ト</sup>と云<sup>ハ</sup>る<sup>ハ</sup>同<sup>シ</sup>し事<sup>既<sup>ニ</sup>云<sup>ハ</sup>る</sup>。式<sup>ニ</sup>豊前國田川郡忍骨命<sup>ノ</sup>神社<sup>ト</sup>。又山城國宇治郡許波多神社<sup>ヲ</sup>。釋<sup>ス</sup>引<sup>ル</sup>風土記<sup>ニ</sup>は。名<sup>ニ</sup>天<sup>ノ</sup>忍穗根尊<sup>ト</sup>と見えたり○忍踏命。此<sup>ハ</sup>熊野櫛樟日命<sup>ノ</sup>坐<sup>ス</sup>。名<sup>義</sup>忍穗耳<sup>ト</sup>同<sup>シ</sup>。記傳<sup>ニ</sup>。式<sup>ニ</sup>出雲國意宇郡志保美神社<sup>ヲ</sup>。此<sup>ハ</sup>忍<sup>ノ</sup>意<sup>ヲ</sup>略<sup>シ</sup>奉<sup>ル</sup>神号<sup>ナル</sup>へし。と云<sup>ハ</sup>れたり。踏<sup>ハ</sup>古<sup>ノ</sup>保美<sup>ト</sup>も保牟<sup>ト</sup>も云<sup>ハ</sup>り。景行紀<sup>ニ</sup>踏石<sup>ヲ</sup>をホミシ。仲哀紀<sup>ニ</sup>穴門直踐<sup>立</sup>と云<sup>ハ</sup>人<sup>ト</sup>をホミタチ訓<sup>リ</sup>。布<sup>ト</sup>保<sup>ト</sup>と通音<sup>ナリ</sup>。例<sup>ニ</sup>あまたあり。○此傳<sup>ハ</sup>天穗日命五男<sup>ノ</sup>第四<sup>ニ</sup>在<sup>リ</sup>。異<sup>ナル</sup>傳<sup>也</sup>。

故素戔嗚尊既得勝驗。於是日神方知素戔嗚尊固無惡意。乃以日神所生三女神。令降於筑紫洲。

勝驗とい。御誓は勝せ玉へる証據を云なり。第二一書は。天照大神復問日。汝言虚實。將何以爲驗。對曰。請吾與姉共立誓約。云々生男爲赤心。云々とありて。素戔嗚尊の。男子を成し出玉へるの故。得勝驗といあるなり。此を大神は勝奉ると見る。委しからず。其先は誓約を立玉へりし任。其效驗有つるを以。勝とい云なり。能く爲す。混ひのへき事共也。口訣は得勝驗者。勝誓也。纂疏は。得勝驗者。謂生男子。故取以名之。とあるなり。當れる説言なり。○方知云々無惡意。平田翁云。大神は。か。素戔嗚尊の高天原を奪はむとの惡き御心有て。參上。玉へるならむ。疑ひ所思し。其認定たまへるまよ。男御子を生坐りしか。此は方て素戔嗚尊の。本より惡心ハ

坐まをす。た。御暇請し給むの赤心よ。昇坐るなる事を。知看せる由なり。此大神と申せとも。直は他の心を。察通し玉ふ事。え知給はず。字氣比の御事。依てこそ方て赤心と知得たまへれ。然るを佛聖人など云もの。自は他の心を察通すなどいふ言の。空言なり。とあり。○第三一書は依。此は男御子を治め玉へる御言あるへし。固無惡意と。乃字の間。便取其素戔嗚尊所生五男。以爲日神之子。使治天原。などの語ふて。事足らざるなり。○乃以日神所生三女神云々。重胤云。この。大神の其女御子の所置を。定擬させ玉へる御計ひの。御事共ふれ。此より遙は後在ける事ふれども。事の因。如此記し續けす。事の隔り行て。紛らはしと成か故。此は在る。此三女神の。此國土は天降坐るを。此一書は。今大神の御教は因て。降坐るか如く記たれど。此は此女神等の。後此筑紫洲。坐々る間の事を以。此時の事とせし傳なるへし。か。古書多し。第三一書は。六男神。使治天原と。ある處云る事等。合せ見よ。決て此時の事。あるへからず。筑紫洲の。甚く。ふは此事。次云



因教之曰。汝三神。宜降居道中奉助天孫而為天孫所祭也。

教之曰。重胤云。神の御命以て。仰玉へる事を。神命とも御教とも云事也。と云り。○道中。第三一書。今在海北道中とあり。纂疏。道中者。西海道中。也。海北道中謂九州之北瀕海之地。と見ゆ。記傳。筑紫の北面の海路。て。即胸形宮其處なり。と云れたるか如し。重胤云。道中。此任よて事足。ハす。上なる筑紫洲より。續けて心得へし。若て此ハ三女神の鎮坐す。筑前を指。て宣へる者よて。其神社下に云り。儲一書の。今在海北道中と有る。今。字を以見る。先。宇佐島。降居し。後。海北道中。鎮在坐す事ハ有。れども。始より志して詔へる。此道中なりける者あり。武郷云。始より志して云々と。見られたる説よて。口訣。降居道中者。前。此則筑紫胸肩君等。所祭神是。なほいかなり。

也。以宗像郡。可云道中乎。と云る。然る言なる者なり。但宗像郡を以。道

中と云す。筑前國を以。海北道中と云ふり。又其第三一書下。宇佐島豊前國宇

佐島。後在筑前國乎。故云。今在海北道中。道主貴不。見三神名帳。云。宗像神社。宇。也。云る。をも考合すへし。儲此道と云事ハし。己。鈴

屋翁も云つる如く。國と云事なり。武郷云。道と國との差別ハ。始より其本生の地。ハ。大國主神。又國主事勝國勝長狹とある。是よて。國主と云事也。道主と云。君王の御許。よ

り。差違ハされて。畿内より。幾多の道路を經行て。其國ハ大人と成を。道主と云事。丹波。道

主命の例を以。知へ。若て道中と云例ハ。越中備中共。道中なるハ。道口道後

と對並たる稱なり。儲上にも云るか如く。此。筑紫洲。道中と云義なるハ。又

海。北。道中とも有を以て考る。筑紫洲の海北と云。豊前筑前肥前の三國

よて。東より西よ聯れ。彼畿内より。道口と云。豊前ふり。其行止る道。後なる

所ハ。肥前なりけれハ。其道。中と云ふん。筑前ハ。當りける。筑前は。筑後と對ひて

とも。此洲の海北よて。東西ハ長き全体ハ取て。道中なる者なり。然れハ。右よ引る口訣の

説も。全解得たる。ハ。非れとも。正書を照し合せて。以。宗像郡。可云道中。乎。と云る。ハ。

大凡。至れる説。と云る。然説ふり。○天孫ハ。本の洲ア。メ。ミ。マ。とあれ。ハ。天御真

なる者也けり。

子の義 夫は天神之子孫と云義は、書る漢文なれば、アマツカミノミユと訓  
 へし。平田翁云、文武天皇元年、詔は、天津神御子とあるは従て訓へし。天  
 神とい。總て高天原なる神を白す中は、此はもたら天照大御神を、指奉るなり。  
 さて師説の如く、天忍總耳命は、其御子に坐せし。本よりの。事にて。此次々よ  
 け。御孫なる邇々藝命をも。又竊草葺不合命をも。神武天皇をもみな申せり。  
 武郷云、釋紀問云、此天孫指何哉、先師申云、古指天津彦火瓊杵尊云々此條不可然  
 歟、于時瓊杵尊未生給、然者此天孫者不可限一人、未來繼躰、至尊也、とあり  
 さてわと申すは、大凡の國神と、同等からざる由は、事を分て尊み奉る御種なり。  
 天忍總耳命、邇々藝命は、天にて生し坐れり。唯は天神とこそ申すへきを御子と申せるは、  
 總々出見命より以來、此國にて生し坐るを、申ならはしたる御名を、上へも回らして、語傳  
 たるなり。夫も天照大御神の御子と申す意なるめれば、違ふことなし。然れど、さて御  
 天神の御子と申す、本の意は、此國にて生し坐るか、天神の御末にて坐由なり。さて御  
 代々々の天皇命をも、然申奉る事は、其高御座は、天照大御神の依給へる御  
 座なる故は、其は位をば、御末なからず。御代々々天神御子とい申奉るなり。  
 然れば、此御稱は、天地の際は、我天皇命一柱に限りて、申す御稱はなむ有ける。

と云り○奉助天孫云云。重胤云、助は手次テスの義にて、行届かざる事  
 を、傍より次て成すを云ふり。此を多須久と云ふ。多は右の如く、手の義なる故  
 也。唯は須久とも云り。多須久と云証例は、記の神八井耳命の御言は、僕者扶  
 汝命。為言忌人。而仕奉。と有は、此は奉助天孫。而為天孫所祭。と有る同  
 状にて、神祇を所祭るを以て、君を扶くる事と云り○所祭本はイツカレ  
 ヨと訓れど、平田翁のイツキマツレとよみて、皇孫命の御手に代り助けて、  
 宣所祭と。教給へるなり。と説れたるは、然事なり。なほ重胤説は、三代格寛平  
 五年十月格は、太政官符云々。舊記云、是天照大神之子也。大神勅曰、汝  
 三神降居道中。奉助天孫。為天孫所祭祭者。今國家每有禱請。奉幣  
 件神。是其本縁也。と所見たる舊記は、此紀の文なるが、其末は、今國家云々  
 と云を以見れば、所祭を今本イツカレヨと訓來れる義は合るが如くと雖、  
 猶舊義は非るへし。其は上は教之曰とあるは、唯奉助天孫て、其天孫の御

爲よ。齋ひれよと云意のみよてい。合いさるはり。教之と云は。外は學ひ行ふ處有を以て。云語よこそ有けれ。但此大神の。國家を護奉らせ玉ひ。又其よ就ても。重く崇まへられ玉ふ御事なり。今云迄も非なるなり。但し其を以て。イツカレヨの證と云れたるの如し。さて此御言の意は。上よも引る。記の神八井耳命の御言を。此紀より。宜。汝之光臨天位。以承皇祖之業。吾當爲汝輔之。奉典神祇。と見えたる。爲汝輔記は扶。此奉助天孫とあるは當り。又奉典神祇記は爲忌。而仕奉と云い。爲天孫所祭。とあるは同趣よて。上世よ君王の輔相として。仕奉れるよ。先神祇を奉典る事を職として。仕奉れる事。最第一の仕なるを。明らむる時。此所祭も知らるなり。さて此所祭神を。豊受大神なりと云る説あり。甚しき非事也。其説の起本は。神宮雜例集より引る。大同本記は。皇大神の御託宣は。吾一所耳坐禮波。御饌。安不聞食。吾高天原爾在時。素戔嗚尊。帶十握劍。索取三段。打折爲所生三女神乎。葦原中國。宇佐島降居道中。奉助天孫而。爲天孫所祭止詔之神。今丹波國。與佐乃比治乃真名井坐豆。道主王子。八乎止女乃齊奉。御饌都神。止由居乃神乎。吾坐國。欲止。誨覺。給支。と見えたる文なるか。此は吾高天原爾以下。所祭止詔之神。さて。五十三字は。全く後人の攪入なるなり。其本は。倭姫命世記。御鎮坐傳記。同本記よ。同事を右の文はなくて。丹波國。與佐之。小見比治之魚井。原坐。道主王子。八乎止女乃

齊奉。御饌都神止由氣皇大神乎。我坐國欲度。誨覺給支。このみあるか。如くなるへきを。道主王を。此なる道主貴と。一よ爲て。豊受大神を。殊更よ貴くせんこの好意より。神代紀の文を採入れて。かゝる文を作りし也けり。右の文を。御鎮坐次第記より。道主貴とさへ改たる。既よさる下心は。ありしものなりけり。道主王は。丹波道主。命なるものをや。なほ延曆儀式帳をも見合せて。其妄を覺るへし。また右引る文中は。葦原中國。宇佐島。降居道中。云々。と何事を。宇佐島と。道中とを。一つよ混して云る。甚しき杜撰なり。又平田翁の引れたる一本よ。爲天孫所祭止詔之下。須勢理姫乃齋奉禮當の九字。さへあり。彌後人の加筆なること知られたり。

一書曰。素戔嗚尊將昇天時。有一神号羽明玉。此神奉迎而進。以瑞八坂瓊之曲玉。故素戔嗚尊持其瓊玉。而到之於天上也。

羽明玉。名義映明玉なり。ハエアカル玉。映玉の照耀を云なり。上の一書に速玉之男。式熊野早玉神社。又陸奥國志太郡敷玉早御玉神社あり。此等も皆映玉の意なり。と記傳よ云。玉を造りて。奉進りしより。負る名なるへし。拾遺は。辨明玉命。出雲國。玉作祖也。と有て。末は。辨明玉命之孫。造御祈玉。其裔今在出雲國。毎年與調物。貢進其玉。と見えたる。此時の由縁は。依れるなるへく。所思たりと云り。辨明玉命ハ羽明玉と。

同神なる事ハは次ニ云テ此神の御名、様々ニ傳ハれる中ニ。まづ寶鏡開始章第二一書  
 玉作部遠祖。豊玉者造レ玉ヲ。また第三一書。玉作、遠祖伊弉諾尊、兒天、  
 明玉ヲ所作八坂瓊之曲玉云々。天孫降臨章。玉作上祖玉屋命記スも科ニ  
作ハ八尺、勾瓊之五百津之御須麻流之珠ト有リ。姓氏録ニ右京神別、玉作連、高魂命孫天、明玉命之後  
 也。云々造作玉壁ヲ。以爲ニ神幣ト。故号ニ玉祖連ト。亦號ニ玉作連ト。古語拾遺ニ。櫛  
 明玉命。出雲國玉作祖也云云。素戔嗚神欲奉辭日神。昇レ天之時。櫛明  
 玉命奉迎。獻ニ以瑞之八坂瓊之曲玉云々。舊事紀ニ。玉作祖櫛明玉神云  
 々。伊弉諾尊之兒也。云々トある。是等皆同神なり。とるハ此ハ羽明玉の。曲玉  
 を素戔嗚尊ニ進ルとあるを。拾遺ニ櫛明玉命ト爲シ。とて其櫛明玉命を同  
 書ニ舊事紀ニも。玉作祖ト見え。又一書ニ。豊玉。天明玉。下卷ニ玉屋命  
 とあるも。玉作遠祖。玉作連ト祖ト。姓氏録ニも。天明玉  
 を玉作遠祖トありト爲ルまで。かたトみな  
 同神なる事を知るべきあり。但し伊弉諾尊、兒とあるト。高皇產靈尊、孫とある

と。傳の異なるか如くなれど。此ハ伊弉諾尊ノ御兒、高皇產靈尊ノ御孫也。  
 と見てありぬへし。又神名秘書ニ云フもの。異本古語拾遺の文なりとて、櫛明  
 玉命、高皇產靈神、女、栲幡千千姫命之妹也。と云る説あり。記傳ニ。此神  
 を女ト爲ル事ハいハ。と云れたるか如く。誤ルなるべし。其は寶鏡開始章一書豊玉  
 ○瑞八坂瓊瑞ハ稱美辭ナリ。曲玉ハ既モ云フ如ク其形ノ狀ノ曲ニ然ル重胤  
平田翁の説を引いて云へし云。曲玉ハ字ノ如クて。緒ニ貫キ縮メたるを以テ云フ稱ナリ。然ルは此八坂瓊の  
 曲玉の八坂ハ八尺まで。玉を多く貫連メたるを以テ云フ。其を一ニ統緒トへる  
 か故ニ。曲玉ハ云フなり。下ニ瓊端瓊中瓊尾ト云フ事ハ。此玉緒の本末を云る  
 なり。下章第三一書ニ。瓊、綸また瓊、端トあるを以テ。玉の端中尾ハ非ズ。連珠  
 の初中後なるを曉ル時ハ。即曲玉ハ緒ニ貫キ縮メたる玉なる事知らるルなり。然  
 るを記傳ニ。句瓊ハ曲レる玉也。と云たれども。若然らむハ。八坂瓊之曲玉ト  
 云は。緒より外ニ縮メける玉を云稱スなるもの也。と云れたり。此説ハいハあらむ

是時天照大神疑<sup>ヒ</sup>弟有<sup>ニ</sup>惡心<sup>キ</sup>。起<sup>シ</sup>兵詰問。素戔嗚尊對曰。吾所以<sup>ニ</sup>來<sup>ル</sup>者。實欲<sup>ニ</sup>與<sup>ル</sup>姉相見<sup>ル</sup>。亦欲<sup>ニ</sup>獻<sup>ル</sup>珍寶瑞八坂瓊之曲玉耳。不<sup>レ</sup>敢<sup>テ</sup>別有意也。時天照大神復問曰。汝言虛實。將何以為<sup>レ</sup>驗。對曰。請吾與<sup>ル</sup>姉共立<sup>ル</sup>誓約。誓約之間<sup>ニ</sup>。生<sup>ル</sup>女為<sup>ニ</sup>黑心<sup>キ</sup>。生<sup>ル</sup>男為<sup>ニ</sup>赤心<sup>キ</sup>。乃<sup>レ</sup>堀<sup>テ</sup>天真名井三處<sup>ニ</sup>相與<sup>ル</sup>對立<sup>ス</sup>。

起兵重胤云。起<sup>ル</sup>兵は記紀に起<sup>ル</sup>兵興<sup>ル</sup>軍興<sup>ル</sup>師<sup>ナ</sup>とあり。諸兵は常<sup>ニ</sup>ハ都波母能<sup>ト</sup>訓<sup>テ</sup>て武器を云稱<sup>ナ</sup>れとも。此ハ伊久佐<sup>ト</sup>訓<sup>テ</sup>處なる事。右<sup>ニ</sup>引<sup>ル</sup>る例共を推<sup>テ</sup>知<sup>ル</sup>へきふり。名義抄<sup>ニ</sup>も兵字<sup>ハ</sup>右<sup>ノ</sup>二訓<sup>アル</sup>なり。七書直解と云物<sup>ハ</sup>。兵者武器也。以<sup>テ</sup>二人<sup>ノ</sup>執<sup>ル</sup>兵<sup>ト</sup>亦曰<sup>ク</sup>兵<sup>ト</sup>有<sup>ル</sup>其兵器を執<sup>ル</sup>者<sup>ヲ</sup>。兵士<sup>ト</sup>云<sup>ハ</sup>同じと云<sup>リ</sup>。さて本書第一<sup>ノ</sup>一書<sup>ハ</sup>。御自<sup>ノ</sup>御装<sup>ノ</sup>

みを云<sup>フ</sup>。此は兵のみを云<sup>フ</sup>るよて其時<sup>ノ</sup>のま<sup>ハ</sup>は同事<sup>ナ</sup>ふり。○詰本<sup>ニ</sup>詰<sup>ル</sup>作る誤<sup>リ</sup>なり。今は類史本<sup>ニ</sup>よりて改<sup>メ</sup>訂<sup>セ</sup>り。○虚實<sup>ノ</sup>字<sup>ノ</sup>任<sup>テ</sup>は訓<sup>テ</sup>ハ漢文<sup>ノ</sup>の格<sup>ナ</sup>なり。日月<sup>ト</sup>書<sup>テ</sup>ツキヒ<sup>ト</sup>訓<sup>ム</sup>如<sup>ク</sup>。此も倒<sup>反</sup>してマコトイツハリ<sup>ト</sup>訓<sup>ヘ</sup>き字<sup>ナ</sup>り。○將何<sup>ヲ</sup>以為<sup>ハ</sup>。謂<sup>ユ</sup>ゆる證據<sup>ヲ</sup>を云<sup>フ</sup>なり。纂疏<sup>ニ</sup>。進雄尊<sup>ノ</sup>獻<sup>ル</sup>珠<sup>ヲ</sup>。表<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>赤心<sup>ヲ</sup>。然<sup>レ</sup>其<sup>ノ</sup>言<sup>ハ</sup>虚實<sup>ナ</sup>。猶<sup>モ</sup>未<sup>ダ</sup>可<sup>ク</sup>分<sup>別</sup>。故<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>生<sup>ル</sup>男子<sup>ヲ</sup>欲<sup>シ</sup>見<sup>ル</sup>證<sup>驗</sup>。如<sup>シ</sup>是<sup>レ</sup>則<sup>チ</sup>赤黑不<sup>レ</sup>可<sup>ク</sup>矯<sup>飾</sup>。故<sup>ニ</sup>也。とあり。重胤云。驗<sup>ト</sup>云<sup>ハ</sup>。次<sup>ニ</sup>誓約<sup>ノ</sup>之間<sup>ニ</sup>。生<sup>ル</sup>女<sup>ハ</sup>為<sup>ニ</sup>黑心<sup>キ</sup>。生<sup>ル</sup>男<sup>ハ</sup>為<sup>ニ</sup>赤心<sup>キ</sup>。と見<sup>エ</sup>たる。是<sup>ヲ</sup>云<sup>フ</sup>なり。然<sup>ル</sup>る<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>誓約<sup>ノ</sup>の御中<sup>ニ</sup>。赤心<sup>ヲ</sup>見<sup>レ</sup>はせ<sup>セ</sup>在<sup>リ</sup>坐<sup>シ</sup>て。男御子<sup>ヲ</sup>を成<sup>シ</sup>出<sup>サ</sup>奉<sup>ラ</sup>せ玉<sup>ヘ</sup>る。此<sup>ハ</sup>即<sup>チ</sup>第一<sup>ノ</sup>一書<sup>ニ</sup>。素戔嗚尊<sup>ノ</sup>既<sup>チ</sup>得<sup>ル</sup>勝<sup>ツ</sup>驗<sup>ト</sup>。と見<sup>エ</sup>たる。是<sup>ナ</sup>り。然<sup>ル</sup>る<sup>ニ</sup>天照大神<sup>ハ</sup>はし<sup>も</sup>。女御子<sup>ヲ</sup>を成<sup>シ</sup>出<sup>サ</sup>せ玉<sup>ヘ</sup>る<sup>ニ</sup>。右<sup>ノ</sup>生<sup>ル</sup>女<sup>ハ</sup>為<sup>ニ</sup>黑心<sup>キ</sup>。と云<sup>フ</sup>當<sup>テ</sup>。天照大神<sup>ハ</sup>勝<sup>ツ</sup>奉<sup>ル</sup>驗<sup>ヲ</sup>。得<sup>テ</sup>玉<sup>ヘ</sup>る<sup>ハ</sup>如<sup>ク</sup>。説<sup>ク</sup>成<sup>シ</sup>奉<sup>ル</sup>ハ。此<sup>ノ</sup>文意<sup>ヲ</sup>。能<sup>ク</sup>相照<sup>シ</sup>考合<sup>ス</sup>る辭事<sup>也</sup>。と云<sup>リ</sup>。○立誓約<sup>ハ</sup>立<sup>ハ</sup>上<sup>ニ</sup>一書<sup>ニ</sup>。建<sup>ル</sup>絶<sup>ト</sup>要<sup>ト</sup>之<sup>ノ</sup>誓<sup>ハ</sup>の建<sup>ル</sup>同<sup>シ</sup>。立<sup>ハ</sup>誓<sup>ヲ</sup>成<sup>テ</sup>。事<sup>ヲ</sup>定<sup>ム</sup>る謂<sup>ハ</sup>なるなり。

○天真名井三處。上よも云る如く。此井ハ即ち安河瀬の中にて。井と云へき處を指て云るまで。別は尋常云。井ありしは。あらしを。こも。堀とあるいかんなるやうなり。三處ハ。玉の端中尾と。三度三處よものし給はむ料なるへけれど。猶少しいかになる心ちす。按。堀とハあれと。新。堀鑿らせ玉よハあらて。三處の瀬を。定めさせ玉よを。云るよもあるへし。

是時天照大神謂素戔嗚尊曰。以吾所帶之劍。今當奉汝。汝以所持八坂瓊之曲玉。可以授予矣。如此約束。共相換取。已而天照大神則以八坂瓊之曲玉。浮寄於天真名井。嚙斷瓊端。而吹出氣噴之中。化生神号市杵島姬命。是居于遠瀛者也。

謂素戔嗚尊曰。重胤云。此は右の素戔嗚尊の御言に就て。大神の判らせ玉

ふ所なり。諸此は物根を相換させ玉ふ事の御約束。御誓。前立て宣はせたるハ。異なる傳の如しと雖。然ハ非すなん有ける。其は正書也。於是天照大神乃索取素戔嗚尊十握劍。云々既而素戔嗚尊乞取天照大神云々五百箇御統記もとあるハ。不意さ狀の如く成。此の傳の如く。其先ハ其御約束御在坐すと見奉る時は。殊更ハ義理に於て。明らかなる所あるものなり。○所持。本は所字の上にも。汝字あり。今は纂疏本及類史ハ先ハ依る。○授。私記ハ左豆介與と訓。永正本鎌倉本も然訓。本ハクレヨと訓。重胤云。授は凡賜と同語あるハ。賜は上より下へ。物を與ふる事云るを授。然も非るよ。天孫降臨章。大己貴神の廣矛を授二神と見え。記ハ綿津見大神の。火遠理命ハ授鹽盈珠鹽酒珠兩箇とあり。○浮寄ハ。口訣ハ濯之言とあり。振滌とハ。衣などを水で洗ふ狀。流れんとすれハ引寄せ。沈まむとすれハ取浮へて。振滌と事なり。故瓊響玲々と云るなり。下章第三一書。濯浮とあるを。合せ見て。其狀を思やり奉

るへー○瓊瑞。次は瓊中瓊尾あり。重胤云。此ハ瓊綸の初中後を云なり。瓊瑞ハ本ハ二ノハシと訓る如くなるを武郷云、私記ニ爾乃波下章第三一書ハ瓊綸と訓るハ誤なれども。元瓊綸の端なるから。然混ひたりつる者なり。口訣ハ瓊端貫玉之端也。とあるハ然言ふり。儲此瓊ハしも。右のハ坂瓊。曲玉まで。即御頸珠の事まで。其統たる状をしも。何れを始。何れを終と云へからざるハ似たりと雖。其ハ上下の差別ありと。頸ハ嬰ける處。其垂て中程胸に當る處。其止りて腰ハ終る處有る物ハ一有けれハ。其頸を瓊綸と。胸を瓊中と。腰を瓊尾と成るものふりけり。但委ク云時ハ瓊綸端又瓊綸中又瓊綸尾とも云へきか如し。と云へとも。上ハ已ハ坂瓊之曲玉と有を承たる所なれは。然云へても有ぬへき事也。然と云り○齧斷ハ齧切と云ハ同一。大祓詞ハ本打切末打斷也。又本齧斷末齧切也など通ハせ云。儲此ハ瓊綸を齧斷せ玉へるハあらず。緒ハ貫る瓊玉を齧み碎かせ玉へるを申すなり。○氣噴之中ハ氣噴之扶霧之中。と云義なり。○遠瀛。記ハ奥津宮とあり。奥津島の事なり。地神本

紀ハ瀛津島姫命。坐三宗像奥津宮。是所居ニ遠瀛島者也。とあり。筑前續風土記ハ。俗ハ此島を奥島と云ハ。神をも奥御神と申すとあり。奥津島又瀛津島姫命と申奉る唱を失はざる者なり。文安元年宗像縁起ハ。此奥津宮の祭神を。田心姫命と云るハ上ハ云るハ合へり。續風土記ハ。奥津宮の社人は。此島の神を田心姫と。第一の宮とす。故ハ田心姫を中とし。左を市杵島姫命とし。右を湍津姫命とす。此島ハ大島より戌亥方ハ在リ。其間四十八里と云り。島の周廻一里あり。社ハ西南ハ向ひて。山の麓。平地の高處ハ立リ。海邊ハ社まで。其間百五十間。道峻坦しからず。島山高し。其峰三あり。甚高きを一嶽と云ふ。其次二嶽。其三白嶽。皆岩山なりとあり。さて宮所ハ。一嶽の麓。大なる巖の物の足の如三。聳立ちたる間ハ。おはしませ。青柳種信ハ記行ハ云り

又齧斷瓊中。而吹出氣噴之中。化生神號。田心姫命。是居

于中瀛<sup>ツミヤニ</sup>者也。又醫<sup>ニ</sup>断瓊<sup>ニ</sup>尾<sup>ヲ</sup>。而吹出氣噴之中化生神號<sup>ニ</sup>湍津姫命。是居<sup>ニ</sup>于海濱<sup>ニ</sup>者也。凡三女神。

中瀛ハ。記<sup>ス</sup>中津宮とあり。即中津島姫命。坐<sup>ニ</sup>宗像中津宮<sup>ニ</sup>とあり。此御名記紀<sup>ス</sup>ハ漏たれど。山城松尾神社<sup>ニ</sup>。祭所の中都大神と申御名ハ。本朝月令<sup>ニ</sup>載<sup>ス</sup>。秦氏本系帳<sup>ニ</sup>見<sup>エ</sup>て。古<sup>キ</sup>稱<sup>ナリ</sup>。續風土記<sup>ニ</sup>。神湊<sup>ノ</sup>海濱<sup>ニ</sup>去<sup>ル</sup>事。三里<sup>ニ</sup>。北<sup>ノ</sup>海中<sup>ニ</sup>在<sup>リ</sup>。島の回<sup>ニ</sup>三里余<sup>ニ</sup>。此邊<sup>ニ</sup>島<sup>ニ</sup>比<sup>レ</sup>ハ頗<sup>ニ</sup>大<sup>ナリ</sup>。故<sup>ニ</sup>大島と號<sup>ス</sup>るなるへし。民家<sup>モ</sup>多<sup>ク</sup>して町<sup>アリ</sup>。又此島<sup>ニ</sup>宗像神社<sup>ニ</sup>お<sup>ハ</sup>し<sup>マ</sup>す。社<sup>ハ</sup>巽方<sup>ニ</sup>向<sup>ヘ</sup>リ。田島<sup>ノ</sup>方<sup>ナリ</sup>。湍津姫命<sup>ヲ</sup>主<sup>ト</sup>す。中湍津姫命。左田心姫命。右市杵島姫命<sup>ト</sup>あり。此<sup>モ</sup>本書<sup>ノ</sup>傳<sup>ト</sup>合<sup>ヘ</sup>リ。瓊尾。本<sup>ニ</sup>ニノヲ<sup>ト</sup>訓<sup>レ</sup>。此<sup>事</sup>己<sup>ハ</sup>瓊<sup>ニ</sup>混<sup>フ</sup>べ<sup>ケ</sup>レ<sup>バ</sup>。尾<sup>ハ</sup>スエ<sup>ト</sup>訓<sup>ヘ</sup>シ。貫<sup>玉</sup>之末<sup>ナリ</sup>。と重胤<sup>云</sup>リ。此<sup>事</sup>己<sup>ハ</sup>海濱<sup>ノ</sup>山本<sup>及</sup>類史<sup>等</sup>近瀛<sup>ト</sup>あり。記<sup>ス</sup>邊津宮<sup>ト</sup>あり。即神湊<sup>ノ</sup>陸方<sup>田島</sup>

是<sup>ナリ</sup>。神祇本紀<sup>ニ</sup>。邊津島姫命<sup>者</sup>。是所<sup>ニ</sup>居<sup>ニ</sup>于海濱<sup>者</sup>。此湍津島姫命也。島<sup>字</sup>行也<sup>ト</sup>あり。邊津島姫命<sup>ト</sup>申御名。記紀<sup>ニ</sup>洩<sup>レ</sup>たり。續風土記<sup>ニ</sup>。田島社<sup>古</sup>ハ神湊<sup>ノ</sup>東<sup>六</sup>町<sup>海</sup>の南<sup>一</sup>町<sup>許</sup>在<sup>リ</sup>故<sup>ニ</sup>。邊津宮<sup>ト</sup>云<sup>フ</sup>。邊<sup>ト</sup>ハ海邊<sup>ヲ</sup>云<sup>フ</sup>。神湊<sup>アリ</sup>し其跡<sup>ヲ</sup>。今神<sup>ノ</sup>幸屋敷<sup>ト</sup>云<sup>フ</sup>。其邊<sup>ニ</sup>今<sup>モ</sup>社<sup>ノ</sup>跡<sup>アリ</sup>て著<sup>明</sup>。昔神祭<sup>ニ</sup>用<sup>サ</sup>りし。土器<sup>ノ</sup>破<sup>タ</sup>る多<sup>シ</sup>。此所<sup>ニ</sup>神湊<sup>ト</sup>。江口<sup>ト</sup>の間<sup>ニ</sup>在<sup>リ</sup>。神湊<sup>ノ</sup>境<sup>内</sup>ナリ。田島村<sup>ヲ</sup>去<sup>ク</sup>半里<sup>許</sup>ナリ。宗像大宮司清氏<sup>ヨリ</sup>。四十八世<sup>長</sup>氏<sup>ノ</sup>時。後深州天皇<sup>建</sup>長<sup>年</sup>中。夢<sup>ニ</sup>神託<sup>ノ</sup>告<sup>有</sup>て。田島<sup>ニ</sup>移<sup>奉</sup>る<sup>ト</sup>云<sup>フ</sup>傳<sup>ハ</sup>。田島<sup>ノ</sup>御社<sup>ハ</sup>。戌亥<sup>ニ</sup>向<sup>ヒ</sup>。敵國<sup>降</sup>伏<sup>ヲ</sup>を顯<sup>ハ</sup>せ<sup>リ</sup>。今田島<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>祭<sup>ニ</sup>神社<sup>ニ</sup>。中第一<sup>田</sup>心<sup>姫</sup>命。左第二<sup>湍</sup>津<sup>姫</sup>命。右第三<sup>市</sup>杵<sup>島</sup>姫<sup>命</sup>。凡三所<sup>ノ</sup>大神<sup>ノ</sup>社<sup>ニ</sup>。各三神<sup>ヲ</sup>を祭<sup>奉</sup>る<sup>ト</sup>雖<sup>モ</sup>。其主<sup>ト</sup>する所<sup>ノ</sup>神<sup>ヲ</sup>を以<sup>テ</sup>。中坐<sup>ト</sup>す。田島<sup>ノ</sup>社人<sup>ハ</sup>。此社<sup>ヲ</sup>を以<sup>テ</sup>第一<sup>ト</sup>。田心<sup>姫</sup>と<sup>ス</sup>る故<sup>ニ</sup>。中社<sup>ニ</sup>祭<sup>リ</sup>て。此<sup>ヲ</sup>主<sup>ト</sup>。余<sup>ノ</sup>二神<sup>ヲ</sup>を客<sup>ト</sup>すと<sup>ス</sup>云<sup>フ</sup>。祭<sup>ニ</sup>神<sup>ハ</sup>湍津島<sup>ト</sup>同<sup>シ</sup>き。非事<sup>ナル</sup>へ<sup>シ</sup>。市杵島姫命<sup>ト</sup>ある<sup>ヘ</sup>き事<sup>ナリ</sup>



於是素戔嗚尊。以所持劍。淨寄於天真名井。齧斷劍末。而吹出氣噴之中。化生神号天穗日命。次正哉吾勝々速日天忍骨尊。次天津彦根命。次活津彦根命。次熊野櫛樟日命。凡五男神云爾。

齧斷劍末。上章一書は劍鋒とあり。末は銚なり。劍鐔を記す御刀本とあるよ。て知へ。此一書生坐る五男神。劍鋒を齧断玉ひし時。一聯續は生坐るとある。忍穗耳尊穗日命の生坐る。御序次の反様なるが。異傳なり。重胤云。天穗日便化生男。矣則稱之曰。正哉吾勝。と見えたる正旨を失ふもの也。○此一書の趣は。大神の素戔嗚尊の玉を齧て。女御子を生坐し。素戔嗚尊の大神の劍を齧て。男御子を生坐るよしなれば。物實の異あり。さて拾遺は。素戔嗚神昇天之時。櫛明玉命奉迎。獻以瑞八坂瓊之曲玉。素戔嗚尊受之。轉奉日神。仍共約誓。即感其玉。生天祖吾勝尊とある。此傳は。玉は感けて。吾勝尊を生玉ひし大神は坐り。此一書と亦異なり。されとも此の物實は拘り玉はさる一証なり。さて大神の男御子を生玉ふとあるは。本來異傳なれども。記すも既に。素戔嗚尊の御言は。我心清明故我所生之子。得乎弱女。と云る傳もあれは。かゝるりく。語傳へ來しこと。これも何れを何れと云。差別あらざればなり。思ふへし。

一書曰。日神與素戔嗚尊。隔天安河而相對。乃立誓約。曰。汝若不有奸賊之心者。汝所生子必男矣。如生男者。予以爲子。而令治天原也。於是日神先食其十握劍。化生兒瀛津島姬命。亦名市杵島姬命。又食九握劍。化

生兒滿津姬命。又食ハ握劍。化生兒田霧姬命

隔天安河云々。記ハ中置天安河とあり。平田翁云。中間ニ隔つるなり。  
萬葉ニ、此の瀬引スレヒキとして此川を中置て誓玉ふ事は、須佐之男命の御心の真偽  
道ミチを中置て云々。の知られ給ハぬ故也。親ムツひ給はず。御心を置て、川の向へ。遠放玉トホタマへるならむか。又  
此川ハ。大御神の大宮處の前ニ流る。川なるを。其邊ニ出坐て。待向ひまし。須  
佐之男命ハ國土より。參上り玉ふなれば。自かく川を隔て。對立玉ふよてもある  
へしと云り。○奸賊重胤云。阿多ハ敵よて。那布ハ辭なり。其ハ神武紀ハ懼オソシ不  
敵トク敵トクと訓るを以て。敵ハ當よて。此方を目指し來る者を云り。奸ハカタミ。カタマ  
カタムハ。敵をカタキと訓と同義なりと云り。○予以爲子。大神の御許よて。子養ヒヤシし玉ハむと詔へる  
なり。此事既云り。此ニ對へて。吾如生女者。汝以爲子。而令降ニ於葦原中國。とある  
御言有つらむを。略けるものなるへし。○令治天原重胤云。高天原ハ一も。大神  
の知看させ御在御國なり。然るは此よて。天忍穗耳尊ハ事依奉らせ給御事ハ。

如何と云疑もあり。又天孫降臨章一書ハ。豊葦原中國。是吾兒可王之地。  
と見えたる大神の大御言にも。合さるか如く思ゆる事ふれとも然らず。まつ大  
神の御事ハ。二神の何不ナシ生天下之主者歟。と詔玉ひて。生奉らせ玉へり。驗  
よ因て。生出させ玉へりし大神ニ渡らせ玉へハ。高天原を所知看御在坐ナカサ作も。  
猶此天下ハ。大神の御國なるべきよしある事。已ニ注せるか如し。故令治天原  
とも。皇大神の相保たせ御在坐。葦原中國をも。所シラ知令坐奉玉はむと。云事  
なるへし。然るハ記御天降段也。太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命と。見えな  
る太子は。日繼乃御子と申奉る御事。又其平國段なる。大國主神の御言也。  
唯僕住所者。如ナシ天神御子之天津日繼所シロシメ知之登陀琉。天之御巢而云々  
治賜者とあるも。當昔己ニ高天原にして。天忍穗耳尊の。天つ日繼所シロシメ知看  
皇大宮の御在しけるよ就て。其天上の儀の如く。新宮造一玉へらむ事を。請奉  
らせ玉へるをも思ふへし。右の如く令治天原とハ在れども。事ハ天下の大御政

ふるを思合すへき者あり。又第一一書よ。三女神の御事を。汝三神宜降云々  
為天孫所祭とある。天孫ハ此忍穂耳尊の御事あるハ。已と天降して。此天  
下を令知食シロシメタシ一め玉タマむ。御下心のおはしまする依る事をも。考へき者ありハ  
されハ令治シラシメ天原アマノハラとハ。大神の御嗣と成し奉らせ玉はむと云  
事よて事ハ此よては。天下を所知食。御ことなるものなり。と云り。○田霧姫命。  
田霧ハ田心と通ふ。とて此序次。瀛津島姫命と申すハ。田霧姫命の。奥津宮よ  
坐御名なるを。別神として。田霧姫命最後よ生坐と爲し。又市杵島姫命と  
申すハ。記の袂依タビヨ毘賣ヒメの亦名なるを。瀛津島姫命の亦名と。湍津姫命を中  
に生ますと爲るふと。皆異なる傳なり。

已而素戔嗚尊舍其左髻所纏五百箇御統之瓊而著於  
左手掌中。便化生男矣則稱之曰。正哉吾勝。故因名之  
曰。正哉吾勝々速日天忍穂耳尊。復舍右髻之瓊。著於

右手掌中。化生天穗日命。復舍嬰頸之瓊。著於左臂中。  
化生天津彦根命。又自右臂中。化生活津彦根命。又自  
左足中。化生熯速日命。又自右足中。化生熊野忍踏命。  
亦名熊野忍隅命。

已而云々。此と下章第三一書とハ。五男神を六男と傳へたる異説なり。諸本  
書よ。珠を纏持せるよ。髻ミヅツラ 鬘ミカヅツラ 腕ミカヅツラとあるを。記よ左右の御美豆良。次よ御鬘。  
次に左右の御手とありて。合せて五所よて。五男神の數よ合せて同一きを。此  
よハ左右の御髻之珠と。御頸珠との三のみよて。次よ自右臂中。又自左  
足中。又自右足中とある。此三ハ。瓊を著て御子を化玉へりとも見えず。唯  
手唯足より。成坐る趣よて。其左手の方よハ。復舍嬰頸之瓊。著於左臂、

中。ごある右臂中の方。同じ左右の御臂にして。事の異なるも如何なり。此は本書。齧然咀嚼。又一書は食。又一書は齧断とあり。其ご異なる者よして。右の御頸珠を。左右の御臂。左右の御足。著置せ玉ひて。御子を成玉へつごみゆ。然れども六男とあるも異傳也。此にてハ又傳々ハある天安河も。天真名井なども。用無き事の如し。○五百箇御統の御字本に無し。今活字本熱田本又元々集等。あるは據て補。○髻本はモト、リと訓るハ本取の義なれど本書ご同じミ、ツラと訓へー○合は。本書は齧然咀嚼。第一一書は食。第二一書は齧断と云るも同一○著。本はオキテと訓る。此は下章第一一書。置之左。掌。又置之右。掌。ごもあるか如く。其咀碎きて。合ませ玉へる瓊を。手心マナロロに載せ玉へるなれハ。著字は置ご同じと。訓へき所なりけり。名義抄。著字の訓ごくある中。中怒反てオクごも訓り。字典著。直畧切云。著置也。とあり。○手掌。顯宗紀は陀那則舉と訓。今は明應本は引江本。又熱田本の訓は據れり。多那守良ハ手裏の義なり。名義抄は。掌をタナコ、ロ。

タナウラ。タナソコと訓り。和名抄は。太奈古々呂。一云太奈曾古。手心也。と云るハ。多那守良と云訓を落せり○正哉吾勝。此ハ御言なれハ。マサシカモアレカナヌと訓へー。マサシヤアレ云々ごも訓へし。古今集まさしや報なかりけりや訓ごも如く。マサヤ云々ごも云へきものなり。重胤云。正ごハ先ハ誓ひ宣つるか如く。正一き哉。其験の有けるご。申させ玉へるご。一書は得勝験。と見えたる是なり。此誓は限らず。ト事なごも。信は験あるを。正ご云り。万葉二。大船之津守之占爾將告登波益為爾知而云々。益為ハ正の義なり。十一。事暨八十衢夕占問占正謂ごある占正ハ。占を偽らす言へごなり。十四。守良淑可多也伎麻左氏爾毛ごある。麻左氏ハ加茂翁説は正定也。と云れらるか如く。さて素戔嗚尊の。正哉吾勝と詔へるご就て。さらハ大神ハ誓ひ負せ玉へるご。と云は然らず。抑此御誓ハ。素戔嗚尊は元より。黒心なご且ても御在坐さるか故。起れる事なる事。云も更なるか。素戔嗚尊ハ。然る清御心なるから。日神はも共ハ誓ひ玉をら

む事を請奉らせ玉ふよ、在けれども。日神の本より然る御疑も。何も御在坐さ  
 りしむごも。其天上は參上らせ玉ふ。御態の餘りも。競凌しかりつれ。異御心  
 や御在坐らむと。思成らせ玉ふのみこそ有けれ。然りて。此も亦誓ひ負させ玉  
 ふへき謂なき御事なること云々。記云因此言者。自我勝云而云々。○正哉吾  
 勝々速日天忍總耳尊。此御名諸本。正哉吾勝、四字なし。今永享本また元  
 々集は引るよ依て補へつ。丹鶴本より吾勝二字ありて記にては。正勝とあれは必マ  
 マサヤと訓ても。非事よもあ  
 らし。二方よ申奉しならん ○嬰頸之瓊の御頸珠なり。第一一書なること同じ。  
 但第一一書は此一連の玉以て。五男神を皆から令し生玉へる由ふるを。此よも  
 天津彦根命以下。四神の此一玉よ由て。成生るさま。同一けれども。上ふる二  
 神の物根は各一。宛別々は在しなり。此の聊疑をしき傳よなん有ける。○目右  
 臂中云々。是より以下の三柱よも。瓊を含みて。臂又足よ著給ふ事あるへきを。  
 上の三神よ准へさせて省る傳ひ。又下章第三一書よも。天津彦根命以下よは。

物根を書さるなごを思ふよ。此も右臂中以下は。物根なごして。直る臂又足よ  
 り。生。出玉ふと見むひ。いとく疑はし。○熯速日命。本熯下よ之字あり。平田  
 翁校本よ。一古本よ元とあるよ従ふ。下文よ  
 もなしとせしと此神は。四神出生章一書に  
 出たる。熯速日神の子と同名よて。此の混亂なる傳なるへし。下章第三一書よ  
 も出たり。ある説よ。疑五男内。有異名同神。而誤認爲別神之號也。猶火々出見尊一名  
 火折尊。而一書以爲一神と云り。此のさも有なむか。さためて云かたし  
 ○熊野忍隅命。忍を大なり。隅の須は都よ通ひて之なり。美の毘と通ひて。尊稱  
 なりと。記傳の説なり

其素戔嗚尊所生之兒。皆已男矣。故日神方知素戔嗚尊  
 元有赤心。便取其六男以爲日神之子。使治天原。  
己は悉字の義なり。本書よ。五男神悉是吾兒。三女神悉是爾兒。なごある是ふ  
 り。○使治天原。重胤云。此の高天原よ。天津日嗣よ定奉らせ玉へる御事

を申奉れるなり。記御天降段。大國主神御言よ。如天神御子之天津日繼所知之登院流天之御業而云々ある。此御言を以ても。天忍總耳尊ハ高天原より。天津日繼所知看しおはしまし御事を知へ。又其天津日繼所知看所はしも。天照大神の日宮の外に在て。右に謂ゆる天之御業也ける者なり。さて其天津日繼も。天下を知看す。大御政の始よふん御在坐しける。と云り。此事已上も云り。考合すへし。さて此は取其六男。云々使治天原とてハ。六男神悉く天原を治り玉へるの如し。されど天穗日命以下の神等。皆然るまゝあらず。忍總耳尊は被引て。一括りは然詔へる物と見てあるへし。さるを口訣は今日治天原也者。明々忍總耳尊爲二代也。とあるハいかよそや。かくてハ大御神の御代をハ。忍總耳尊は譲り奉りて。返さ避け玉へる如く通ゆ。さるハ現世の意を以て天津神等の御上を料り奉るからにかゝる説も出来るものなりかし。

即以日神所生三女神者。使降居于葦原中國之宇佐島

矣。

葦原中國。此は此國土を。天神の御世よ。高天原より云る号あり。葦原の事ハ既よ云り。中國とは。萬國總て葦原の中なから。其中よ最正中なる國と云義よて。即皇國の域なるふり○宇佐島。豐前宇佐郡宇佐郷ある其地なり。宇佐島と云事は。松下見林説よ。宇佐島、非海島。二川周流神山。故有島名と云るの如し。又八幡本記。宇佐宮條よ。凡て此三所の御官所ハ山なり。即小倉山是なり。巡る川流れて島の如し。此故よ日本紀よも。宇佐島と稱せり。西より北よ寄藻川流れ。南より東よ御物川流る。即其下よて。一と成る。小倉山ハ兩川の中よ在り。譬へハ伊豆國狩野川の内なる所を。蛭子島と稱し。信濃國千曲川岸川の間なる地を。川中島と云も。伊勢國の津島など。皆川中よ在る故よ。島と云の如し。必海中よ在る地をのミ。島と爲るよ非すと云り。右の寄藻川の川とも。淺瀬川とも云ひ。水上を吳橋川と云ひ。凡てを驛館川と云ふ。菟狹川是なり。其一在驛館の跡ハ。其驛館川の水際よ在。と云り。 宇佐と云名義詳

ならず。神名式。豊前國宇佐郡八幡大菩薩宇佐宮。名神 比賣神社。名神  
 大帶姫廟神社。名神と有る。是は世に所謂宇佐宮三所の御事なる。此  
 比賣神社を三女神なりと。平田翁ハ云れたれど、甚しき誤なり。比賣神社ハ、愚童訓ハ龍王女  
と云る妄説あれと取ふ足らず。應神天皇の妃仲姫命なりと云も信難し。なほ豊前志ヲ辨られたる説見るへし。末社ハ三女神社あり。豊前  
 志云。下市村ハあり。其神々一き宮地なり。此宮の前なる河、即宇佐川あり。  
 川の彼方なる田居中ハ、真名井あり。扱社の傍ハ、男莖の形爲たる物數本建  
 たりと云り。これハ三女神の御社なるへき。諸此ハ使降居と云事ハ、同志ハ。  
 御許山権現と云るあり。馬城峰とも云。山上ハ八幡大神三所を祭れり。各  
 石体なり。一ハ高三間許。二ハ低一。又嶺ふる磐石の内ハ水あり。廣五寸深一  
 寸五分。大雨も増らす。大旱も減せず。大寒も凍らす。汲ても盡すと云。  
 天台の僧坊三區あり。往昔ハ六區なりしと云。宇佐大神縁起ハ、應神天皇御  
 靈行之昔。御示現之一處也。とあるハ信難一。今は宇佐宮の本宮の如く云

て。大宮司の御拜と云を爲なる時ハ、必此山ハ詣る事と成れるを思ふに。彼三  
 女神の天上より。降り著たまひし所なるへしと。おもはる由あり。と云れたるハ。  
さるることよて。通證ヲ引る正木正英説も。三女神始降臨之處。曰御許山。距  
神宮東五十町。絶頂有磐石。常湛清水。早魃莫潤。雨雪不汚。稱之石清  
水。後遷祭於今社地。と有ハ。社傳の舊説を記したるものと聞えたり。但し此  
を。かの風土記なる。埒門山の事なりと云れしハ。甚くたかへり。此事も豊前志ヲ辨られたり  
 今在海北道中。号曰道主貴。此筑紫水沼君等祭神是  
 也。燠干也此云備

今在海北道中。海北ハ。即北海の義なり。神功紀海西諸韓の字ハ。西海の義ふ  
 るハ同じ。上ハ葦原中國と見えたる。其北海の意を以て。此ハ廣之云稱也。諸  
 此ハ纂疏ハ。九洲之北。瀕海之地。と云へる如く。所謂遠瀛中瀛海濱是なり。

海北を宇佐島と爲る説ハ非なりとて此は三女神始宇佐島天降て。其後海北中遷り坐るなり。今在る。此紀撰述の時を云。下章にも。此劍昔在云々。今在於尾張國。また斷蛇之劍。今在吉備神部許。など例あり。○道主貴。重胤云。道主貴と申奉れる。此三女神を合せて。一柱は稱へ申す御名。皇太神宮儀式帳。粟御子神社一處。稱須佐乃乎命御玉。道主命。形石坐。倭姫内親王定祝。とあり。道主此よても。國と云事よてあれども。始より其本生の地。在て。其地の主なる。道主とは云す。道主。君王に御許より。差遣されて。其國は大人と成を云。武郷云此事既に出然れは第一。一書あるか如く。筑紫洲の北。海道中。天降し玉ひて。皇大神に御命を負持し玉ふ故。奉助天孫爲天孫所祭らせ玉ふ。尊職に御在坐て。道主貴と稱奉れる御名なる者也。さる。大國主大神の御政も。半は此大神の相預らせ玉へれ。其大國主に相對ひて。道主貴とい。實は有らまほしき御名なる。御在坐ける。とあり。○筑

紫水沼君。出自詳ならず。水沼ハ和名抄筑後國三瀨郡美無三瀨とある地。依れる氏姓なり。水沼君は天孫本紀に。饒速日命十四世孫。物部阿遲古連公。水間君等祖とあり。此人ハ安閑宣化欽明頃の事なること同紀に見ゆ物部膽咋。宿禰七世孫なるよしも。同紀に見えて。此人水沼君となり。筑後國三井神社ハ其祖膽咋。宿禰を齋奉れる。相殿武内宿禰宿禰三女神を合せ祭りて。神主となり。と云る説あれど。たしかなる物見えれば信わたり。されど本國神名帳。正六位上宗形神。宗像若草神。宗形御井天社。三井郡從五位下宗形金己呂神。宗形神。三瀨郡借從五位下宗形神。山門郡正六位上宗形本神。上妻郡正六位上宗形神。などあま宗像神を祭れる社あれ。此國は此大神の由縁あることハ。著明なり。殊に三瀨郡坐なと大よよしありさて其國よて。水沼君の宗像社を奉仕れる。後故ありて。筑前宗像神社も。仕奉りしものなるへし。通証ハ。胸肩氏爲左坐。水沼氏爲右坐。と云るは。筑紫宗像神社よての事よて。口訣



も。已に筑紫水沼君者、在筑紫水沼氏也。と云れたるまで明けし。但し此は重胤説あり云々。紀の例、阿曇連の志加海神を所祭り。胸肩君氏の其大神を祭れるなど、各其地は在て持齋之所。其等祭神是也。と記さる、例なれば。其水沼君等が、本居の地よりして、素より所祭る宗像大神おはし、事著明きを、式よも此を載られしより、國郡司の奏上せしむらば、官帳は漏たまへれども。已に本國神名帳に、載る所許多有の中は、三瀨郡從五位下宗形神。正六位上玉垂媛命。三女神御名也とあるなどや。水沼君等が其國は勸請りて、持齋き仕奉り來れる御社なるまで。此御由縁を以て、筑前の本宮も行って、仕奉れるなるべきを、口訣を始として、筑前の水沼氏を初て、本國の水沼氏を探索さるの故也。此筑紫、水沼君等祭神是也とある。其祭神を、同一筑前の宗像神社と。心得たりし者ありと。云れたる。一記たりはさることふれども。又よと按へば、さか一偏よも定めかたし。右の阿曇連胸肩君などい。みふ其奉仕る神の子孫なるよよりて、祭れるなれば、水沼君も宗像の神孫よあらば、其例よ引きかたきを。まして此水沼君出自詳からぬ限りは、右の例よおして云かたし。なほ口訣等の説の如く。筑前の水沼氏と志てあるへし。但し其本は、筑後の宗形神を齋き祀りしより。出たるものからんことおもはる事は。上よ云るが如し。さて又景行紀四年に、次妃襲武媛生國乳別皇子。與背別皇子。一云宮道別皇子豊戸別皇子。其兄國乳別皇子。是水沼別之始祖也。とありて。又其國背別命をも。天皇本紀よ。水間君祖とあり。また紀よ。阿倍氏本事之女高田媛生武國疑別命とありて。此武國疑別命をも。天皇本紀よ。筑紫、水間君祖とあり。また右の豊戸別命をも。同書に三島、水間君とありて、筑後國神名帳よ。三瀨郡借從五位下三島神。と見えとれは。其も此の水沼君の。一列なるものなす。かと許多の皇別の。水沼別又君とふれる事。すへていかなる由とも考ふるたつきなし。また景行紀十八年よ。到八女縣云々水沼縣主猿大

海奏言云々。とあるは。水間君と別して。其より以前。己は此地の縣主として。在しふりけり。また。雄略紀十年。天皇の畜給ふ鵜為水間君犬所齧死。由是水間君恐怖云々とあるも。何れのすらとも。知たし。これらなほよく考ふへき事なり。○燠干也。玉偏燠火盛乾也。と注せる意なる。易說卦は。燥万物者。莫燥乎火。とあり。さるを上章一書。燠火也と注したるは。ヒとヨむ付のみならず。意さへ互は背けるは。一は捲入なると灼然し。○此云備。山陰云。此訓注上よなとして。此よあるがひあるの。ならず。濁音の備字をも用たるは。此また後人の志と見ゆとあり。但し濁音のみの假字よ非ず。清音に多くつかひしこと。既よ上よ云り。

日本書紀通釋卷之八

飯田武郷 謹撰

是後素戔嗚尊之所為也甚無狀。何則。天照大神以天狹田長田為御田。時。素戔嗚尊春則重播種子。且毀其畔。秋則放天班駒使伏田中。

此章。素戔嗚尊の御荒備の事より起りて。大神は。天石窟に入坐し。世間常間となりし。か。八百万神愁迷ひて。大神を招禱奉らむと。思慮りける中より。諸の工事の原を此より開き。中よも最も尊き。八咫鏡の成出坐けるも。即其一。其即大神の御靈寶と云て。天壤と共に。窮りなき天日嗣の御靈と成玉ひしも。其開始即此章に在る。其らを本よて。大嘗の起原。善惡祓除の根本な

と。止事なき事ハ。皆此時に始れるなど。神典中よりても。最心をひそめすハある  
 へからず。なほ此時の事につきて。重胤の云れけるハ上章四神出生章一書に。以其稻  
 種。始殖于天狹田及長田一とあるハ。此ハ天照大神以天狹田長田一為御田  
 と云ハ應き。又其目此始有養蠶之道の文より續きて。神祇本紀一。乃起織  
 織之業者也と有て。其ハ此ハ天照大神方織神衣居齋服殿と云るハ係れ  
 る者也。然るハ此ハ又。天照大神當新嘗時則陰放辰新宮と有て。右に照  
 寸文の所見さるハ就て。宮殿の事ハ此列ハ非す。て。異事ふる如くなれども。  
 猶考るハ。此ハ新宮を建玉ふ事ハ。新嘗聞食ニヒナとん爲の料。新嘗聞食すことハ。其  
 御田の稻穀を御食玉ふ始めなれハ。いひもてゆけハ。此章ハ衣食の二を定めて。  
 但し新宮を造り玉ふ中ハ。農作養蠶の業を。天下蒼生ハ教施し給ふ。大御心の  
 外ならずと申すへし。此章の傳を讀むもの。此ハ心むすハあるへからず。然らすし  
 珠盟約章より此ハ亘る時は。曉り得へからざること多かりゆへし。と云れたる意以て見るへし。○是後云々。記

云。爾速須佐之男命白于天照大神。我心清明故。我所生之子得于手弱  
 女一此ハ得于手弱女とあれハ。上の本書一書共ハ。御心明く坐ハ。男子を得むと誓約まし  
 女一て。其誓約の如く男子を生坐し。殊ハ第三一書ハ。素戔嗚尊云々。使化生男。則稱之  
 曰。正哉吾勝とさへあれハ。記ハ得。因ハ此言者自我。勝云而。於勝佐備離天照  
 手弱女とあるハ誤なる事ハ。大御神之營田之阿。埋其溝とあり。記傳云。須佐之男命。既ハ御誓約ハ因テ。  
 御心の清明き事顯れ。我勝と詔ひ。天照大神も許諾ひたまへれハ。書紀ハ於  
 知素戔嗚尊固無惡意といひ。又故日  
 神方知素戔嗚尊有赤心といへり。此時既ハ御心の清明き事疑なし。然るハ  
 忽又かくの如く。天照大神の御爲ハ。種々の惡事を爲玉ふハ如何ぞや。記に  
 ハ於勝佐備と云言あれハ。如是も云つへし。書紀ハさる言もなきて。是後云々  
 と云出せる。あまりゆくりなく。俄ハ聞ゆ。清き心何故ハ忽ハかりてかゝるにか。と  
 云れたる。一わたりハ然る事の如く聞ゆれど。此時の無狀き御所行ハ。勝佐備の  
 御心より。起りたるハ非ず。記ハ却て非なり。さるハ重胤説ハ。是後を口訣ハ生  
 御子一後也。と註れども粗し。上件云る如く。御子を生坐て後ハ。天照大神の

御使として。保食神許す。葦原中國は天降坐る御事あり。四神出生章第十  
 一、一書は所見たる故事是也。武鄉云此事本書の月讀尊の御事と爲り、今の古事記に據られたるなり。 諸此は是後  
 素戔嗚尊之爲行也甚無狀と。先一に攝り云置て。次は其事を解て。何則云  
 々々其爲行の無狀き御事の條目を。巨細は並云るを。第二、一書は此を倒反  
 して。先は日神尊以天垣田爲御田云々。と並へ立て。其時の素戔嗚尊の  
 爲行を擧て。其終めは凡此諸事盡は無狀と有り。如此と綱より目を云も。目  
 より綱を云も。皆同一事なるふり。と云れたる然る言まで。如此と御荒ひ坐す  
 事本は素戔嗚尊は。何方までも保食神いしも。穢と鄙しき物を奉進れると所  
 思して。末其御怒も解とせ御在し坐さる。天照大神の翻りて御怒坐て。汝  
 是惡神不須相見と宣給ひて。御許を退け玉ひ。再天照大人を天降して。  
 其神の身は成れる物を令採給ひ。甚と喜いせ御在坐て。是物者則顯見蒼生  
 可食而活之也。と宣給ひつるなど。すへと素戔嗚尊の御心は。憤り思しめす

得忍ひさせ玉はすて。遂にさる無狀き御所業は。立到りーものなるへしか

一、○狹田長田。既云。下は天垣田。天安田。大平田。天邑并田などもあ

り。○御田は。記は天照大御神之營田とあり。大神の供御。稻田なり。此第三

一書は。其素戔嗚尊之田亦有三處と有も。其供御の御田なる事申も更な

り。なほ素戔嗚尊の屯田を定させ玉へる事。出雲風土記。飯石郡須佐郷條も  
 も見えたり。後御世々々の天皇の。供御の屯田を定めさせ玉ふ事の本。此は始めりと云へし。さて口訣。此を齋時之長田也と注る。次は新嘗の事あるより

て云るなるへし。されと此はそれ。○重播種子。大祓詞は頻時とあり。考云。種

を時。ハ。物々は量あり。其を重々時時は。よく生出ることも。繁は過て。子なら  
 さる也とあり。志伎は重なり。繁ふり。垂仁紀は重浪シ。キナミとよめり。 ○壘枳磨枳壘字本は壘

は誤今永和本活字本安倍家本は依て。改む○毀其畔。記に離營田之  
 阿とあり。重胤云。其畔古本は。其字不讀と有れハ。字の如く訓てハ。惡かりぬへ

一。下は毀此云ハナツと有も。其心志て書れたるか故なり。拾遺。毀畔古語

阿波那知。大破詞。又儀式帳儀式共。畔放と有を証と爲へし。さて記云。阿は畔なり。和名抄よ。畔。田界也。和名久呂。一云阿世。とあれども。古は阿とのみ云り。阿世ハもと畔背の意なり 躬恒集よ。苗代のおなたよ未づとらりけり。さて畔を離は。其田よ貯へたる水を潤し。又水の多かる時も。外より漫に入て。溢とむ爲の態なり。書紀よ。此の種々の悪行ともを。春と秋とよ分て云る中よ。此は春の事とするも。水のためなれふりと云り。○波那豆本よ波豆那と誤る今正して引り。○天斑駒。記よ天斑馬とあり。記傳云。和名抄よ駁馬俗云布知無万。説文云。駁不純色馬也。布知を俗云と有し。俗稱よハ非ず。 まる駒馬爾雅注云。四散皆白曰。驢俗云阿之布知。後世よハ夫知と濁て云。とも。凡て首を濁言は古に無ければ。布を清むへし。今世にも清て云。處も有となり。 さて馬は宇麻。古麻は駒まで。馬子也と和名抄よも云れど。古は馬を古麻と多と云りとあり。○使伏田中。重胤云。田中を以て。廐の如く自由よして。其よ起伏を令成るを云なり。第三一書よ。伏馬とあるも

共よ田中よ伏しめて。牧よ馬を放畜ふか如く。常よ放ち置て。其稻を食ませも踏。跪かせもして。秋稼を得たら令むるなり。故口訣よ放駒伏田者。殘傷稻穀也と云り。伏と云は。其住處なる證ハ。万葉八猪養山爾伏鹿之。十左小牡鹿之朝伏小野。又左小牡鹿之小野。草伏。十四安太多良乃爾爾布須思之などみえ。後の歌よ。伏猪の床など云も。其住處と成を云るも考合すへし。此を以て此の放ハ。田中よ放ち飼ふ事。伏は其田中よ住しむるを知るへし。 と云り。さて此事第三一書よ。秋則伏馬と見ゆ。されど此一條。記は更なる。大破詞ふとも見えざるなり。

復見天照大神當新嘗之時。則陰放辰於新宮。又見天照大神方織神衣居齋服殿。則剝天斑駒穿殿薨而投納。

當新嘗之時本よ之字なし。永享本よ依て補ふ。さて此を上章一書よ。即以。其稻種。始殖于天狹田及長田。其秋垂穎八握。莫々然甚快也。と有て。始て稻穀を殖させ給へり。時の御事也。其瑞穂を今此よ聞食始させ給ふ。是即

新嘗聞食すよて有なり。皇太神宮の神嘗祭。朝廷の新嘗祭は起原是也。此下よ。新宮の御事見えたるは。天孫降臨章天照大神勅よ。吾高天原所御齋庭之總ニハノイナキ。とある齋庭よて。踐祚大嘗祭式よ。大嘗宮の事を齋場と云る是なる。諸新嘗は爾比那閑と訓へし。また意富爾閑とも訓へし。此紀二十九卷ヨカ訓リ。記よハ大

嘗とあり。續紀よも大新嘗ともあり。同じ事なり。記傳云。爾閑ハ新嘗を約め

たる。爾比を切は爾なり。阿ハ畧く例也。○武郷云。紀中の訓ハ爾比閑ともあるよて知へし。よて。新稻を以て饗するを云名なり。

り。饗ハ葎牲なども本新。饗より轉れる名なり。其ハ万葉十四下總國歌よ。よほとりのかつしかわせを。

爾倍須登毛。そのかなしきをよたためやも。と詠る如く。元ハ朝家のみならず。

下々まてなへて爲事なり。故後ハ朝家よ爲玉ふ爾閑を。大嘗とハ申すそかし。

又新嘗とも書る新字は。本の新饗の意を取て加へつるなり。漢籍よも嘗ハ新と云

て。此新嘗を。書紀よまよくハ訓を附たれとも。皆正一からす。武郷云本よコハナヒと訓リ。私記

ハ言新嘗之會と説れたれと。ニハは祭場の義なるへし。されといかかあらんは考へし。但し本よヒをイと書る處あるハ誤なり。記朝倉宮段煉ハ歌。

又大后御歌よ。爾比那閑夜。新嘗とあるを正一き訓の據とすへし。然萬葉

十四東歌よたれそ此やの戸おそふる。爾布奈未爾ニハフナミニ。わかせをやりていとふ此戸

を。此爾布奈未は爾比那閑の東言よて。上よ引る下總歌の爾倍と。全同事と

きこゆるを以。爾閑も新饗の約言なるを知へし。諸後世よハ。踐祚大嘗を大嘗と

云。毎年のを新嘗と分て云へとも。古ハ通し云て同事也。されハ清寧卷よ同度の

を。始よハ大嘗。後よハ新嘗と書き。又皇極天皇踐祚大嘗をも新嘗と書き神祇

令よハ。共よ大嘗とあるそかし。北山抄よも踐祚大嘗祭毎季大嘗祭とあり。とありよて當は記ハ聞食と

あるよあたれり。記傳云。此よハ食給ふことなり。また後世よハ。もハ神よ奉る事

このみ思ふめれと。然よハ非す。神よも奉り。人よも饗し。自も食ととなり。かかれハ

今大神の聞食す新嘗も。此意を以て見へし。と云れさるか如し。此新嘗をた

たまふことよのみ説なすハ古意よたかへり。○新宮も。重胤云。齋庭の事よて。即記ハ聞看大嘗一之

殿。とある是なり。第三一書よ。新宮御席之下とある。其御席ハ。天津高御座の

御事也。記傳云。新宮とあれは。此料は宮をも新に造給ふ事と聞ゆとあり。即此なるを。ニヒナヒノ宮と訓來れる。即それにて。大嘗宮の權輿是なり。此をニヒミヤとのみ訓みて。常云新宮と差別なきか如し。この新嘗聞食をせ玉ふ料も。更別屋を作らせ玉ふ事なれはなり。と云れたるを説なり。○放戻。第一一書云。新宮御席之下陰自送糞送糞此云。俱蘇摩摩蘇摩摩此云。記云尿麻理散とあり。記傳云。麻理は大小便することなり。万葉十六尿遠久麻禮竹取物語。燕のまり置る舊尿たごありとあり。さて此所爲を。記又大祓詞拾遺は尿戸といへり。尿戸とハ拾遺は當新嘗之日。以尿塗戸とある是なり。記傳の解ハ信られず。と云平田翁云。爾聞すこと。万を慎み齋たまふ處へ。如此穢はしき行しとまふ。荒ひ賜ふ事の甚しきなりと云り。○神衣重胤云。神衣は加牟美曾と訓て。天照大神の服御一給ふ御衣と申義也。第一一書云。神之御服と出たるも。此意なるものなり。右は新嘗の御事御在坐す。其は並ひて織神衣とあるは。踐祚大嘗會も。織神服と見えたるも同一

ければ。其起原此は出たる御事申も更なり。神祇令義解云。季秋神衣祭。謂與孟夏祭同。神嘗祭。謂神衣祭日。と所見え。神宮の神嘗祭も。神衣祭有も。其始一事よりあるを。崇神天皇御世より。神廷朝廷相分れさせ玉へるに依て。人皆異也と思事よあれども。其本此は在ては。古は同しかりつる物也けり。機殿儀式帳云。舊記云神衣祭者皇大神御坐高天原之昔。人面等之遠祖。天八千々姫。殖桑葉於天香山。以所蠶之御糸織。供進御衣於大神。武鄉云。此供進御衣於大神と云る文よて。此神衣も。大神の服御し玉ふ御料なる事知へし。と見えたるは。上の一書に。自此始有養蠶之道とある所は係りて。此は織神衣と云は相當れる文ふる事。論を待すふん有ける。又神宮雜例集神服機殿政印事條に載る。少神部神服連公俊正。大神部神服連公道尚等。嘉應二年解狀云。於神御衣勤者。掛畏。天照坐皇大神。御坐天原之時。以神部等遠祖天御杵命ホコノミ爲司。以八千々姫爲織女。奉織とあるも。此所は儀を委しと云るなり。神衣と云義ハ。神祇令。孟夏神衣

祭義解。謂伊勢神宮祭也。此神服部等。齋戒潔清。以參河赤引。神調系。織作神衣。又麻續連等續麻。以織敷和衣。以供神明。故曰神衣。と見えたるは。大嘗祭式の神服も同一と。神は供御る義を以云るまで。神嘗祭神令食などの神此も同じ。然るも皇太神の此御時なるは。新嘗聞食すも就て。御服を令奉。給へるなれば。此神字は。例の神集神議などの神此も同じ。然るを第二一書よ。令織神之御衣。皇太神より奉らせ給ふべき神のおはし坐て。其神の御料も令織給へるも當れとも。此事の例も依て。神衣大嘗等の祭事のあるも。皆此の故事も倣ひて。天照大神は神衣神服を奉らせ給ふ。御事もし有ければ。此御時は何れの神の御衣とて。殊更も令織給ひむ此御政も就ては。相嘗の皇祖の天神も本より奉らる給ふべき御事。申も更なれとも。此は新嘗聞食とせ給ふ皇太神を主と爲る所もし有ければ。神の御服もあらす。記も神御衣と引續きたるか如く。日神の御料の御衣なるも。唯崇まへて神の言を冠ふら

せたる者もなん有ける。諸神衣祭大嘗祭。共此の和妙も相並へて。荒妙をも奉る事もあるとも。拾遺天石窟段。麻と穀木との事を云て。以上二物一夜蕃茂也。とあるか如く。其時に至りて。成初たるなれば。此も和妙のみなり。但此の神衣は和妙と云は。此も限りたる説もて凡て。神衣といふ荒妙も在れ和妙に在れ神も奉る服御を總て云稱なり。と云ふ。○織重胤云。天照大神の御自織玉ふと云事。他傳の狀とい異なり。まづ第一一書よ。稚日女尊。坐齋服殿。而織神之御服。記も天照大御神坐忌服屋而。令織神御衣云々。天衣織女見驚而。於梭衝陰上とも見えたるは。大神の御自織せ給るならず。衣織女も任して令織給へる物なり。其上機殿儀式帳。天八千々姫爲織女奉織。拾遺。天棚機姫。と見えたるは。始て養蠶の事は仕奉れるより。此も神衣を織て仕奉るも至るまで。皆其神の仕奉られ也けり。神祇本紀。織女稚日女尊とあるは。右の天衣織女と一も合せて。情進は物爲るも有へけれども。其實は同神も御在坐る狀なり。諸記の傳は。事



實は合ひて甚愛たて有れば、此は大神の御自織給へると。第二一書は、日神居織殿と有て、織女と云とる。二は誤なり。其神衣を織る状を、右に引る神宮雜例集解状と云々、引上る。此度も、次の磐戸隠れ時とも、右の如くして仕奉れり也けり。姓氏録は、服部連、天御中主命十一世孫、天御祥命之後也とあり。太神宮式、四月九月神衣祭條は、右和妙衣者、服部氏云々。各自潔齋、始從祭月一日、織造、至二十四日、供祭其儀。太神宮司、彌宜内人等、率服織女八人、並著明衣、各執玉串、陣列御衣之後、入云々。ある服部氏司なり。織女は其部まで、天上の風儀の如く仕奉る也。又大嘗會式は、凡織神服者、九月上旬、神祇官差神服、社神主一人、給驛鈴一口、遣參河國、召集神戶、卜定織神服長二人、織女六人、工手二人、訖率長以下十人、將當國、神服部、所輸絲十紵、歸向京、齋場、先祭織屋、然後始織云々、とある。此までも、神服社神主は司なり。其長以下十人は

部なるを知へとふん有ける。然らば此より折りて、其天宮までの御事を申さむ。大神は其神衣を被奉給ふ神は坐し、天御祥命は、其齋服殿の長は坐し、八千々姫命は、天衣織女は御在坐す事知へきなりと云れたり。○齋服殿、又云、第一一書にも見ゆ。第二一書は、織殿と見えたるは、大嘗宮の神服殿を、織屋と云ふ同し。又此の齋服殿を、記には忌服屋とあり。世記はハ八尋機殿と有て、其同じ殿の事を、八尋機屋と云るが如し。拾遺は、此を織室とあり。右ハ右の新嘗聞食させ給ふ新宮ハ、中臣壽詞は謂ゆる齋場まで、其齋場は對へたる稱也。大嘗祭式は、歸向京、齋場、先祭織屋と有て、齋場と神服殿とを、並へ對へると是なり。神祇令孟夏神衣祭義解は、謂伊勢神宮祭也。此神服部等、齋戒潔清云々、太神宮式も、各自潔齋、始從祭月一日、織造とあるが如く、神衣を織奉る御屋なる故は、常に潔清むる事ハ更なり。其仕奉る程ハ、万は齋戒して、深と慎む事なるが故は、齋と云なりと云り。○剝

天斑駒。剝本はサカハキニハキテと訓れど。明應本鱧倉本まただハキテよめるによる。記云。逆剝天斑馬一書も逆剝斑駒。また生剝斑駒とあり。生剝逆剝の事ハ次云。儲此御態は重胤云。拾遺は當織室之時。逆剝生駒。以投室内。と見えたる如く。生たる駒の皮を。逆剝し剝て。活せて放遣る時ハ。物狂ほしと成て。甚と荒ひ進スふ者なる故。然爲玉へるまで。生剝逆剝と。言の累れども。別事ハ非るなり。と云り。○穿殿覺の殿を。永正本鱧倉本。オホトノと訓り。釋秘訓も古点意富登能とあり。本はアラカと訓るも古言ハあれど。此は大神の正殿を申ならず。齋服殿の事。一て。其を見行ハし。幸行る所なれハ。御所在アラカと云難かり。拾遺ハ。正香とありて。アラカ正殿の稱なり。萬葉十六。海神之殿。蓋爾イラカとある。此と同しつ。けさまなれハ。殿能伊良加と訓へし。覺は。重胤云。屋棟の両方より。草葺カサを葺上りたる。其留りの合目は。草葺の入組て。一は成る所よし有けれハ。奇草葺イカサならんが。約りて伊良加の言と成れる者なるへし。和名抄イカサも奇を伊良と訓み。字書ハ小草生

刺也。と有も此意なり。同抄屋宅具。覺釋名云屋背曰イカサ。和名伊良加。言イカサ在上。覆家宅也。と見え。武郷云。箋注ハ。按伊良奇也。加處也。覺謂屋脊尖鋒之處。故有是名。今俗所謂棟瓦蓋是。今謂屋旁棟端已下桁梁以上。爲伊良加者。誤也。名義抄ハ覺棟と有て。イラカと云訓有ハ。説文ハ覺屋棟也。と有。依られたる者也。桂譽重説。踐祚大嘗祭式。大嘗宮正殿一字の下。覺置賢魚木八枚。と見えたるを思ふ。棟の所在を俗ハ屋腹イカサとも云れハ。覺ハ實ハ屋背イカサと云。當りて。世ハ箱棟。又は上棟と云物是也。と云ハ。甚細しき説イカサもふむ有ける。古事記。服屋之頂と有ハ。覺一處を斥すして。廣く屋棟を云る者なり。靈異記中。又其蛇來登於屋頂。拔草而入。又蛇繞屋云々。登於屋頂。咋草拔開落於女前。と見えたり。記傳に白檜原宮段も穿高倉下之倉頂とありて。頂は共棟也。和名抄居宅具。棟謂之持。和名無彌。新撰字鏡。檼楹上。横巨者也。牟彌と有リ。檼ハ増韻ハ屋背也。と注せり。と云れたる如し。此を牟彌といふハ。山の巔を嶺と云に同一。家の巔を

巖と云ふ同一と。家の巖を然云るにて。言の意同しむるへし。景行紀も。棟梁  
 之臣。顯宗紀も。取擧棟梁云々。とある棟梁の棟は。唯屋の巖を云て。梁は屋  
 腹に架す木にて。俗に棟木と云物是なり。大殿祭詞なども。柱折梁尸痛と  
 梁を云て。棟を云はざるも。棟も屋の頂上を。廣く云名も。こそ有けれ。棟木を云  
 るふらされい。此の屋覺も記の服屋之頂も。同し所を斥すまで。其異ふき者あり。  
 故和名抄も。梁和名宇都波利。棟梁也。と云り。此は全張にて。棟方も全く張架し  
 て。屋の括と成る所の謂なるを。誰しも棟とい別の物の如く。取違ふる事なり。と云り。○  
 投納。重胤云。穿ハ屋覺を鑿崩すを云ふり。投納ハ。大神を驚わし奉らんこと。  
 生駒を逆剝し成し置せ玉へる任よ。投落し込て。狂ほと翔らせむと。謀給へる  
 ものなり。次よ以レ梭傷身とある。其事の甚と急なるよ任せて。逃散させ給ふ御  
 暇のむとし坐せりしなり。と云り。

是時天照大神驚動。以レ梭傷身。由レ是發愠乃入于天石窟。

間磐戸而幽居焉。故六合之内常闇。而不知晝夜之相代。

梭。和名抄織具也。通俗文云。受緯曰梭。亦謂之梭。今按字行字也。

説文云。行者機之持緯者也。と見え。字鏡も。行。行。絹織比伊。とあり。本よカ  
 るハ誤なり。と記傳  
 云れたるか如し。名義通と同じかるへし。○由是ハ。右の剝天班駒云々  
 ある。此事は由なる第一。一書又記。昔も右も同じきを。第二。一書は。新宮

を糺し奉れる事。と因れる傳なるハ誤なるへし。○發愠。第一。一書は。大神御  
 言。汝猶有熏心。不欲與汝相見。と見える。即發愠の御言也。記。天照大  
 御神見畏とあり。一書ハ故以恚恨とあり。記ハ異なり。○天石窟は。記傳は  
 實の岩窟ハあらし。石といたる堅固きを云るまで。尋常の殿をか云るなるへ  
 し。と云れたれど。なほ此は實の岩窟なり。此事ハ既と先輩も辨へ云れる説と  
 も多かり。なほいはは。天孫降臨章も。稜威雄走神を。天石窟所住神とある

を記すは坐天安河々上之天石屋と有て。此は別ふれとも。天石窟の例なり。先は新宮は新嘗し給ひ。又齋服殿は神衣を令織給ひなど。尋常の宮殿は御在坐けるを。此は其宮殿を逃出玉ひて。實は石窟の裏に隠れ御在し坐けるなり。○閉舊訓のまゝはサシテと訓へし。記傳云。刺ハ闔たる戸は。物を刺て固むるを云。万葉十二門立而戸毛閉而有乎。また門立而戸者雖闔。これ多都と佐須との差ある事を知へし。万葉二十。久留爾久枳作之。又十六櫃爾鏢刺。清寧卷は。鏢閉外門云々。和名抄局度佐之。此も戸を刺固むる物なる故の名なり。とあり。またタテ、とも訓へし。明應本秘閣本は。閉をトヂテと訓り。賀茂翁説は。上代は。戸を常は傍は取退置て。闔むとて。其を持來て。立塞ゆるなりと云れき。記云閉天石屋戸刺許母理坐也。○常闇而云々。記云高天原皆暗。葦原中國悉闇。因此而常夜往。とあり。記傳云。常夜とは。常は夜のみよて。晝なきを云り。往とは。凡て年月日時の經行をいふ。こゝは晝のなきて。唯夜のみよて。時を經行

となりとあり。不知晝夜之相代とある即是なり。一書は於是天下恒闇。無復晝夜之殊。拾遺に。爾乃六合常闇。晝夜不分群巨愁迷。手足罔措。凡厥庶事燎燭而辨。とあり。さて記云。於是萬神之聲者。扶蠅那須皆滿。万妖悉發云々。とあり。抑りたる妖の起るは。天照大神は隱坐故なり。此は就ても。世の明光の貴さのみならず。万妖の頓に發らぬも。全大神の照し玉ふ御徳なる事を仰へし。池邊真藤云。拾遺は。群神愁迷とあるは。大御神の大御光の消させ玉へるを。諸神の深く愁迷ひ玉ふなり。さて言餘抄は。此語を注して。常闇晝夜不分者日神未生之前。諸神皆有光。故神々相光。罔有昏迷之愁。及至神光漸衰。日月新現。日月既現。神光漸消。而今日神入于石窟。六合常闇。不亦宜乎と云り。此説さる證は見えね。世中の有狀の變改は。實はるかあるへき。但かく際やかまひひて。物に妨ありて宜しからず。此は幽顯は侍て説すはあるへらす。幽は少く顯は多かりしなり。此未現既現よて。幽は顯よりつりし狀なれば。其多かる顯神よ於て。昏迷あることとよりなり。此時の諸神をみなから。顯神昏迷よかけて云はあたらす。幽顯をかねたる神數多あるへきなりかし。さて記は此の事を。爾高天原皆暗。葦原中國悉闇。因此而常世往。於是云云萬妖悉發とあれば。天上天下悉闇。諸神愁迷したまへる事論なければ。於是云々より以下の文勢を思へ。昏迷はもはら。地下の顯神よ侍りたれば。言餘抄の説の如く。日神既現の後。此國多くは顯神よりつりたるならむ。万妖を發す。幽界の妖物の所爲なるを。それは天上の事ならぬを見て知るへし。然れば此の傳は。もはら此國の方に依たるよて。下の凡厥庶事云々と云るも。天上の事は非すと云り。此説なほよく考へし。

于時八十萬神會合於天安河邊計其可禱之方。

八十萬神。記は八百万神とあり。重胤云。八十万神。此紀と拾遺の文法なり。天孫降臨章は八十諸神と書て。諸をヨロツと訓り。崇神紀八十万群神ともあり。諸此ハ記まる祝詞ハ八百万神と有より始て。他の古書みな然リ。万葉は八百万千万神。出雲風土記は。天神千五百万。地祇千五百万。と有れど。種々ハ云様ハ異なれども。如此云て。世ハ在と有る。諸神の限を云稱と成せる者なれハ。必其數ハ抱り泥みて心得へきハ非るなりと云リ。○天安河邊。此河比事。既ハ出一書ハ會於天高市とあるハ。處違へるハ似たれど。市ハ人の多ク集ふ所を云言なれハ。此川原ハ神等の集給ふ處なるハ依て。市ハ云るにて。實ハ所の異なる傳ハ非すと。平田翁云れたり。○會合。記ハ神集々とあり。記傳云。此ハ唯誰の命ともなく。只ハ自集へる故也。都度比と訓り。下の例を以思ふ。此ハ高御産業日神の命以。と有るへき事なる也。然らぬハ書紀の傳共

由ある事なるへし。たハ一書ハ會ハ八十万神於天。高市ニ而問之。とあるハ他神の命にて。集をせたることなれハ。都度問互と訓へ。と云るハ就て。平田翁も此ハ自集へること疑なし。其ハ事實の上より思ふも。大御神の幽居坐て。甚しき禍事の起れるなれハ。八百万神等。誰集へねど。集ひたりけんことハ。信ハ然あるへき事なり。と云りみな然る言なり。○可禱之方。本の訓宜し。下の祈禱字。景行紀禱神。神功紀禱祈などみなハ訓り。履中紀禱而不祠。とある禱ハ祈願ふ事。祠を祭祀を行ふを云也。故名義抄ハ。禱字イノリ。又コフとも訓り。言義ハ。詳ならねど。一向ハ願思ふ事を宣申す義と聞えたり。説文ハ禱ハ告事求ハ福也とあり。又彌波とも能牟とも訓へき事など。記傳ハ云れたり。とてハと議給へるハ。素盞鳴尊の荒ひに依て。天石屋戸を刺て堅く幽居るを。彼神の御爲也。請願白し出奉らんとする。八百万神の神議なり。

故思兼神深謀遠慮。遂聚常世之長鳴鳥。使互長鳴。亦以

手力雄神<sup>チカラヲチノ</sup>立<sup>チカシメテ</sup>磐戸<sup>イハト</sup>之側<sup>トワキニ</sup>而<sup>ニ</sup>。

思兼神云々。記<sup>ス</sup>故思金神<sup>コトモ</sup>令<sup>レ</sup>思<sup>フ</sup>而云々。と幣帛<sup>ヒツキ</sup>を作らしめ玉ふ事の條々ありて。其物の既備<sup>イツキ</sup>れる所<sup>ニ</sup>召<sup>ス</sup>天兒屋命<sup>アマノコノミ</sup>布刀玉命<sup>フタタケノミ</sup>而<sup>ニ</sup>内<sup>ニ</sup>拔<sup>キ</sup>天香山<sup>アマノヤマノ</sup>之真<sup>マコト</sup>眞男鹿<sup>マコトノカ</sup>之肩<sup>カサ</sup>拔<sup>キ</sup>而<sup>ニ</sup>取<sup>リ</sup>天香山<sup>アマノヤマノ</sup>之天<sup>アマノ</sup>婆<sup>ハハ</sup>々<sup>々</sup>迦<sup>カ</sup>而<sup>ニ</sup>令<sup>レ</sup>占<sup>ル</sup>合麻迦那波<sup>カマカナハ</sup>而云々<sup>云々</sup>とありて。思兼神の深謀遠慮<sup>シムカシメテ</sup>を以<sup>テ</sup>云々の謀<sup>マカシメテ</sup>を成<sup>ス</sup>して。祈奉<sup>イタダキ</sup>らむと謀<sup>マカシメテ</sup>り。儲<sup>タカシメテ</sup>其後<sup>ノチ</sup>其謀<sup>マカシメテ</sup>る所<sup>ニ</sup>を以<sup>テ</sup>卜<sup>ヒ</sup>ひたり。御卜<sup>ミウラヒ</sup>叶<sup>ヒ</sup>ひたりしかば。此より其謀<sup>マカシメテ</sup>る所<sup>ニ</sup>の如<sup>ク</sup>として。磐戸<sup>イハト</sup>の前<sup>ノ</sup>將<sup>マカシメテ</sup>行<sup>ク</sup>て。寶<sup>タカラ</sup>の御祈禱<sup>ミイタダキ</sup>は取掛<sup>ケ</sup>りて行<sup>ク</sup>ふ所<sup>ニ</sup>を此<sup>ノ</sup>紀<sup>ニ</sup>より甚<sup>ク</sup>と事<sup>ト</sup>畧<sup>シ</sup>かれて。唯<sup>タダ</sup>其場<sup>ノ</sup>の事<sup>ト</sup>のみを記<sup>ス</sup>されたり。此<sup>ノ</sup>は遂<sup>ニ</sup>聚<sup>ル</sup>常<sup>ニ</sup>世<sup>ニ</sup>之<sup>ノ</sup>長<sup>ク</sup>鳴<sup>ル</sup>鳥<sup>ト</sup>云々<sup>云々</sup>。致<sup>ス</sup>其祈禱<sup>ヲ</sup>馬<sup>ト</sup>と見<sup>エ</sup>たる。即<sup>チ</sup>其祈禱<sup>ノ</sup>の較<sup>シ</sup>略<sup>ナ</sup>れ。上<sup>ノ</sup>件<sup>ノ</sup>云<sup>フ</sup>る所以<sup>ヲ</sup>を知らずして。辨<sup>ベ</sup>ふべからざる事<sup>ト</sup>共<sup>ニ</sup>多<sup>ク</sup>かり。遂<sup>ニ</sup>字<sup>ノ</sup>輕<sup>ク</sup>見<sup>ル</sup>るへからず。○思兼神ハ。次<sup>ニ</sup>一書<sup>ニ</sup>高<sup>ク</sup>皇<sup>ノ</sup>産<sup>ミ</sup>靈<sup>ノ</sup>尊<sup>ト</sup>之<sup>ノ</sup>思<sup>ハ</sup>とあり。同<sup>シ</sup>名<sup>義</sup>。記<sup>ス</sup>傳<sup>ニ</sup>云<sup>フ</sup>。書<sup>ノ</sup>紀<sup>ニ</sup>思兼神<sup>ノ</sup>者<sup>ハ</sup>有<sup>リ</sup>思慮<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>智<sup>ト</sup>とありて。思ハ万葉<sup>ノ</sup>三<sup>ノ</sup>歌<sup>ノ</sup>思<sup>ハ</sup>辭<sup>ト</sup>思<sup>ハ</sup>爲<sup>ル</sup>師<sup>ト</sup>と云<sup>フ</sup>る思<sup>ハ</sup>て。思慮<sup>ノ</sup>なり。兼ハ。數<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>の思慮<sup>ノ</sup>る智<sup>ヲ</sup>を。一

の心<sup>ノ</sup>は兼<sup>ニ</sup>持<sup>ル</sup>る意<sup>ナリ</sup>なり。故<sup>ニ</sup>舊<sup>ノ</sup>事<sup>ノ</sup>本<sup>ノ</sup>紀<sup>ニ</sup>。八<sup>ノ</sup>意<sup>ノ</sup>思<sup>ノ</sup>金<sup>ノ</sup>命<sup>ト</sup>とあり。と云<sup>フ</sup>り。重胤<sup>ノ</sup>云<sup>フ</sup>。万部<sup>ノ</sup>乃<sup>ハ</sup>八十<sup>ノ</sup>乃<sup>ハ</sup>心<sup>ノ</sup>呼<sup>ブ</sup>。天地<sup>ノ</sup>二<sup>ノ</sup>念<sup>ノ</sup>足<sup>ル</sup>橋<sup>ト</sup>云<sup>フ</sup>。とある。八十<sup>ノ</sup>の心<sup>ト</sup>云<sup>フ</sup>ハ。八<sup>ノ</sup>意<sup>ト</sup>云<sup>フ</sup>同<sup>シ</sup>しく。其實<sup>ハ</sup>は一人<sup>ノ</sup>の心<sup>ナレ</sup>ばも。八十<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>の心<sup>々</sup>なるか如<sup>ク</sup>。種<sup>々</sup>に思慮<sup>ノ</sup>る所<sup>ト</sup>多<sup>ク</sup>きを云<sup>フ</sup>。天地<sup>ノ</sup>二<sup>ノ</sup>念<sup>ノ</sup>足<sup>ル</sup>橋<sup>ト</sup>と。此<sup>ノ</sup>は謂<sup>フ</sup>ゆる深<sup>ク</sup>謀<sup>ル</sup>遠<sup>ク</sup>慮<sup>ル</sup>て。其<sup>ノ</sup>八十<sup>ノ</sup>の思<sup>ノ</sup>の行<sup>ク</sup>届<sup>ク</sup>を云<sup>フ</sup>て。思兼<sup>ノ</sup>是<sup>ナリ</sup>なり。御<sup>ノ</sup>名<sup>義</sup>を釋<sup>カ</sup>か如<sup>ク</sup>歌<sup>ト</sup>と云<sup>フ</sup>り。此<sup>ノ</sup>度<sup>ノ</sup>の事<sup>ト</sup>。下<sup>ノ</sup>の段<sup>々</sup>。皆<sup>ク</sup>此<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>の思慮<sup>ヨリ</sup>出<sup>テ</sup>て。終<sup>ニ</sup>大神<sup>ノ</sup>の大<sup>ノ</sup>御<sup>ノ</sup>心<sup>ト</sup>とけて。常<sup>ニ</sup>へる世<sup>ヲ</sup>を照<sup>シ</sup>給<sup>フ</sup>こと。此<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>の御功<sup>ノ</sup>績<sup>ト</sup>也。新<sup>ノ</sup>拾<sup>レ</sup>遺<sup>レ</sup>集<sup>レ</sup>阿<sup>ノ</sup>保<sup>ノ</sup>經<sup>ノ</sup>寬<sup>ノ</sup>。おもひかねたはかりこと。神代<sup>ノ</sup>系<sup>ノ</sup>紀<sup>ニ</sup>。天<sup>ノ</sup>思<sup>ノ</sup>兼<sup>ノ</sup>命<sup>ト</sup>。天降<sup>リ</sup>。信<sup>ノ</sup>濃<sup>ノ</sup>國<sup>ノ</sup>阿<sup>ノ</sup>智<sup>ノ</sup>祝<sup>ノ</sup>部<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>祖<sup>ト</sup>。又<sup>ニ</sup>天<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>本<sup>ノ</sup>紀<sup>ニ</sup>。天<sup>ノ</sup>表<sup>ノ</sup>春<sup>ノ</sup>命<sup>ト</sup>。八<sup>ノ</sup>意<sup>ノ</sup>思<sup>ノ</sup>兼<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>兒<sup>ト</sup>。信乃<sup>ハ</sup>阿<sup>ノ</sup>智<sup>ノ</sup>祝<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>祖<sup>ト</sup>。式<sup>ノ</sup>信<sup>ノ</sup>濃<sup>ノ</sup>國<sup>ノ</sup>伊<sup>ノ</sup>那<sup>ノ</sup>郡<sup>ノ</sup>阿<sup>ノ</sup>智<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>社<sup>ト</sup>。天<sup>ノ</sup>下<sup>ノ</sup>春<sup>ノ</sup>命<sup>ト</sup>。八<sup>ノ</sup>意<sup>ノ</sup>思<sup>ノ</sup>兼<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>兒<sup>ト</sup>。武<sup>ノ</sup>藏<sup>ノ</sup>秩<sup>ノ</sup>父<sup>ノ</sup>國<sup>ノ</sup>造<sup>ト</sup>等<sup>ノ</sup>祖<sup>ト</sup>。高<sup>ノ</sup>橋<sup>ノ</sup>氏<sup>ノ</sup>文<sup>ノ</sup>。知<sup>レ</sup>々<sup>ノ</sup>夫<sup>ノ</sup>國<sup>ノ</sup>造<sup>ト</sup>。上<sup>ノ</sup>祖<sup>ト</sup>。天<sup>ノ</sup>上<sup>ノ</sup>腹<sup>ノ</sup>天<sup>ノ</sup>下<sup>ノ</sup>腹<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>云<sup>フ</sup>。信<sup>ノ</sup>友<sup>ノ</sup>云<sup>フ</sup>。此<sup>ノ</sup>ハ春<sup>ノ</sup>と腹と通<sup>シ</sup>し呼<sup>ブ</sup>て。天<sup>ノ</sup>上<sup>ノ</sup>春<sup>ノ</sup>天<sup>ノ</sup>下<sup>ノ</sup>春<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup>の裔<sup>ノ</sup>孫<sup>ノ</sup>の族<sup>ト</sup>を。然<sup>レ</sup>呼<sup>ビ</sup>ひ在<sup>リ</sup>つるなるへしと云<sup>フ</sup>り。又國<sup>ノ</sup>造<sup>ノ</sup>本<sup>ノ</sup>紀<sup>ニ</sup>。知<sup>レ</sup>々<sup>ノ</sup>夫<sup>ノ</sup>國<sup>ノ</sup>造<sup>ト</sup>。瑞<sup>ノ</sup>籙<sup>ノ</sup>朝<sup>ノ</sup>御<sup>ノ</sup>世<sup>ト</sup>。八<sup>ノ</sup>意<sup>ノ</sup>思<sup>ノ</sup>兼<sup>ノ</sup>命<sup>ト</sup>十<sup>ノ</sup>世<sup>ノ</sup>孫<sup>ト</sup>。知<sup>レ</sup>々<sup>ノ</sup>夫<sup>ノ</sup>彦<sup>ノ</sup>命<sup>ト</sup>定<sup>ニ</sup>賜<sup>ル</sup>國<sup>ノ</sup>造<sup>ト</sup>。拜<sup>シ</sup>祠<sup>ニ</sup>大神<sup>ト</sup>。兼<sup>ニ</sup>命<sup>ト</sup>なり。なご見<sup>エ</sup>たり。また天<sup>ノ</sup>八<sup>ノ</sup>意<sup>ノ</sup>命<sup>ト</sup>とも申<sup>セ</sup>る事<sup>ト</sup>。○深謀<sup>ノ</sup>遠<sup>ク</sup>慮<sup>ル</sup>。記<sup>ス</sup>ハ令<sup>レ</sup>思<sup>フ</sup>而<sup>ニ</sup>とあり。平<sup>ノ</sup>田<sup>ノ</sup>翁<sup>ノ</sup>云<sup>フ</sup>。徒<sup>ニ</sup>禱<sup>ス</sup>奉<sup>ル</sup>なるはかりよて。出<sup>給</sup>ふまき事<sup>ヲ</sup>を思<sup>ハ</sup>察<sup>シ</sup>坐<sup>シ</sup>て。謀<sup>リ</sup>出<sup>シ</sup>奉<sup>ラ</sup>むと。深<sup>ク</sup>思<sup>慮</sup>らしなるへしと云<sup>レ</sup>たれと

末盡とす。此は重胤説也。凡て天石窟件々には。顯と幽と二方は係て心得へ  
 き事共あり。其顯と云は誰も知れる如く。素盞鳴尊の御荒ひは因て。日神の天  
 石窟に幽居り御在します。其御怒を解奉らん爲也。大御幣を取捧けて。八百  
 萬神共は懇到<sup>チホコ</sup>也。祈禱せらるる是なり。幽とは。日神の此時の御政は。衣食住  
 の事をしも。事始め定玉ひて。顯見蒼生也。御恩頼を令蒙。玉ひむこの御業也。  
 然るを素盞鳴尊の。悉は損傷らせ玉へるは依て。日神の御怒甚しと御坐々て。  
 天石窟は幽居らせ御在坐なり。思兼神の深遠思慮玉へる所此は在て。其  
 中休<sup>ナカソク</sup>にして息止ぬる衣食住の道を。始よりハ殊更は善成して。仕奉れるが故  
 也。御心は平和みて。磐戸を出させ玉へるまで。是即幽なり。と云れたるは。實然る  
 説なるへ。然解きてこそ。此神の思慮の深遠き程も思遣奉るれ。○常世之長鳴鳥ハ。口訣に常世之長鳴  
 鳥、鷄也と云り。記傳云。常世ハ常夜よて。常世ハ本より別なり。されと言の同  
 きまら。通はして字より拘す。書るは古の常也。此も今か常夜往時也。集て

鳴せし鳥なるをもて。後負し稱なるを。其始へ廻して如此云るふり。思金神  
 をしも。下は常世思金神とあり。これも此時は出て。謀こちし神なる故の稱  
 なると同例也。此を常世國のこと。一は思ひ混ふるハ誤なり。○武郷云。皇大神宮禰宜  
 譜圖帳ハ常世國長鳴鳥儲豆とある。國字ハ思誤りて作れたるなり。  
 長鳴とハ。凡て鷄ハ他鳥よりも。鳴聲の絶て長き物なる故といふなり。次ますな  
 ち使<sup>ミ</sup>長鳴とあり。○使互長鳴此鳥を鳴しめつる所由ハ。記ハ爾天宇受賣  
 白言。益<sup>ナ</sup>汝命<sup>ニ</sup>而貴神坐云々。天兒屋命布刀玉命。指出其鏡。示<sup>ミ</sup>奉<sup>テ</sup>天照  
 大御神之時。天照大御神逾思<sup>ヒ</sup>奇云々とありて。記傳云。此御鏡を見せ奉る  
 から。日神の御光移りて。全等しと照炫やとを以て。汝命は勝りて尊き神と  
 は。此御鏡を申成せる者也。鷄を鳴せたるも。皆此貴神坐て。世を照し玉ふ事。  
 日神も同じさ由を示し奉れる者也。と云れたるか如くなるへし。さて平田翁の  
 神寶日出秘府也。古語云とて。今世號<sup>ナ</sup>鳥名子。則金鷄長鳴。縁也とある文を  
 引て。伊勢神宮に謂ゆる三節祭の時。鳥名子の事見えたる。稱の義は鷄鳴

子にて。天岩屋戸の前にて。長鳴せしめたる鶏は比へて。置れたる故の稱と聞えたり。と云れたる。けし此は基きたる事ふるへし。○手力雄神。御名義字の如し。次に見えたり。倭姫命世記上代本記など。天手力男神。栲幡千千姫命を。御戸開闢神。まふ。所謂は依る御名の如くとも通ゆ。れともさよハ非ず。此事は下よ云り。式は伊豆國田方郡引手力命神社とある

も。磐戸を引開玉へるよ因れる御名ふり。今賀茂郡十足村手力雄山に在と云り。まゝ紀伊國牟婁郡

天手力男神社あり。粟田氏云。今御戸開神とまうす。文徳實錄齋衡二年七月。以紀伊國天

手力男神預於官社など見えたり。○立。本はカクシタテと訓る。記は隱

立とあるよ依れるなり。江本鎌倉本秘閣本よハタテハとよめり。平田翁云。隱立は師の加久理多知

立と訓る古言なると言れたれ。此は此神自らの御心と。隱り給へる非ず。思兼神の謀は依て。諸

神の然令爲玉へるなれ。迦久斯多底天と訓へ。重胤云。此ハ手力雄神の自隱立して。待伺玉ふ所なれハ。カク

リタチテと訓へし。と云れたる。さて此神を隱立せる由ハ。次段にて知るへし。

中臣連達祖天兒屋命。忌部首遠祖太玉命。

中臣連ハ。記傳云。名義ハ中執臣なり。其由ハ。伊勢齋。内親王奉入時。宣命よ。

祝詞式御杖代止進給布御命乎。大中臣茂梓中取持豆。恐美恐美毛申給

久止申。延喜奏覽大中臣本系に。依去天平寶字五年撰氏族志所之宣。勸

造所進本系帳云。高天原初而。皇神之御中。皇御孫之御中執持。伊賀志

梓。不傾本末。中良布留人。稱之中臣者。復舊之由。惟其義也。康治大

嘗會中臣壽詞よ。台記別記本末不傾茂槍乃中執持豆。奉仕留中臣云々。

などある如く。祖神天兒屋命よりして。神と君とを御中を執持て。申す職なる

よ。なりとあり。なほ本書連ハ。上よ出。諸記傳よも云れたる如く。諸の姓は職業

を取れると。地名は依れると。祖名を取れると。又事を取り。物を取りなどせると。

種々ある中よ。此中臣ふとは。其職業は因れる姓なり。故此は在は。氏の中臣を

云也。下よ中臣神忌部神との如きハ。職の中臣なるよ。謂ゆる職業也。此

差別を思ふへし。さて中臣の姓となる。其始の人ハ。仲哀紀よ中臣烏賊津連



ことある。此人よりの事にて。此中臣ハ職なるは非て。氏を玉ひて。中臣連ハ任  
 一玉へるまで。姓氏録河内神別。中臣連天兒屋命十一世孫雷大臣命之後  
 也。ことある是也。さて天武紀十三年十一月。中臣連賜姓爲朝臣。但し此ハ  
論あり記傳  
を見て思ひ 辨ふへし。ことあり。平田翁云。此より後ハ。中臣氏ハ悉く朝臣の姓と成れること  
 思ふ。姓氏録ハ。中臣連あり。餘書ハ中臣連と云るハ。彼是見えたるハ。なほ  
 本のまゝなるも多かりし也。此餘此姓より支別て中臣。方岳連。中臣。酒人、  
 連。中臣。大田連などの類。中臣。某と云姓多ク。姓氏録ハ見えたるを按よ。此  
 け各々某々別なる由ありて。負ふなるへけれと。實ハ中臣氏にて。其職ハ仕  
 奉る故。ハハ稱來れるなるへし。また中臣某と云すて。直ハ大家連。宮處連。殖粟連。  
志斐連など云るも多かり。此等も委しくハ。中臣某  
と稱けむをまた直ハ某連とばかりも稱へるを。其儘ハ録されたりとおほゆ。其は同録の  
中ハても。亦中臣。大家連。中臣。宮處連。中臣志斐連とも見え。餘書ハ中臣。殖粟連。な  
とあるを見てお  
もひ辨ふへし。 こと云。さて又天智紀八年ハ。中臣連鎌子ハ藤原姓を給ひ  
 より。嫡庶ハ通ハして。中臣とも藤原とも云來れるを。文武天皇二年八月詔よ。

藤原朝臣所賜之姓宜。令其子不比等承之。但意美麻呂等。縁供神事。  
 宜復供神事。宜復舊姓とあり。此より不比等公のみ。藤原の氏を承て。自  
 余ハ舊に復し玉へるまで。藤原の一家まで神事ハ預らず。唯朝政よの仕奉る  
 事と成れるハ。是其始とふん見えたりける。此よ。中臣藤原各相別れたりけ  
 る。さて其後稱徳天皇神護景雲三年ハ。中臣朝臣清麻呂。大中臣。姓を給  
 ひしことなともあり。此等の事とも。此よハつくし難し。な  
ほ記傳に云れたること披見るへし。 ○天兒屋命ハ。一書ハ興  
 台産靈。兒天兒屋命。また姓氏録ハ。中村連己々登牟須比命。子。天乃古  
 矢根命之後也とあり。御名義言綾根コトナふつ。兒ハ。言の本言古なり。屋ハ阿夜なり。  
繼体天皇の皇女若屋郎女を。此紀ハハ  
雅綾姫とある  
よて知へし。 此神一書ハ天石窟の前まで。太祝詞言申一玉ひし時。天照大  
 神甚く感御て。頃者人雖多請。未若此言之麗美者也。と詔ひし事見え。  
 此神亦名を太祝詞神とも申せりとおほしきを。此事ハ一書  
の下云 按よ其言辭の麗美  
 と綾ありより稱へたる御名なり。猶興台産靈神  
の下云 根ハ稱名なり。此神の御名。記

傳云。他書より多とは。兒屋根と根を添て書るを。記書紀などより此字なく。稱名は略きても云る例。これかれあるなどを思へ。根字なきは古夜と訓へさかと思へ。屋を夜泥と云こと。今の俗語のとならず。万葉四などもあれ。なほ古夜泥と訓へし。とあるは従ふへし。かて此神の古と祠られ玉ふ。式河内國河内郡枚岡神社四坐。名神大月次 相嘗新嘗とある是神なり。又後春日として祭られ玉ふ。式。大和國添上郡春日。祭神四坐。並名神大 月次新嘗 是なり。伊波比主命。天之子八坂命。比賣神なり。○忌部首。本に首字脱しと。或校本を見れば。一本有首字とあり。とる本も有しならむ。必有るへき字なり。古事記は布刀玉命者忌部首等之祖とあり。とて拾遺は。天太玉命。齋部。宿禰。祖也と見え。姓氏錄も。齋部宿禰と有て。字を齋部と改たるは。其二書共は延暦以後は成れるものなれ。ふり。日本逸史は。國史を引て。延暦二十二年三月。右京人正。六位上忌部宿禰濱成等。改忌部爲齋部とあり。重胤説は。思ふは拾遺は。太玉命の神胤ふるのみは齋部と書し。其神の率玉へりし氏々ハ皆

忌部と作るを以見れ。其本末の混れ無らしめむ用意こそ見えたりける。三代實錄貞觀十一年十一月。忌部宿禰高善爲齋部と見えたりと云り。儲平田翁云。忌部ハ伊美部と訓へし。イムへと云ハ 正からず。伊美ハ伊波比と本同言よて。古大人達も云れし如く齋字をも書し。後世ハ。忌字を伊牟とのみ訓て。伊波布ハ。齋を以て。同言なる事を知へし。諸の凶惡事汚穢事などを忌避て。万を慎むを云なり。故多く神は仕奉る事よ言り。後世ハ。イハフとハ。壽く事をいひ。イムとハ。た。嫌惡て。去。を吉からしめむと。願ふよつきて。凶惡事を嫌去て。慎む意より轉り。又。た。嫌去。をイムと云も。凶惡事を嫌去より轉れるよて。本ハ一なり。其は伊波比伊波布と云ひ。伊波閉とも活き。波と麻とハ。横は親しと通ふ音なる故。伊麻比伊麻布伊牟と活き。弊言よするて。伊美とも云しと聞えたり。部ハ牟禮の約よて。忌も部も正字ふりと云り。とて首は大人の意なる。記傳云。姓の下は附るハ加婆泥よて其部の長を云。諸忌部を率て。其長なる由の姓ふり。自の職を以て。名くるハ非。す。かの中臣氏などの。即其職を以名るとハ異なり。○重胤云。かく云れとも。供作る氏々を率る。其長として仕奉る。即職よて。謂ゆる以三行事。負ハ名と云者なれハ。中臣例ハ異な

らざるへし。皆太玉神を。此は忌部神と見えたる。忌は齋戒の事にて。其長と在て諸部神と  
 處分し玉ふ。太玉命の行事也。部は其太玉神の部と成て。供作る諸部。神の職なるを。合せ  
 て忌部神と申す事。猶諸部神の長官と云ふか如く。又其諸部神をも。其忌部と云は即長  
 上なる神と共。齋戒して供作り。仕奉る謂ふなん有ける。後世忌部と云氏名と成れるも  
 本此ふ起れる  
 もの也と云り。古語拾遺。太玉命。所率神名曰天。日鷲。命。阿波國。忌部  
 置帆負命。讚岐國。忌部。彦狹知。命。紀伊國。忌部。櫛明玉。命。出雲國。玉。天目一箇命。  
 筑紫伊勢兩國。忌部。祖也。また令太玉命率諸部。神造和幣云々。また宜太玉命率諸  
 部。神。供。奉。其。職。如。天。上。儀。平田翁云。此文よれ。太玉命の諸忌部。また仍  
 令。天。富。命。太玉命。之孫。率。手。置。帆。負。彦。狹。知。二。神。之。孫。以。齋。斧。齋。鉏。始。採。山。  
 材。構。立。正。殿。云々。採材齋部。所居謂之御木。造殿齋部。所居謂之  
 鹿香。また又令天富命率齋部諸氏。作種々神寶鏡玉矛盾木綿麻等云  
 々。また天富命率諸齋部。捧持天璽。鏡劔。奉安正殿云々。また又令天  
 富命率供作諸氏。造作大幣。などあるを以知へし。もと忌部とは。神を祭る  
 種々の物を造り。又さらても。凡て齋潔清はつて。事を爲す職を云名よて。

かの採材齋部。造殿齋部の類。齋部。諸氏とあるも諸氏の齋部なり。かとして同書は宮内立織

号齋職。令齋部氏永任其職と云。其次も齋部氏と云るは。布刀玉命の  
 末の忌部首をさすなり。と云り。と云る平田翁説。一通り見て。太玉命の  
 率たるは。拾遺。太玉命所率神云々と見えたる。忌部諸氏のみのこと所思れ  
 と。忌部と稱さる。猿女鏡作服部倭文麻績の諸氏をも。率たりけむと所思ゆ。  
 其は上より引る文とも。率諸部神と云ひ。率供作諸氏。造作大幣といひ。  
 殊に拾遺。率石凝姥神。裔天目一箇神。裔とも有るを熟思へ。鏡作服  
 部。倭文麻績の諸氏の作る物等。悉く大幣物なる上は。太玉命の其諸氏をも  
 率たりけむ事。更に疑なきものをや。但し重胤云。其に差別なん有へかりける。其は太  
 玉命所率神名云々とあるは元より。太玉命の下  
 風を立て。共忌部を名乗るへき氏々の祖神也。其餘の神等。其幣帛を作る爲に。其諸部  
 神の部よりあれども。外に殊なる功用のおはし坐て。凡て。太玉命は屬玉にさる故。幣  
 所率神より坐。故同書の末に凡造大幣者。亦須依神代之職。齋部之官。  
 率供作諸氏。准例造備。然則神祇官。神部。可有中臣齋部猿女鏡作玉

作盾作神服倭文麻績等氏。而今唯有中臣齋部等二三氏。自餘諸氏不預考選。神裔亡散。其葉將絶。といへり。此文は齋部之官と云るは。中臣と並へて。神祇官に置る。齋部の官人をいひて。其即太玉命の裔なり。此氏。古は首の姓なり。天武天皇九年正月。忌部首子首賜姓曰連。則與弟色弗共悦拜。と見えて。此より連と名れるを。又十二年十二月忌部連賜姓曰宿禰とありて。大氏と此より宿禰と名れるを。小氏は稍後まで。首なるもありしを。孝謙天皇天平寶字三年十二月。忌部首黑麻呂等若干人。賜姓連。忌部首融麻呂等若干人。賜姓造。とありて。此等ハ同姓ながら。いまた連も宿禰もならて有一族なり。重胤云。此二人共此時に至るまでも。猶首の姓也。天武天皇九年。其支流の忌部首は。壬申の功臣と云ふも非りけれハ。此を以て漏たるを。此時に至りて。麻呂が族。若干人ハ連姓を玉ひ。融麻呂が族。若干人ハ造姓を玉へるもて。其若干人の忌部ハ。拾遺は神祇官神部。可有中臣齋部云々。氏と云る神部は任奉る氏人なりけん。さて此大氏は。姓氏録右京ハ齋部宿禰高皇產靈命。子天。太玉命之後也。とあれハ右京ハ住るを。小氏の家々も。畿内ハ住りしと見えて。姓氏録ハ右の一家のみ載られり。とあり。唯しかしてハ。唯一家のみの如くなれとも然らし。重胤も云れざる如く。同氏同姓ならば。別は載られざる。此録の例なれハ。右の連また造姓なるも。已と宿禰とありて。一は収まれる者なるへ。なほよく考へべき事なり。○太玉命。拾遺姓氏録ハ。天太玉命とあり。高皇產靈神の御子なる事。拾遺にも見えたり。御鎮坐本記ハ。太玉命。御明玉命兄也とあるを。神名秘書ハ。太玉命高皇產靈神。子栲幡千千姫命。弟御明玉命兄也とあるよてたしかなり。名義は記傳ハ大神宮式ハ。着木綿賢木。是名太玉串。書紀ハ。五百箇真坂樹。とあり。今此神ハ。八十五箇ともあり。玉鏡和幣を着たる真賢木を取持たまへハ。若は此太玉串の意もや有む。さて玉串の名は。手向串なるへし。されハ其串を畧て。太手向命とも云へきものごと云れたり。今按よ。手向ハも神は捧くる幣はまね。神はまね。手は取て神の方を令向るより云る名なるへし。されハ手令向の義なり。其手向る神を手向串と云るよて。串ハ名義ハあつからず。た。太手向命と云しものごとすへ。とてみてくら

は御手座まで。神の御手以て此方の手より捧くるものを受玉ふ義也。このこと  
 はたほ下云へー見屋命ハ、稱辭啓すを主リ。太玉命ハ、太御幣を執捧くるを。  
 主リ玉ふ神ハ御在坐ハ。寔ハ太手向命の義なるへし。さて此神を祭れる社は。  
 式ハ大和國高市郡太玉命神社四座 並大月 次新嘗 あり。三代實錄ハ、貞觀元年  
 正月從五位上を授奉玉へリ。 此社、今忌部村ハ有平田翁云、松下見林ハ太玉命社記ハ、  
 豊石窓禰石窓命也といへとも。此は拾遺より。今春日、神と云といへリ。諸此四座を。太玉命大宮賣命  
 て云る推料りなるへし。三坐ハ已未思得ず。また拾遺ハ、阿波忌部所居便名  
 安房郡ハ、今安房國是也。天富命即於其地。立太玉命社。今謂之安房  
 社。とあり。式ハ、安房國安房郡安房坐神社。 名神大月 次新嘗 后神天比理刀咩神  
 社大。とある是なり。續後紀承和三年七月奉從五位下より次々見えて。三  
 代實錄貞觀元年正月奉授正三位とあり。今太神宮村ハ在リ。安房大神  
 と云ふ。安房の一宮なり。后神元名洲神といふ。後世須宮成ハ洲崎明神とも申  
 す。今世ハ洲崎大明神と申す。洲崎村二宮即是なり。 后神も同位階  
 を奉玉へリ

掘<sup>チコソレン</sup>天香山之五百箇真坂樹<sup>ナカサキ</sup>而上<sup>カイツエニトリカケ</sup>枝懸<sup>カイツエニトリカケ</sup>八坂瓊之五百箇御

統<sup>スミレチ</sup>

天香山。天上ある山名なり。此山後ハ此國土ハ降着て。大和國なる香山。伊  
 豫國なる天山と。二つハ判れたり。大和國風土記 神代紀口訣所引又 謂天上  
 有山。分而墮地。一片爲伊豫國之天山。一片爲大和國之香山とあり。  
 伊豫國風土記ハ、伊豫郡自郡家以東北。在天山。所名天山。由者。倭  
 在天。加具山。自天々降時。二分而以片端者。天降於倭國。以片端者。  
 天降於此土。因謂天山本也。 重胤云、和名抄郷名ハ、伊豫國久米郡天山郷ある是  
 なり。星岡と云。近邊ハ今も方一町程の小山有る  
 天山と云。また仙覺万葉抄ハ、阿波國風土記ハ、空より降り降たる山の大なる  
 ハ、阿波國より降たるを。天詔刀山といひ。其山の碎けて。大和より降り著たる  
 を。天香山と云とあり。万葉ハ、天降付天之芳來山とある此意なり。 山の南麓  
 今香山

村と云。式は大和國十市郡天香山坐云々。今はかく山と清みて稱へ  
 もあり。式は五百津真賢木とあり。記傳云五百の枝の繁きをいひて。一木  
 の上の事ふり。仲哀紀よ。五百枝賢木とあるまで曉へし。天孫降臨章ある。湯  
 津楓の湯津も同じ。真坂樹の坂は借字。仙覺の万葉解は榮えたる樹と云也  
 と云り。新撰字鏡よ。杜毛利。又佐加木。又龍眼佐加木。また神紀杖三字佐  
 加木と有り。神字ハ。日本後紀よも見えたり。和名抄よも。漢語抄龍眼木。今  
 按龍眼其子名也と有り。此も後世の佐加紀よ當たる可けれど思來なし。況  
 て上代のよハ叶ハす採要とあり。さて其木も今も神事は用る神なるへ。通證よ。此  
 樹信。祭神之靈木。末聞西土有此種。故不借漢名。與松柏之品異矣。  
 と云るハ然る説とおほえたり。さて源氏物語よ神卷ありて。此木の香ある事を云  
 ひ。古歌よも神葉の香をかほはしとあるは。何れの木よも各其香有を。殊よ新  
 芽の程なごハ。況て其香の灼き者なり。と重胤の云れたるも有へし。○堀記

根許士爾許士而。拾遺よ左彌古目乃彌古目。万葉ハよ。去年春伊許自  
 而植之云々若樹梅者。古今六帖よ。秋野ハ根許士こしてなと詠て。根な  
 らよ掘取をいふ。俗よ云根引よするなり。物をこしる云俗語も是よりそ出つらん。と記傳に云り拾遺  
 彌古目ハ。此は下よ見えたる。鏡玉などを著へハ料なれハ。殊よ大なるを根掘取れ  
 るなるへ。根なからよ取れるハ。其なから立るに。居りのよき爲なるへし。○上枝。  
 中枝。下枝。重胤云。上枝ハ加美都延と訓て。志母都延と對ハしむべきなり。又  
 本都延と訓て。志豆延と對ハしむへし。應神紀御歌よ。辭豆シ波ハ。云々保  
 菟ツ波ハ云々。とある是なり。記もまた記。朝倉宮段歌ハ。本都延波。阿米  
 淤幣理。那加都延波。阿豆麻ア衰マ於幣理。志豆延波比那衰淤幣理。と先云  
 て。次よハ其を承て。本都延能。延能宇良婆波。斯毛都延爾。淤知布良婆ア問。  
 斯豆延能。延能宇良婆波。云々と有て。本都延と對ひたる所よハ。斯豆延と  
 云ひ。其下句よ在て。對ふ所なきよハ。斯毛都延と云るは。即加美都延と對ふ語

なるの故なり。然るを本は上枝をカムツエと訓なから。本都延の本は檜穂又稻穂ふとの穂は同一と。秀真又國秀などの秀の如く。物の鋒は秀出る義なる事。云も更なる。然るは記明宮段御歌は波都爾波々陀阿可良氣美。志波邇波邇具呂波由惠。美都具理能。曾能那迦都邇表。と有を熟思ふ。上土下埴中土と云事なり。物に端を波と云事。山端又端立などの如し。是を以て本と波と義相通ふ事知へきなり。と云れたる。

中枝懸ハ咫鏡一云。眞經津鏡

ハ咫鏡。記はハ尺鏡。訓ハ尺云。とある。尺は咫の誤り。又ハ咫尺と古より云習へる熟字のあるに依て。此も通して云る。決く誤也とて此御鏡に御名は。草薙劔を。神皇系圖神皇實錄等。十握劔と所見なると同く。度量を以て云るあるへ。其は就てハ咫と云義を考る。記傳は。古物を度量るハ咫と云名あり。と云れたる。實然る説にて。上古は。今の七八寸はわりなるを。凡ハ七咫

ともハ咫とも云うならん。其餘は云るハ物を見ず。今の心よてハ。たは七寸八寸ならむ。ハ。七八寸と云てあるへきを。いかなれハ別は然る名目ハ有ならむと云。阿多と云るハ。大凡ハ物を指定めて。度量る時の名よてもありしなる。阿多と云義ハ詳ならん。古ハ咫字を借れる。公望私記ハ。凡讀ハ咫爲阿多者手之義也。一手之廣四寸。兩手相加。正是八寸也。故書傳謂ハ咫爲ハ八寸也。又韻書ハ謂ハ八寸曰ハ咫。又説文ハ。中人。手長八寸。謂ハ之咫。周尺也。などある。平田翁。此私記の説は依て。手を阿多と云る本義ハ。未思得されど。此は天津國の古言也。しが阿ハ自らハ畧かりて。多なるを相通はして豆と云るなり。と云れたれと信かたし。さて私記ハ。一手廣四寸とあるを。二並へてハ阿多なりと云るハ非なり。若此説の如くハ。七阿多をハ何と云か説かんとする。既く私記ハ。今云ハ八咫者。是ハ六尺四寸也。など云る異説の起れる也けり。さる事ハ。たハハ八重八瀬などのハ。て。物の重なるを云るなり。但し周尺ハ云る處は。手長ハ度りて云る名。此方ハ云るハ手廣ハ度りて云る名の差ある。此方の七寸八寸を。七阿多ハ阿多と云るハ似たれハ。大概ハ當て。書るものと見えたり。咫字を借れるにても。七八咫の餘ハ。されハ今心得む。七咫とあるは七寸許。ハ咫とあるハ八寸許。と見て違ふ事あらし。とぞおもはる。とて其

八咫多を略きて、今は八多と云るものなるか。此御鏡の八咫所謂八寸許ハに坐ことハ、釋ハ天徳御記を引テて云、内裏焼亡之時、内侍神鏡不ニ焼損、其鏡徑八寸許、頭雖ハ有ニ小瑕、專無レ損トあるよテ知られたり。猶釋紀ハ先師申云、天徳回祿之時、其鏡徑八寸許、云々、御記文炳焉、然則彼八咫鏡、徑八寸歟云々、と已ニ定め云る言、さへあり、口訣ハ八咫鏡者、面八寸鏡と注せるも、必其受る所ある説なるへし。然るに、つ、此天徳四年の災ハ罹レ玉へる神鏡は、石窟戸の時の本、物ハ非ず、崇神天皇の御世に、彼八咫鏡ハ擬造られルものなり。然れハ頭雖有ニ小瑕とある。小瑕ハ燒損スる瑕ト非ず。是また釋紀ハ大仰云、御記文神鏡小瑕如何、先師申云、此記一書文、日神方開レ磐戸ニ而出焉、是時以テ鏡入ニ其石窟者、觸レ戸小瑕、其瑕於レ今猶存云々、就レ之思フ之。今内侍所、神鏡者、崇神天皇御時、更所レ鑄也、然則本、鏡有レ瑕、所レ鑄之新鏡、不レ違ニ本、様ヲ鑄ニ付其瑕ト之條、明白者歟、又先師申云云々、崇神天皇御宇、被レ奉ニ寫ニ此神鏡ト之時、不レ違ニ本、様ヲ鑄ニ付件小瑕ト之條、於馬明白者歟、と云るか如し。如此其小瑕をさへ



よ、本様を違へず、鑄付一め玉へれハ、況て其大小き度を、違へ給ふま一き事決ト、其徑八寸許とあるよニ據りて、想像奉れば、其本、鏡を八咫鏡と云る。八咫は八寸許なる事著シ、諸此御鏡の事、猶委ク第一、一書の下ニ云へ一。○真經津鏡、名義記傳ニ真太鏡トなり。太は稱辭ト、布都トも通ハ一云る例多シと云り、さて真經津鏡は、此御鏡の御名のみにはあらず、上古鏡を美稱へて云る名と見えたり。倭姫命世記ハ伊勢度會、宮に坐大神の御靈形を、真經津鏡圓鏡也、とあり。播磨風土記、賀古郡條ハ昔大帶日子命、誹ニ印南別嬢ト之御佩刀之八咫ツカ劍之云々、下結、麻布都鏡ナカサマ繫ハ時云々、ハ握ハ繫トあるを見て知

下枝懸シ青和幣ニ和幣、此云ニ白和幣ト相與致其祈禱焉。

青和幣、白青幣、記傳云、和幣の底ハ多閑の約たる言よテ、即爾波多閑トなり。



爾波ハ即和字又熟字などを訓り。多閉は師説は絹布の類を總云名なり。とあり云り。されど此説ハ非なり。右の説の如く。尾根底を和多閉の約たるなりとする時ハ。和妙は對て。荒妙の約りたる。阿良底と云事もあるべき。とる名なきまでも。其義は非ざる事をまつおもふべし。これハ説詞ハ。明多閉照多閉と云る事あると見て云る説なり。底は手なり。御手坐即帶なりの手と同じく。手以て捧けて奉るものなれハ爾云なり。とて和ハ稱辭なり。荒和の和の義下は唾を白和幣と云。漬を青和幣ともいふ。拾遺は令太玉命率諸部。神造和幣とある。幣物ハ惣名をまつ云置て。次ハ其料物を種々云るも此よしなり。なほ同書ハ。青和幣白和幣の外ハ。令天。棚機姫織神衣。所謂和衣。古語爾伎多倍。とあるまでも。和幣と和衣とハ別なる事を知へし。字書ハ幣。帛也。とあり。泥むへからず。とて青といひ。白と云ハ。其幣物の色を以て云ること。次の記傳の説の如し。記傳云。青とい。拾遺は令長白羽神種麻以為青和幣。古語爾伎多倍とあり。麻ハ木綿とくらふべし。稍青き故

ハ。青和幣と云なりとあり。木綿ハ即白和幣なり。次ハ云。池邊與藤云。麻は和名抄ハ。泉和名介無之。麻無子名也。とありて本草ハ大麻と云物なり。抑麻ハ。其質青色なる物なる故ハ。木綿以て造れる白和幣ハ對へて。此ハ青和幣といふなり。今も越後また大和奈良より出る泉麻（和名抄ハ。周禮注云。青和名加良無之。麻屬。白而細者也。）の白色なるハ對へて。此ハ青麻といへり。日本紀纂疏ハ。青和幣造以麻謂泉也。白和幣造以穀謂木綿也。とみゆ。白和幣ハ。一書ハ下枝懸以粟國忌部。遠祖天日鷲所作木綿。と見え。拾遺ハ令天日鷲神以津作見神。穀木種殖之作白和幣。是木綿也。武天皇乃段。穀本所生。故謂之結城。郡一とあり。是下總國の郡名なり。豊後風土記ハ。速見郡柚富郷。此郷之中。栲樹多生。常取栲皮。以造木綿。因曰柚富郷。また寶基本記も。謂以穀木作白和幣。名號木綿。とあり。かかれハ。白爾波豆ハ木綿のこと。木綿ハ穀木皮以て織れる布にて。古ハあまねく用たりし物なり。此を布とする事。漢籍にも見也。と云ハ。字鏡にも穀措也。加知の木。とあり。さて布よせしことハ。いと古の事にて。や降りてハ。たハ紙よのみして。布よすることハ。絶つと見えて。和名抄にも穀紙ハ見えて。布の事ハ。其ハ殊ハ白きものなる故ハ。白多閉とも。白由布とも。白爾波豆とも云ふり。又古書ハ栲某と多くある。栲も右よ引る。豊後風土記もよる。同物なり。故云ふり。万葉に白栲ともかき。又万の白きもの。栲余栲角乃など。就詞も云へり。

さて又書記。下枝懸所作木綿といひ。又下卷天日鷲神爲作木綿者ヲと云る。記など彼是を合せて思ふ。白和幣のこまありて。必青和幣もそなふへけれ。かこ云とさ。穀と麻と二種を凡ても。木綿と云りごみゆ。たほ又式なご。其料物を舉たる所。木綿と麻とを出せる。其を用る所。た木綿の事のみ云て。麻の事見えぬ多きも。二種を合せて木綿と稱故なりけり。凡て紳は木綿を付など云る。さて白和幣青和幣ごも。織たる布をもいひ。手向などある。必織たる布と聞ゆ。又未織はせて。た糸よしたるまなるをも用たりと見ゆ。故古書は木綿をば作と云て織といはず。又式なご。布若干端木綿若干斤麻若干斤と。布の外は舉げ。端なごふとて。斤ごあるも。糸ふから用る証ふり。これ今賢木は垂たるも是ふり。麻も常は未織ざるを云へども。又其布をも同じく麻はし云へさか。又紳は手向る奴佐も。絹布をも未織さる木綿麻をも云り。麻ごは。種々の中の一。よつきてなり。又後世に紙を用るは木綿の代也。と云り。○懸。此の白和幣青和幣を懸ごある

中。彼の拾遺。天羽槌雄神の織れる文布。これ荒棚機姫神の織れる神衣ニキ。和衣これ。たごをもこめて。並懸たる事もごよりなり。さて上の玉をハ取著。明應本秘閣本はよめり。鏡をハ取繫。秘閣本はしかよめり。本はよめり。皆記はよめり。さて取垂と云る。皇極紀は懸掛木綿一万余六。記傳云。垂を志殿と訓ハ。志院禮を約たる言なり。陀禮は殿。此ハ物を垂らせごるなれハ。志院禮を約めて志殿と云なり。と云り。さてか鏡和幣等を坂樹懸たるハ。上古の禮義と見えて。神代の神等も志か爲給ハ。後の御世ハ人も志かして。皇の御前また貴きあたりは奉り。又轉りてハ木の枝は雉をつけて。人ハ贈りつる事も。物語文ハ見え。文を附て違るハ。中頃の常也。是等もみなあふたを敬ひて。ものする心はへの殘れるなりと。記傳採要は云れたり。○相與ハ。兒屋命太玉命諸共よあり。重胤云。此時八百万神等。皆共ハ此場ハ會合玉ふと雖。諸部神の中よ。幣帛を供作る神等も御在坐し。又手力雄神。天鈿女命の如きハ。各其

仕奉るべき事共仕御在し坐ければ、其御祈禱の御事成就て、天兒屋命太玉命二柱。相並はして仕奉り玉へるなり。然るも第三一書の趣よては、其太幣帛をしも、兒屋命の太玉命をして執持しめ玉へる如云るは、中臣氏をして、忌部氏の上置むと爲たる用意の程見えて、甚味氣なし。本よりて兒屋命は太古の卜事を掌りて、此よては廣厚と稱辭して、祈啓し玉ふべき職の神なり。太玉命は諸部神を率て幣帛を造らしめ、此にては太御幣を取持して、捧奉り玉ふべき神は御在坐て各其掌らせ玉ふ事なん。別々は渡らせ玉へれ。其よては叶はず。又拾遺よ令々太玉命捧持稱讚、亦令々天兒屋命相副祈禱、と見えたるは、太玉命を主として、兒屋命をしも其副と成りたるふれ。愈合はずと見ゆれ。此正書の正しきい云も更なり。記よ布刀玉命布刀御幣登取持而、天兒屋命布刀詔尸言禱白、とあるなん茂梓の本末煩げざる傳よて、中よも正しき説也ける、と云り。○致其祈禱、記よ禱白而とあり。能美と云義ハ既よ云り。

さて其禱白せる状ハ、第二一書よ、天兒屋命則以神祝々之。第三一書よ、廣厚稱辭祈啓。などありて、祝詞よ多と稱辭竟奉と云よ同しと、其懇誠を至し盡し極むるを云なり。

又<sup>オホミコ</sup>棟女君<sup>トキ</sup>遠祖天<sup>アマノ</sup>鈿女命<sup>ニギハヤヒメ</sup>則手持<sup>ニ</sup>茅<sup>ヤシ</sup>纏<sup>ミ</sup>之<sup>ヲ</sup>稍<sup>シ</sup>立<sup>シ</sup>於<sup>ニ</sup>天<sup>アマノ</sup>石<sup>イシ</sup>窟<sup>ヤ</sup>戸<sup>ト</sup>之前<sup>ノ</sup>。巧<sup>ニ</sup>作<sup>ル</sup>俳<sup>ハシ</sup>優<sup>シ</sup>。

又猿女君云々。重胤云。此は天鈿女命の神樂を申され一段なるか。紀記拾遺は差せる異も無き物から。何れも天鈿女命の、後世神樂は謂ゆる。人長は當れる御勢の事のみ有て、其支度用意の御事は於てハ、摠て此を漏されたり。故言を加へて心得ず、得なん有ましかりける。上代本紀よ、凡神樂之起、猿女君祖天鈿女命。採<sup>ニ</sup>天<sup>アマノ</sup>香<sup>カ</sup>山<sup>ヤマ</sup>竹<sup>タケ</sup>。其<sup>ノ</sup>節<sup>ノ</sup>間<sup>ノ</sup>雕<sup>ニ</sup>風<sup>カゼ</sup>孔<sup>アナ</sup>。通<sup>ニ</sup>和<sup>ニ</sup>氣<sup>ニ</sup>。今<sup>ノ</sup>世<sup>ノ</sup>号<sup>ス</sup>とあるハ。樂器の笛の起是ふり。また亦天香弓興並<sup>ニ</sup>甲<sup>ノ</sup>絃<sup>ヲ</sup>。今<sup>ノ</sup>世<sup>ノ</sup>謂<sup>フ</sup>和<sup>琴</sup>。其<sup>ノ</sup>録<sup>ハ</sup>也。とあるハ、和琴の

起す。此事本朝事始より、殊に詳なるを、類聚本源にも見えたり。又上代本記に、木木合合而備安樂之聲とあるは、謂ゆる笏拍子の事也。右件笛琴笏拍子の起有て、又後世御神樂も所謂笛工彈琴擊拍子の設備はれり。諸また神祇本源も、古語云人長者、天鈿女命也と見えたる如く、此時の天鈿女命の所作はしも、實は後世も所謂人長なり。さて右の支度共悉に相備りて、次より此の本文の、猿女君遠祖天鈿女命則云々より、顯神明之憑談とある所の文是なり。此を記し、又天鈿女命手次繫天香山之天之日影而云云、八百万共咲とあるは、此記より少し委曲しき状なる者なり。拾遺は、思兼神の事謀り、又令天鈿女命云云相與歌舞と見えたり。右等此傳々を、此は合せ見れば、此記の此傳のみ、全く備はれり云々として、猶意を補ひて聞へき事少からざるなり。此一應此事共此云へ。一より此に以天香山之真坂樹為變云云とあるは、天鈿女命の出立の裝束なれば、其始は在へき事。

記拾遺の如くなくしてハ叶はざるなり。二より手草結天香山之小竹葉とある是なり。拾遺に以竹葉飲憩木葉為手草とある飲憩は、いかゞなれど、手草と爲る事は於て、異りなし。本朝事始は、神人、但可讀佐加宇土。垂仁天皇廿五年。天照太人主。神人者、以神之上枝中枝下枝、各爲三寸切之長。合爲三調子。以左右之手、鳴之。爲三早拍子。今世堂原文右之後傳之とあり今按は、これ飲憩の木は、あらざるか考へ三より、此は手持茅纏之稍、立於天石窟戸之前。巧作俳優云云。火處燒、覆槽置は、拾遺は、手持著鐸之矛而、於石窟戸前覆誓槽擧庭燎、巧作俳優、相與歌舞と見えたる方、殊に委しと聞ゆ云云。四より、此は覆槽置顯神明之憑談は、記は於天之石屋戸。伏行氣踏登村呂許志、爲神懸云云。其は拾遺は、凡鎮魂之儀者。天鈿女命之遺跡とあるを、此記は其事を傳へ洩したるなり。五より、記は掛出胸乳、裳緒忍垂於番登也と云る文を、傳洩せり。右件の意ことを補ひて聞へ。と云れるは、いけざる事なり。○猿女君、此氏の事も、名義も下巻より出て、そこより云り。○天鈿女命、記傳云、名

義拾遺云。天鈿女古語天乃於須女。其神強悍猛固。故以爲名。今俗強女謂之於須志。此緣也。此注を思ふ。此書の傳は、於受賣とありしを、鈿女と書る文字の書記に依れるなり。延喜七年進大

神宮稱宜譜圖帳も。天乃於須女とあり。源氏物語も。おぞまゝ木うたて

おぞまゝ霧ひるへき霧。皆婦人の事を云て。右の意なり。今世言も。於曾伊

又於受伊と云言あり。探と云り。此神のおすき御態は。此次又下巻に見えたり。

○茅纏之稍は。私記に以「茅纏其矛也」とあるか如し。但必以「茅者。蓋取

潔白之義歟」と云るいか有らむ。重胤云。茅ハ管の種類ふるか故。万葉

集も通はせてよみ。又通證も。夏越ナコシ菰管貫輪。或謂之茅輪。則管與茅其

用同矣とも云り。和名鈔に。管。和名須計。草名也と見え。茅。一名白羽草和

名智と出た。陸機説。管似「茅」而滑無「毛」者と云ひ。茅ハ。一は白茅とも云

るを。時珍説。夏花者爲「茅」。秋花者爲「管」と云る。共は同種異品ふる者也。

本朝事始。和琴の事を云る所は。茅。以須雅乃葉ナ調。左右乃手ナ奏。又号須

賀古止ナ云々。有須賀加幾之調と有。管搔と云ひ。管琴と云れとも。茅搔茅

琴とは云さるを以て。管は種属なる事を知へナと云れたり。さて拾遺は令ナ天目

一箇神作ナ。雜刀及鐵鐸ナ。古語ナ。とありて。次は天鈿女命手持ナ着ナ鐸ナ之ナ矛ナと

あり。平田翁云。師説は着ナ鐸ナ之ナ矛ナといひ。茅纏之稍と云るは。たゞ名の傳の異

なるのみよ。實ハ一ナよて此鈿女命の持たる矛也。と云れしナとる言よ。矛の

すへては。茅を以て纏て。夫は鐸を付たりしを。鐸。矛とも。茅纏之矛とも云けん

を。一方は語れる傳を記せるなりけり。さて鐸は。天目一箇根命の作れるなり。

矛ハ。手置帆負彦狹知命の。木を以造れる事決ナと云り。拾遺に。今手置帆負彦

及矛盾ナとあり。下卷。天孫降臨章ナ云り。鈿女命は此矛を以て。爲給ナ事ハ次ナ云へし。○巧作俳

優。巧ハ意を用て聞へし。心の限手の限を盡させ玉へるを云なり。和邪袁波ハ。

平田翁云。師説は和邪ハ童ワヤ謠ワヤ禍ワヤ諺ワヤと云れ和邪ワヤと同じ。今世にも神ワヤと死

人の靈ワヤなどの崇るを。物の和邪と云是なり。其は常はたし崇りて。凶き事よのみ

云めれど。本は凶よも吉よも通る語な

り。かして何事よまれ。人の口を假て神の歌いせ給ふを和邪歌と云ひ。言せ給ふを言和邪とい云なり。禍も神のなし玉と云れたる如くにて。俳優も。神懸よつきて云稱にて。神懸の態を爲て。大神を笑まじ奉りより云るにて。表伎は。表加斯は約れるなるへし。

武郷云。表伎は表加斯の約と云るいか。此は記中卷仁徳天皇御歌。伊夜表許とある表許は同じ。記傳は表許は。中昔の書共は表許なり。をこかまし。をこの者。など云る是なり。三代實録に。右近衛内藏實繼。長尾末繼。伎善三歌樂。今三人大笑。所謂嗚呼。人近之矣。此は可笑き伎する者を云るなりといへる。此表許を通音は。表伎と云るものなり。右の御歌の表許をも。記傳は表加志と云と同じ。と云れたるはたかへり。其ハ物の憑て狂はする態の如く。胸乳をかき出た。最も可笑しく物する故の名也とあり。諸此は

次の顯神明之憑談と同事にて。別事よあらず。故記は。爲神懸而云々。このことあり。俳優の事なし。拾遺に。神懸の事なとて。た巧作俳優とのみ有て知へし。さるを此紀は。巧作俳優と有て。又顯神明之憑談とあるは。別なるか如く。さては聞えて。いかなる書様也。拾遺はこれを意得て書るものと見えたり。さて

重胤云。後猿樂と云事の起。必此時の俳優は起れる事。通證は謂之猿

樂者。猿女氏所相傳之樂也。とあるか如く。さる粟田口猿樂記は。猿樂の止事なきよを述へ。また幹林萌盧集は所見たる。村上天皇の大御言も詔へるか如く。然る戯みたる。嗚呼の手振は。中々は神も愛給ひ。怒れる心も和む者也ければ。鈿女命の俳優して。大神の御怒を解奉らせ給へる歌舞なれば。世に譬しへなき吉例よふん有ければ。言痛き漢風の理を離れて。直と正しき古昔の様を思へき者也かし。此はしも。日神の御怒斜ならさる時なるか故。尋常なる俳優をして。八百萬神を大に笑はせて。日神の奇しみおもほすへ。謀り賤し出し奉られたる者なり。思兼神の深謀遠慮は此もあるとそ。と云りさる言なり

亦以<sub>ニ</sub>天香山之真坂樹<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>髮<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>蘿<sub>一</sub>爲<sub>ニ</sub>手<sub>一</sub>續<sub>ニ</sub>此<sub>一</sub>

真坂樹爲髮記は。爲髮。天之真折と見え。拾遺は。以真群。葛爲髮とあり。真折は。繼躰紀歌。磨左葉逗羅とある草の名なり。重胤云。記傳云。此

は真坂樹とあるも。本よりせる傳なるへけれど。坂樹を髪とせしむ。いかよや  
 おほゆ。此は名の似たるより混れつるなるへし。凡て髪とは長く垂るものを云て。  
 挿頭鉤カサシノスふと聊別ありと云り。此説一見たりとせる事と通えとれど。上古挿頭  
 と髪と混つよして云る事もあり。其は古くは尾張風土記。丹羽郡吾綴郷。  
 云々建岡。君到美濃國花鹿山。攀賢木枝造綴云々。訛言阿豆良。里  
 也。此は正しと賢木枝を綴と云し証なり。挿頭鉤も頭上よある物なる故は髪  
 と同一意以て稱られたりけるや。又安康紀なる押木珠綴オシキヌマ。一云云綴又オシキヌマ  
 其物の状は慥かならねども。此等も挿頭鉤の類と通えたり。又賀茂松尾日吉  
 等の神事。葵アヲロ綴カサシノス楓カサシノス等を掛る事あり。此神代よりの事なるへし。枕草紙葵云  
 して然る挿頭と成りカサシノス。續紀天平十九年五月。詔。五日之節常用菅蒲カサシノス爲綴云  
 々。非菅蒲綴者勿入カサシノス宮中。など見えたり。万葉集よみ殊よ多く見えたり。其は  
 ハは櫻花を。處女らの挿頭のため。みやひをの髪カサシノスの爲とあり。十九よ。挑カサシノスを花

髪とよみ。三よ菅蒲花桶を玉カサシノス貫綴カサシノスとせむと。とよめり。又ハは秋稻綴カサシノスの歌あり。  
 十七よ玉藻を護よつと。とよみ。十八よ。百合花綴。五よ柳の護あり。かゝ種  
 々よ蔓草ならざるをも。髪と爲る事多ければ。神代よ賢木を髪と爲し事も。頗よ  
 疑ひかたし。とあれども。なほ此を記拾遺の傳の方よ心引かれて聞ゆか。と云  
 れたり。○以蘿爲手綴。記に日影。拾遺に蘿葛と作り。さて記よは天香山之天  
 之日影とあれど。此は真坂樹の處よ云へれは略けるなり。記よは真坂の處よたは天  
 を略ける事互よ同し。此物の事。信友云。大嘗祭式齋服條よ親王以下女孀以上。皆日  
 蔭髪。四時祭式齋宮式。供新嘗料物の中よ。日蔭二荷と見えたるは。万葉十  
 九。新嘗肆宴の時の歌よ。足日木乃夜麻ヤマシノ之多日影カサシノス可豆良家流カサシノスとよめる日影  
 是なり。また和名鈔祭祀。具よ蘿蔓日本紀私記云。以蘿爲髪。和名比加介  
 加都良。と見えたるこれなり。信友云。日影を。今も山城の東山北山。又男山比  
 叡愛宕の山々の樹下などの。苔生はかりの處よ生出て。地上よいと長く延回れ

る蔓草なり。小枝參差<sup>サカサカ</sup>は繼々いいてきて。葉といふべきものハ。蔓こめは皆鬚の末はかりよて。繁く着たり。色ハ綠よて。清く美しく。採置て程ふれど。色あせすして在る者なり。此を土人ともなへて比軻礙と云り。然るは苔類ハ。蘿。唐韻云日本紀私記。女蘿也。また松蘿。雜要訣云。松蘿一名女蘿。和名萬豆乃古介。一云佐流乎加世。と別條は擧たるを。唐韻は蘿女蘿也といひ。雜要訣は松蘿の一名をも。女蘿也といへる漢名の異説は拘泥て。和名の比加介をも。万豆乃古介。また佐流乎加世といふものと。同物なりと心得たる説ハ僻事なり。本草和名も。松蘿一名女蘿此は雜要。決と同一云々。未都乃古介。このみあるをも證とすへ。さて松蘿は深山の茂れる老松に寄りて。生る苔ながら。細き蔓草たち。枝は垂懸れるものよて。古今物名よさかり苔とあるもこれよて。今も然いへり。と云れたるよて知へし。

この蘿と松蘿の事よ付ては。纂疏をばしめ。記傳通證。また近來彼是の書よも説々あれど。聊つハの異ありて。いとまとはしく。何れとも一定しかたさか如し。此信友か説は。高橋氏文考よ見えたるか。いとよろしくおほゆ。故今其一をのみ出して。餘はとて或人云。後記し出す。かかる物は。なほ其國處よよりても。少しはかほりあるへし。

に日影手次を。木綿は換られらるハ。蘿は深山のものよて。常よたやすと得かたかりつるから。た便利は就たることよ。とあれ。別は故ある事よあらず。又日影と云名義ハ。此ものは奥山の木陰よ生て。日光のあたる處よハ。生難き物なる故よ。日蔭葛とこそハ。名よ負たらめといへり。ともあるへ。手繰ハ。允恭卷盟神探湯の處よて。諸人各著木綿手繰。而赴釜探湯。などあり。重胤云。高橋氏文よ採麻佐氣。葛天。多須岐仁加氣豆。とあるを。年中行事秘抄よ載れるよ。多須岐仁多須岐豆とあれハ。須久といハ。帶或は手繰れ類を。透し通志と謂の言なるへいと云り。按よ手繰。通証よ。祭神時掛肩之物とあれ。祭神の時のみよ限らず。姓氏録に。雀部朝臣條よ。星川建彦宿禰。謚應神天皇御世。代於皇太子大鷦鷯尊。繫木綿襪。掌監御膳。ふともありて。貴き御前よ仕奉る時の。古代の禮服なり。この事口訣よ。被太手繰者。着小忌如繰とあり。祭服の小忌衣。即古の繰のなかりなり。着小忌如繰とあるよて。後世の繰と異なる物なること知へし。されハ。今鈿女命の



掛給ふ襦も。専ら禮服の爲は着玉ふよて。天香山の蘿を―も取れる。其清淨  
 ふるを以。小忌の祭服は代へ玉ひしなり。されば後世賤人の袖を擧るが爲は。取  
 掛るゝすきとら。名は一として。其物ハ異なり。扱其はいかなるさまなる物ならむ  
 と云ふ。字鏡は綴負兒帶也。須支。また襦束ニ小兒背帶。須支。また名義抄は。  
 襦をヒムツキ。又ナユノキヌ。また襦襦をムツキ。又タスキとあり。其狀後  
 世の半臂。まゝからきぬなと云もの如く。手を透―通して。胸の限りをまごへる  
 衣なり。小兒を脊に帶る衣と。同じさまの製なり―なるへし。それもこれも。手を  
 透―通す物なるが故。手次の名はありし物なり。さて志か負兒帶の名となれり  
 してより。また其綴字は手字を添  
 へて。手次は借用るしものと見えたり。記傳の説は。本末の差あるへし。さて序は云。手次は  
 其もと。かく貴き御前。任奉る禮服なりけれと。後には多くは女の着るものとなりし事  
 と見えて。姓氏録。禪多治比宿禰條は。火明命十一世孫。殿諸足尾男。兄男庶其心如女。故賜  
 禪爲御膳部。とあるよて知られたり。さて後世となりては。袖の大さくなりしより。禮服  
 の方は失はれて。何事を爲るよも。袖の差障るを。巻擧ぐるかための。具となりてより。かの  
 賤人の女は。帝ニ膳具などを取まかなふより。つひは其方のものとなりしなり。されば。女  
 の手次をかくるは。内々よての事よて。貴人のまへなとよ出る時は。はつして出るを禮  
 とす。これ上代のものは。異なるが故なり。この差別を思はずして。云れたる記傳の説は

なり。和名抄は。本朝式云。禪禪各一條。禪。多須岐。禪。知波夜。今按未詳。  
 と見ゆ。禪は袖を擧ぐる由の倭字なるへし。又名義抄は。禪をも禪をも共ニチハヤ。また  
 タスキと訓あり。重胤云。今神事する巫女の禪衣を。チハヤと云り。交延の義よて。  
 昔は綴と同じ狀は。縮布を引交へて。纏へ  
 りしを。其製りさま易れるよやと云り。據て按は。古代は手綴は。後の小忌衣など  
 の様よ。したのよ縫裁したるものよあらて。手を透―通すは。ひりよしたて。大  
 凡は縮布を引交へて。製りしものならむ。彼襲ふとも。上代のは後世とわたり  
 て。いと假初なりしものと。おほしきをも思ふへし。鈿女命の。蘿を手綴と爲し。  
 高橋氏文は。麻佐氣葛を多須岐よひけし。た引交へて。纏へりしものよあり  
 けらし。

而火處燒。覆槽置。

火トコロニキ。ツケテセト。ロカシ。覆槽置。此云ニ。顯神明之憑談。顯神明之憑談。此云ニ。歌年稿可製。

火處燒拾遺は擧庭燎とあり。和名抄庭燎。和名。同事なり。記傳云。庭火を燒た

る由ハ。上は常夜社とある如く。世中暗くて。種々の禍事發れるなれば。庭火を數

々畫の如く焼て。世中愛なき有状を爲て。大御神を欺き出し奉れるなり。  
武郷云拾遺云六合常闇晝夜不分云々。凡厥庶事燎燭而弁と有にて知へし。斯く此を佳例として。神事及事ある時ハ冊  
 火を焼さ。又魂祭など此を用るも。皆此時は致へるふりか。又池邊真條は此  
擧すそといはし。此は日大御神の天石窟戸に幽居坐し玉ひて後も。なほ大御神ますことし  
もかいらぬ日神有て。白晝の如く明き由をあらはして。其を大御神の不審み玉はむ時。誘  
出し奉らむ神計にて。此神招の一條は。此事を主とて此は火焼と云す。て。火處焼  
 と云るハ。處字剩れるか如し。されど此ハ後世は此時の古事は因て神事は庭燎  
 を擧る事とふれるか。其神祭の場處にて。焼く火の名目を。火處と云習ひしもの  
 なり。庭燎と云事も。いとは其祭の場にてなく火を。しか名けしものなる事共に同じさか如し。かれ火處と云ハ。火の名目となれ  
 る。後の稱を以て。こゝも記せるものなり。○覆槽置。記は伏汗氣而踏登杵  
 呂許志とあり。こゝの書さまハ。置字か伏と云ふ當れり。覆字ハ記傳云。是ハ此物の  
 上より立て舞は踏て響あらせむ爲に。踏といふことし。云にて知へし。中を空虚に設たる臺にて。  
 形狀の筭の如くなる故に。名義空筭ふり。書紀に覆槽をかいたるは付て。以馬槽  
覆之と注せられたるハ誤なり。こゝハ馬

槽はまれ。酒槽はまれ。假て覆用たるハ非ず。本より別に設たる一の器なり。されど正しく  
 填へき漢字のなき故に。其形狀よりて。覆槽とハ書るをかし。後の書ハ宇氣槽と云るも。  
 槽と似たる故に。然云なせるものなり。然るを古語拾遺云。覆槽と云又。古語宇氣布欄と  
 あるハ。後につけたる名を。古語と意得たるなり。響字を加へて。約響之意と云るも甚誤也。  
 又纂疏本云。于該布欄とあるも。布欄ハ此拾遺とて。此物。後世鎮魂祭儀に遺れり。四  
 時祭式。彼祭料物に。宇氣槽一隻とあり。と云り。さて記ハ。踏登杵呂許斯。  
記傳云。此ハ汗氣を踏て。響鳴しむるを云り。後  
世ハ神事ハ大鼓をうつハ。此音を致しよや有む。とあるを。此紀ハいさることなく。いひ  
 なるやうなれど。此は顯神明之憑談とある文也。其意をもこめたる物なり。さて其  
 はいかなる事を爲たまひての。踏どころ。給へると云ふ。平田翁説云。拾遺云。凡  
 鎮魂之儀者。天鈿女命之遺跡。と見えたり。鎮魂祭に儀ハ。此段に故事より  
 起れる事論なく。はた其式を貞觀儀式に載せられたる。大藏錄以ニ安藝。木綿  
 二枚。實於管中。進置伯前。御巫覆宇氣槽。立其上。以ニ梓撞槽。  
 毎ニ一度畢。伯結木綿。訖御巫舞訖。次諸御巫猿女舞畢。と見え。江次第  
 にも。御巫衝宇氣。次神祇官一人進結系於葛苔。此間女官藏人開御

衣、管一振動また其注は、以、管、本、衝、舟、也、結、糸、目、一、至、十、とありと見えて。此御巫猿女の、共元ハ宇  
 受賣命の裔の仕奉れる職なり。天孫本紀。鎮祭之日。猿女君主其神樂ヲ  
 舉其言大謂一二三四五六七八九十。而神樂歌舞。と見えたり。此を上  
 引る貞觀儀式江次第の文と考合せて。御巫の宇氣槽を立て。梓以て撞く  
 時。一二三四云々。と謂事一られ。さて其一二といひ。二といふ毎  
 受賣命としの言るは據れる儀なる事。鎮魂之儀者。天宇受賣命之遺跡。と云  
 るは思合せて知られたり。かれ上は持茅纏之稍。とあるも。覆槽撞ん料なる事  
 知られたり。又紀記拾遺ふと云。其稍もて撞たる事ハ記さむとも。巧作俳優次  
 顯神明之憑談。とある文。其事をこめて。記せるもの也。と云れたる説也。  
 ○覆槽置此云于該布西。本ハ置字布西。二字なきを。類史は據り補ふ。○顯  
 神明之憑談。記に神懸と作り。山陰云。神懸を。顯神明之憑談と書れたる。顯  
 字よて意違へり。爲字なとよて然るへし。と云り。崇神紀ハ神、明、憑、談、と  
 日百襲姫曰と作り。さて私記に。

問。凡云ニ神懸者。必有其神託宣。何神哉。答。此與他處爲少異。諸神欲  
 令日神深見奇物。故俳優万態不可殫記。鈿女命假爲他神。有所託宣  
 耳。是欲令日神深奇故也。然則是假爲之言。未必有神所託也。とある  
 此説は依て。記傳云。今此段の神か。物の著て正心を失へる状。えもいは  
 ぬ劇戲言を云て。俳優をなすを云なり。正心よてハ。其人のえ言まじきことを包ます。  
 言などを神懸とは云なり。今俗ハ著物のした  
 る如く。口はしるさといふ状なり。○拾遺ハ。神明之憑談の語なく。たハ巧作俳優相共  
 歌舞。そのみあるハ。神懸も俳優のうちなる故なり。この紀ハ巧作俳優亦云々。顯神明憑  
 談。とあるハ。俳優と別よたたる書まなり。されど手持茅纏之稍。と云るハ。眞坂樹爲  
 曼。以羅爲手纏。と云るハ。たハ一つハ。さの事と聞えたれハ。實は別事あるハ。神明  
 らけし。然れハ別事の如くあるハ。書まのあ  
 しき也。拾遺ハ此を心得てかけるものなり。と云れたるハ。如し。さるハ神懸る時ハ  
 は其人の平心ハ言まじき言をいひ。爲まじき事をなすなるを。今鈿女命其状を  
 まひて。平心ハらぬと云。種々の可笑き俳優するを。神かりと云傳へたるも  
 の也。池邊真株云。神懸とあるハ。即鈿女命の俳優の状を云るよて。神懸詞ハ。拾遺なる阿  
 波禮阿那於茂志呂云々の謠をいふなり。然るを記紀ハ。此神懸詞なきより。神懸ハ  
 俳優をいふ事のやうに聞えて。さて記ハ爲神懸而掛出胸乳裳緒忍垂於  
 甚混はし。とあるは信かたし。

番登也。爾高天原動而。八百万神共咲。とあり。此文よて當時の有様思知られたり。さて上の聚常世之長鳴鳥。使互長鳴。といふより。これまたの事ともは。石屋の内よ坐ます。大神の出坐むことを。表よ種々よ祈禱申し。玉命其他の神等の御。また裏よ。其大神よも勝りて。他神のいと尊き神の坐々よまなも擬して。これ天鈿女命の。非優の所作なり。それを大神の疑ひ思食して。石戸を開きて御覽さむ時よ引出奉らんよ爲る術なり。さて又記傳よも云れし如く。凡後世神事にあること。大氏此時の神遊の事態の遺れるなれ。なほさまくの事よ有けむを。此紀よも記よも。略きて傳つるものなる事。云までも更なり。

是時天照大神聞之而曰。吾比閉居石窟。謂當豐葦原中國。必爲長夜。云何天鈿女命。嗑樂如此者乎。乃以御手細開磐戸。窺之。時手力雄神則奉承天照大神之手。引而奉出。

是時天照大神聞之而云々。重胤云。此は日神の其祈禱と神樂の事と。相感けさせ御在して。天石窟を出させ給へる所あり。然るよ天鈿女命の神樂の驗のよ見えて。上よ天兒屋命太玉命の相與致其祈禱焉とあるは。此文にては經なり。天鈿女命の事。右よ又猿女君遠祖云々。と有て緯なるよ。右の二神の祈禱よ感させ玉へる事。其文よ含められたるはらめとも。其專要と有へき事を。此よ云れざるふん。甚遺憾かりける。此事の記も甚之事略て傳へられたる。中よ委しき節も無に非れとも。此よ幾つち勝らさりけり。唯拾遺よ。其物既備。掘香山之五百箇真賢木。而上枝懸玉。中枝懸鏡。下枝懸青和幣白和幣。令太玉命捧持稱讚。亦令天兒屋命相副祈禱。又令天鈿女命云々。巧作俳優。相與歌辭云々。爾乃太玉命以廣厚稱詞。啓曰。吾之所捧寶鏡。明麗恰如汝命。乞開戸而御覽。焉仍太玉命天兒屋命。共致其祈禱焉。于時天照大神。中心獨謂。此吾幽居。天下悉聞。群神何由如此歌樂。

聊開戸而窺之。と有る。此次第にて理甚能通えたり。此文も令太玉命稱讚は。爾乃太玉命以廣厚稱詞啓曰。吾之所捧寶鏡明麗。云々とある是も。天兒屋命の相副祈禱。又共致其祈禱とあれ。此同じ事を申す中も。太玉命、幣帛の方。兒屋命の祈禱をん。主と爲させ給へりける。此第三一書に於て是天兒屋命云々。使忌部首遠祖太玉命執取而廣厚稱辭祈啓矣。于時日神聞之曰。頃者人雖多請。未有若此言之麗美者也。乃細開磐戸而窺之。とあるの右も引る文も合るを以て知られたり。此も人雖多請云々の日神の大御心も所思と御事も。拾遺も中心獨謂云々と有る如く。獨言ち玉へる御言なり。又細開磐戸窺之は。拾遺も聊開戸而窺之とある是也。古事記も。即此を於て是天照大御神以爲怪。細開天石屋戸而内告者。因吾隱坐而。以爲天原自聞。亦葦原中國皆聞矣。何由以天宇受賣者爲樂。亦八百万神諸咲と有る。右の文も續く所なる以て辨ふべきものなり。

然るに拾遺も。此吾幽居。天下悉聞群神何由如此之敬樂と云文を。聊開戸而窺之の先は。在は誤れる如くなれども。然らざるなり。此段なるも。右と同じき。共と故ある事にて。此も天兒屋命太玉命の御事を云さるか故也。此時天照大神聞之而曰。云々は其廣き厚き稱辭を聞食たる赴ならぬことく聞ゆれども。次に注せる状も。天鈿女命の神樂の事を兼て續けるなれば。別も。故ある事なりける者なり。然れハ此も。是時天照大神聞之而曰。と有は全く。天鈿女命の俳優の事を聞看めさせ給へる如くあれども。上も又猿女君遠祖云々と有らば。正しく文の辭なるまで。其經なる天兒屋命太玉命の。相與致其祈禱焉。と有より受たる事。右も引る第三一書。また拾遺の文も照し。又第二一書も。天兒屋命則以神祝々之。於是日神開磐戸而出。とも有る。此も太玉命と共に。祈禱申されし事ハ見えされども。全祈禱も由て。日神の出生る状なるをも合せ見て味ふべし。此を以て見るも。右の文も續て。此も吾比閑居石窟。謂當豐葦原中國。必爲長夜。云何天鈿女命嘘樂如此乎。乃以御手細開磐戸窺之。と有は。此も右の第三一書も。日神聞之曰。頃者人雖多請。未有若此言之麗美者也。乃細開磐戸而窺之とある類として。此

等い未御戸を押開かせ御在坐さりし程の御獨言まで。誰窺知奉る者も非る事ふるを御戸を細開かせ御在坐し後、再古事記の如く御言ひ宣ひ出させ給へるまで。其そ天鈿女命と御問答の御事も有り。又八百万神も共は何奉れる事なるを。此は其先の事を云て、後の事を省かれ。古事記より後の事を詳かよして。先化事を。於是天照大御神以為怪。の言は約めて。二度云さりける物な。然れ此は乃以御手細開磐戸窺之。時手力雄神云々。と文は引續きである事なれども。時字と手力雄神との間。上は吾比閉居石窟。謂當豊葦原中國必為長夜。云何天鈿女命。噎樂如此。者乎。の御言を。天鈿女命は相對いせ御在坐して。直は御問對の御事なれ。必再度記されす。得有ましき文なるを思へし。故古事記は於是天照大御神以為怪。細開天石屋戸。而内告者因吾隱坐。而以為天原自闇。亦葦原中國皆闇矣。何由以。天宇受賣者為樂。亦八百万神諸咲。爾天宇受賣白言。益汝命。而貴神坐

故。歡喜咲樂。如此言之間。天兒屋命布刀玉命。指出其鏡。示奉。天照大御神之時。天照大御神逾思。奇。而。稍自戸出而。臨坐之時。其所隱立之。天手力男神云々と有。殊に詳明なりけれ。此續きなむ然るへか。ける。云云るなり。と云れたり。○曰字本はオモホサクと訓。第三一書は日神聞之。曰とあり。此は同一。記は逾思。奇。拾遺は中心獨謂。云々ともあるか如く。未戸を開かせ御在坐さりし間の御心を申なり。さてノリタマハクと訓。其意は見ても妨かゝるへし。○豊葦原中國云々。記には以為天原自闇。亦葦原中國皆闇とあり。此記は一めに六合之内とある。天地をこめて云るなれ。然る事なれ。ことに天上のことなきはす。如何あり。此時の事此國土よての事。あいはれ。たりき。され。これまた。例の此國土よて。語れる言。大凡は見てありのへ。強ち云ふべきにもあら。第一一書には。天地恒闇とあり。○何天鈿女命云々。記は何由天宇受賣者為樂。亦八百万神諸咲。とあり。此も鈿女命を

舉て諸神をもひけたるなり。嗟樂は鎌倉本は此二字をタツフレともよめり。記傳云、咲榮樂を  
 云といへり。續紀宣命は、御酒食倍惠良伎、万葉は惠良々々爾仕奉ふとあり。  
 なほ拾遺は歌樂、雄略紀は歡喜滿懷、用明紀は歡喜なをも訓り、重胤云、  
 宇鏡集は詔咲咲字を、共エワラフとあるも、惠は笑ふ顔、和良布ハ聲も出  
 るを云ふしなり。和名抄ハ露面小下也、惠久保と見え笑顔を惠賀保と云  
 ふとの惠まで。即咲笑る顔を云言なる例なりと云り。○細開磐戸第三一書  
 は、頃者人雖多請、未有若是言之麗美者也、乃細開磐戸而窺之とあり。  
 さるハ兒屋命の祝詞と、細女命の俳優を聞食志怪し給ひ發愠の御心漸  
 和みて、か磐戸を開て闕玉へるなり。此本書に記は、右の祝詞は感玉へる事  
 を漏し、此時祝詞は感玉へる事は後世までも此時の由に依て、祝詞は中臣の職とさへなれるよて、こゝは必あるべき事の漏たるをしるへし。一書は  
 俳優は愛怪坐る事を漏せるよて、これ又神樂歌舞のもとなるを以て、必漏たるを知へとなり。此は互は語漏せ  
 しものなり。此事上よも云りき。○窺記に臨とあり。記傳云、宇鏡は窺を宇加

々不、又乃曾无とある如く、能曾久と同一。但し此は記は自ら戸出而とあれ  
 ハ物の間なご、關少異よて、た事の情状をうかひ見る意ふり。と云り。  
鎌倉本また私記の訓は、ウカハフと訓るも宜し。とて此處記云爾天宇受賣白言、益汝命而貴神坐  
 故、歡喜咲樂、如此言之間、天兒屋命布刀玉命、指出其鏡、示奉、天照  
 大御神之時、天照大御神逾思奇、而稍自戸出而臨坐、之時云々、とあ  
 りて記傳に云る如く、此御鏡を示奉るから、日神の御光うつすて、全等しく  
 照曜を以て、汝命に益りて貴神とは、即此御鏡を申しなせるものなり。され  
 ハ此御鏡の事、此は必あるべきを、略かれたるは言足らず、いかなり。○引而奉  
 出、記傳云、一書は、天手力雄神侍磐戸側、則引開之者云々、拾遺も、かくあり、此  
 よて手力男神の名義あらはれたる、戸を引開むる、本よりのこと、御手を取て  
 引出し奉らむにも、手力の優れたらむ神を充へきなりかしとあり、此手力雄神と持橋  
 千々姫命二柱を合せて、伊勢の書とも、御戸開神とせり、其は大神宮本記は、御戸開神  
 天手力男神、又倭姫命世記は、御戸開神二坐、天手力男神持橋千々姫命と

あり。又元々集引る麗氣記も。天手力男神。亦名扉開神とあり。此は此の石戸を引開玉ふ所謂に依る御名よやとおもはるれと。栲幡千千姫の更よ此よよしなきをおもへん。此御名は此に依る事よあらすして。天照大神の相殿の神よ坐せは。なほ大神の御扉の開闔を仕奉り玉ふ義の御名なるへし。また記よ天石戸別命を御門之神也。と云るに就て。それをも手力雄神と一神なりと。平田翁ハ云れつれと。さらし明證なし。扉を引啓くと。殿門を守衛り給ふと。強て一つは解つけすとも。異なる神と見むよハなてお妨あらん思へし。

於是中臣神忌部神則界以端出之繩亦云左繩端出之繩此云斯梨俱梅離波乃

請曰勿復還幸。

中臣神忌部神は。天兒屋命太玉命を指て申せるなり。但し上の中臣連忌部首ハ神ハ職よて謂ゆる行事なり。氏を云こハの中臣神忌部リ。其差別を辨めへし。記よハ太玉命とのみあれと。端出之繩を控度さむよハ。

必二人してなるへけれ。二神よわけて云る方勝れり。○端出之繩 記よ尻久木繩とあり。今云志木繩なり。土佐日記よハ此の門のーりくめをハとありとて此繩を注文に。左繩と云と云ひ。また端出と書る意ハ釋記よ大問云。端

出之繩何物哉。先師云。注連之本縁也。界以端出之意也。以注連可爲界之條。以之可知。注連左繩爾。藁乃端弘出志天。可繩之條。注文以炳焉也。と見ゆれハ。鹿繩を以。左繩は糾ひて。其端を出す事なり。但其左繩は糾ふ事ハ。如何なる所由とも知られれども。神代ハりの古法と見えり。諸此繩を此に記とい。日神を引出し奉れる即其本の石窟は繩を界以して。再復入給ふまじき爲よ。其界を隔つる意あり。然るは拾遺ハ。爰令天手力男神引啓其扉遷坐新殿。則天兒屋命太玉命以日御繩。今斯利久迷繩廻懸其殿云々。日御繩一名なるへし。御鎮坐本紀。止由氣皇大神丹波國より伊勢外奉戴相殿神。駐仙澤。此。錦蓋覆。日。繩。曳。天。御。騎。日。騎。屏。奉。行。幸。云々。とあり。拾遺なるも。本よ日御綱とあれと。今は此本紀と合へるを以て。繩とあるよハひつされと此は通ハして書れたるよもあるへし。とありて。其遷し奉れる新宮は。引巡らしたるなり。此は何れも其内へ穢ある人。また禍神等の入來らん事を距きて。其隔を爲す趣よ於てハ異なる事なへなりける。此をたハに。此殿を除て他處よ勿幸行そと申義なり。と説るハ。記の文にのみ泥めるものなり。此は悉き物



の入來らんを。輝く。記紀より、新殿の事を漏されし故。自然より、御繩の事、か本旨なるへし。拾遺より、石窟は、端出之繩を引亘しる事を省る。日御繩と相複れるを厭ひての事なるへし。さて田沼善一云、ふりくめ繩と云ふ義は、明着と見え繩と云ふ言の約れるあり。界限とする物のゆるみ。能く其目につきて、灼く見えつへき事を主として、藁を下けたるなり。其故事よりて、惣て界限は用る。此繩を引はへたるより、其は其地をさむる品なれ。又一め繩とも云へるなり。万葉集の歌は、一めとすなど云る。其繩をもくめて云へるもあるへけれど。又其繩を引へき料は、立たる木などをとして云へるなり。江家次第、齋院御禊點地の條に、御在所幔際、木工寮四面曳繩、四角立標など見えたる。其標字しるしとも訓めど。又しめともよめり。元其意は通ふ所あるより、二方ばかりて書く事なるなりと云れたり。此説然るへし。重胤の、ありく米繩と云ひ。日御繩と云ひ。石窟と界以したるより、端出之繩と云ひ。又新殿より日御繩と申せるなれ。此標結と意と物を忌謹む所と云ふ別々なり。と云れたれといか、あらん。○界以、

記は控度とあり。○亦云左繩、本は亦字上は、繩字あるは衍なり。丹鶴本及類史は元は从ふへし。筆牙本は繩亦云左繩、五字なきは、さかしら、刪りたるものなり。さる本とも、元。○端出之繩此云々。本は端出とのみあり。さて注の儼波の字剩れり。之繩二字類史はあるは从ふへし。

然後諸神歸罪過於素戔鳴尊。而科之以千座置戸。遂促殺矣。

諸神云々。記は八百万神共議而。科千座置戸云々。とあり。記傳云、これも天照大御神。又高御産巢日神の命を受けて爲は非ず。神等集て議り玉ふなり。其は深き所以そ有けむ。書紀拾遺など。の旨も同じ。とあり。○罪過、都美といふ意の本は。本居翁説は、都美は都々美の約りたる言より、もと都々牟といふ用言なり。都々牟ハ何事よまれ。しるき事のあるを云を。駭言として、都々美とも都美とも

云なり。されハ罪と云ハ。も人ノ惡行のみハ限ラス。病もろくノ禍。又穢キダな  
 き事醜ウチき事カ。其外すへて。世ハ人ノ世ろしとして。惡カみ棄スふ事ハ皆都美な  
 リ。万葉歌ハ。人ノ身ノ上ハ。諸ノわろき事ノなきを。都々美ふことモ。都々牟  
 ことナことモ。都々麻波受トも云るハ。今ノ世ノ俗言ハ。無事マて無難マてと  
 云意マて。即都美ナことハいふ言なりと云れたるか如し。さて罪即て穢キダなるか故  
 也。穢キダを負する事。伊弉諾尊ノ德原ノ御禊ミソギと同意なり。○科千座置戸。記傳  
 云。これ解除ヲを科するを云。即一書ハ。科千座置戸ノ解除トあり。凡解除ハ  
 二ハあり。其一ハ阿波波原ノ禊ミソギの如し。一ハ此ノ解除ノ如し。これ罪犯ハあ  
 る人ハ科せて。物を出し贖する。一ハ其事モ意モ。二ハ別なるハ似たれど。  
 本ハ一ハなり。履中卷ハ車持君ハ罪有テ。負フ惡ヲ解除ス善ニ解除ス。而出テ於長濱ニ。  
 令シ禊ミソギ禊ヲ。とあるを以見れハ。犯あるもの解除ハ。水邊ニ出テ禊ミソギけり。是罪犯  
 也。穢キダも同じけれハなり。大禊詞ノ文を思ふへし。罪犯ハを解除スるも。穢キダ汚ヲを清む

る禊ミソギと全同し。さて罪あるハも穢キダあるハも。其重き輕きハ隨ヒて。同ク禊ミソギするハ  
 上代ノ法ナリ。然ルを漢國ノ制ヲのみハ用らるハ世ニなりて。上代ノ習ハ。中昔マ  
 ても。神事ハ付たる事ハ。猶此法ヲ用られて。大上中下品々ノ禊ミソギありハ。こと古  
 書ニもに見ゆ。諸其ノ禊ミソギ具ヲを出ス。一ハ。今考るハ二義あり。一ハ。其ノ禊  
 具ハ用る色々ノ物ヲを科せて出ス。しむる也。書記ハ禊ミソギ具ヲ書キたる具字ヲを思ふへ  
 し。又ハ。唾ヲ爲シ白ク和幣ト云々。とあるも禊ミソギ具ハ用る物ハ取れり。又雄略卷ハ齒田  
 根命ノ罪ありて。以テ馬八匹太刀八口ヲ禊ミソギ除罪過ト。とあり。又延暦廿年五月ノ  
 太政官符ニ。定メ禊ミソギ犯ノ科ト禊ミソギ例ト事ト。一ハ。大ノ禊ミソギ料物廿八種云々。一ハ。上ノ禊ミソギ料  
 物廿六種云々。一ハ。中ノ禊ミソギ料物廿二種。一ハ。下ノ禊ミソギ料物廿二種云々。とある  
 其種々物ハ。こと禊ミソギノ料物トて。罪穢キダノ重輕ハまハかせて。科する品ハなるを以思定  
 むへ。一ハ。一ハ。彼阿波波原ノ禊ミソギノ時ハ。御身ハ着たる物等ヲを盡シて投棄スた  
 まへりし如ク。罪犯ハある者モ。身ノ穢キダたるなれハ。其身ハ所有物モ皆穢キダたるを

拂ひ棄る意にて出すなり。故後世までも、祓は用る種々物の終りみな水は流し却なり。千座の私記は座者是置物之名也と見えて。其祓物を居置物をいふ。千は其數なり。犯の重き輕きの任は。祓も重き輕き有て。祓具も多き少き品あるを。此も極めて重ければ。極めて多きを千と云ふり。後世は四座置八座置なるを以見れば。幾座と云。置は其物を持出で。祓する處に置と意より云るなり。万葉は置幣とも。奴佐於伎とも見え。大祓詞は。大中臣天津金木乎。本打切末打斷氏。千座置座爾。置足波志氏とあり。さて其置座は。四座置八座置と云品あり。本工寮式今考ふるは。置座とは。祓物を居置と座なる故の名にて。四座置八座置も。本は四座の置物。八座の置物と云事にて。其置座の數以て云たるなれば。一種の物の名は非すとあり。さて戸は。記傳は云れたる説はあれど。いのかあらん。重胤説は。戸は足の約れるにて。千座置坐爾。置足波志氏とある是也。然れば置戸も置足にて。其座の上は。祓具を置充を云と云り又池邊真

榛云。千座置戸は。千々の物を置と座物へし。扱なるよて戸は借字。置所は意なり。千々の置座物と云むか如し。之を科と罪を贖はしむるに。種々の物を出さしむる古法に贖物を科するを。千座置戸を科するといふなり。千座置戸は。即ち贖物を置くものなれば。其器を科するは。やかて贖物を出さしむる事なり。と云り。此らやまごつたらむ。なほよく考へ。科は。記は負とあり令負の意にて。仰命も同言ふり。科字をよむは。人々事の品科を分て云つくる意也。○促徴。下卷は急責を訓り。世牟とは下の一書は噴素交鳴尊とあり。平田翁云。迫と同く。彼天津罪の積を言迫るよしにて。記は武甕槌神の建御名方命を。諫方海は迫到る。とある迫も即是にて。此は言迫るべき言なく。言迫めたる由ふれば。須佐之男命も迫るべき辭なく。窮り畏り給ひけむこと。一書は天上は勿住を。葦原中國も勿住と。諸神の迫言ひまよく。逐はれ給へるまで知へし。師云凡て世は。世り。世麻留は狹まるよて。目と他を云差のみなり。と云り。波多留は。下の一書は責。下卷は債。名義抄はとよめり。職員令義をよめり。意は物の間なく逼迫るをいふ言にて。鳴神の鳴はた解は徴財曰債。

たご云も同意にて。物を白なごして碎くを。はたご云も。同語と聞えたり。  
至使拔髮。以贖其罪。亦曰拔其手足之爪。以贖之。己而  
竟遂降焉。

至使拔髮。重胤云。至て小より大に及へる謂なり。然れハ記も亦切鬚ごの  
有て。髮の事ふく。此ご拾遺より。髮のご有て鬚の事なきハ。互は傳漏せらるて。  
此ハ必髮鬚共よなごしてハ。至使の事の落着ざるを思へ。ご云り。さて此髮鬚等  
をハ。何の料よか出さしめたるご云。第二一書よ。以唾爲白和幣。以洩爲  
青和幣。ごありて。唾も洩も袂具の料ふる。和幣ご爲たるよ付て。按は髮鬚また  
次れる手足爪をも。袂具ごして。千坐の置戸は備置て。贖物は用たりしご  
知られり。釋紀は千坐置戸云々。先師申云。人形者所謂素羹鳴尊之盪  
觸。拔手足之爪。贖其罪。身代之義也。号贖物是也云々。ごあるよ仍て考

るよ。後世人形を作りて。贖物ご爲たりし事も。神代よりの傳よて。此は素羹  
鳴尊の御身の代ご。人形を作り。其に此尊の髮鬚爪を取付けて。其罪を贖ひ  
しふるへし。後よ御贖ご云事あり。其は天皇の大御解除よして。本朝月令よ  
引る。弘仁内義式よ。晦日御贖中宮東宮並同云々。右毎月晦日。御贖依件擬備。  
進園司ごあり。公事根源。神祇官祿御贖物の條。是を毎月晦日よ奉る。  
御麻をも同じく供す。贖物ハ身の災異を贖ふ物ご云意なり。人形を作りて。身  
の代ご爲る事。同じ心なるよごあり。また六月十二月の御贖祭ご云事あり。  
弘仁神祇式。御贖祭中宮此云々。右從六月一日。始至八月。々別御巫  
行事。其東宮。日限并物敷並減半。ごし。此事を。四時祭式よ。六月祭二十  
月准。御贖祭云々。ごありて。右ご同文なり。此は毎月例ごは異りて。御躰御  
卜ご就て行ハる。事ご通えたり。これハ公事根源。御贖物條よ。是は一日より八  
日。まで贖見もちて。まぬる。朝餉よて。主上よ參らす。四の土器を御指して。上よ